

W2 6593/22

民事訴訟法釋

法學士柿崎欽吾
山田正賢 同著



大阪圖書出版會社發行

自序

本書ハ一言以テ之ヲ蔽ワン曰ク俗解ナリト故ニ
一般ノ人カ刑事訴訟法ヲ讀ミ得テ一通リ各條項
ノ意義ヲ解スルヲ得ハ本書ノ望足レリ法理ノ
淵奥ヲ穿鑿セントシタルニアラス學生カ推敲ノ
資ニ供セントシタルニアラス簡短平易一ニ世人
ノ解シ易キヲ期ス若シ此書ヲ目シテ卑陋ト云ヒ
淺鹵ト云フモノアラハ之未タ本書ノ何タルヲ知
ラサルモノナリ水ハ方圓ノ器ニ從フト著書モ亦

然リ其目的ニ依テ高尚平易優美平凡緻密短簡、
定マル處ナシ穿鑿推敲ノ著豈世俗一般ニ通用ス
ルモノナランヤ珍器寶具之ヲ愛翫スルハ善シ然
レト之ヲ日用ノ具ニ供スルハ愚ナリ讀者幸ニシ
テ本書ノ目的ヲ誤ラサルヲ得ハ著者望外ノ望夫
是ヲ諒セヨ一言以テ序文ニ代フ

明治廿三年十月 日

法學士柿崎欽吾識

刑事訴訟法自序

余本書ノ編纂ニ從事スルニ當リ二箇ノ目的ヲ有セ
リ一ハ法律初學ノ徒ノ階梯トシ一ハ普通人民ノ榮
トナサント欲セリ故ニ一方ニ於テハ字句ヲ解キ何
人ニモ條文ニ記載セル事柄タケハ了解セシメント
勉メ一方ニ於テハ平易ニ法理ヲ述ヘ以テ初學高キ
ニ上リ難ニ入ルノ門戸トナサント勉メタリ若シ夫
ノ高尚ナル理論ニ至テハ他日ヲ期セン

明治二十三年十月

山田正賢識

法律第九十六號

刑事訴訟法目錄

第一編 總則……………一

第二編 裁判所……………三六

第一章 裁判所の管轄……………三六

第二章 裁判所職員の除斥及び忌避、回避……………四七

第三編 犯罪の捜査、起訴及び豫審……………四九

第一章 捜査……………四九

第一節 告訴及び告發……………五一

第二節 現行犯罪……………五四

第二章 起訴……………五七

第三章 豫審……………五九

第一節 令狀……………五九

第二節 密室監禁……………七〇

第三節 證據……………七二

第四節 被告人の訊問及び對質……………七三

第五節 檢證、搜索及び物件差押……………七七

第六節 證人訊問……………八一

第七節 鑑定……………九二

第八節 現行犯の豫審……………九五

第九節 保釋……………九九

第十節 豫審終結……………一〇四

第四編 公判……………一一五

第一章 通則……………一一五

第二章 區裁判所公判……………一三五

第三章 地方裁判所公判……………一四六

第五編 上訴……………一五〇

第一章 通則……………一五〇

第二章 控訴……………一五三

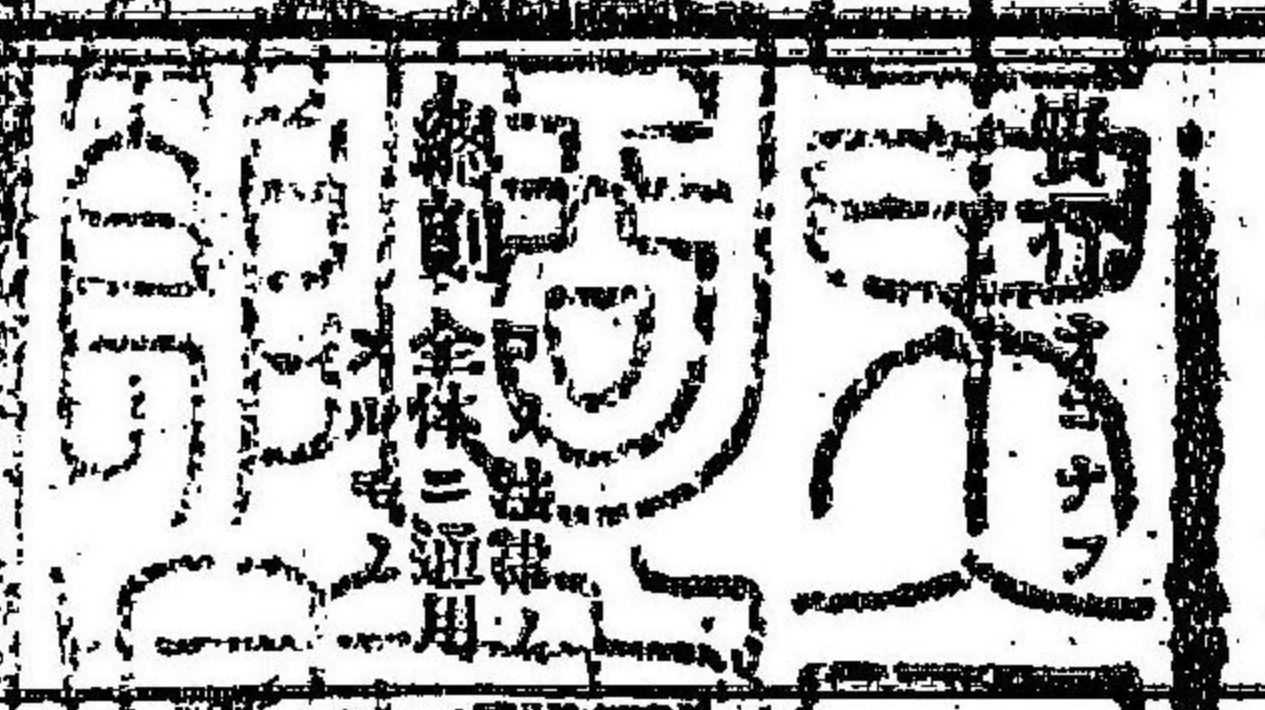
第三章 上告……………一六四

第四章 抗告……………一八二
 第六編 再審……………一八五
 第七編 大審院の特別権限に属する訴訟手續……………一九一
 第八編 裁判執行、復権及び特赦……………一九四
 第一章 裁判執行……………一九四
 第二章 復権……………一九七
 第三章 特赦……………二〇一
 附則……………二〇三

刑事訴訟法
刑事訴訟ノ手續
ヲ定メタル法律

刑事訴訟法註釋

柿崎 欽吾
山田 正賢 共



公訴 オホヤクノ
 犯罪 ツミ
 証明 アキラカニ
 適用 アテハメル
 目的 メアテ

第一條 公訴は犯罪を證明し刑と適用することを目的とするものにして
 法律に定めたる區別に従ひ檢事之を行ふ
 公訴とは私訴に對する名稱にして檢事か國君の名義を以て破法者に
 對し刑の適用を要求するの訴あり

總則 第一條に始り第二十四條に終る凡て二十四條此法律全身に
 關することを定めたるものなり
 社會は刑法に觸るゝの所爲を罰するの權あり然れども之を罰するの
 みにして實行せざるべきは何の効用もあかるへし刑法は即ち
 定めたるものにして刑事訴訟法は其手續を定めたるものあり此
 總則 第一條に始り第二十四條に終る凡て二十四條此法律全身に
 關することを定めたるものなり

第四章	抗告	一八二
第六編	再審	一八五
第七編	大審院の特別権限に属する訴訟手續	一九一
第八編	裁判執行、復権及び特赦	一九四
第一章	裁判執行	一九四
第二章	復権	一九七
第三章	特赦	二〇一
附則		二〇三

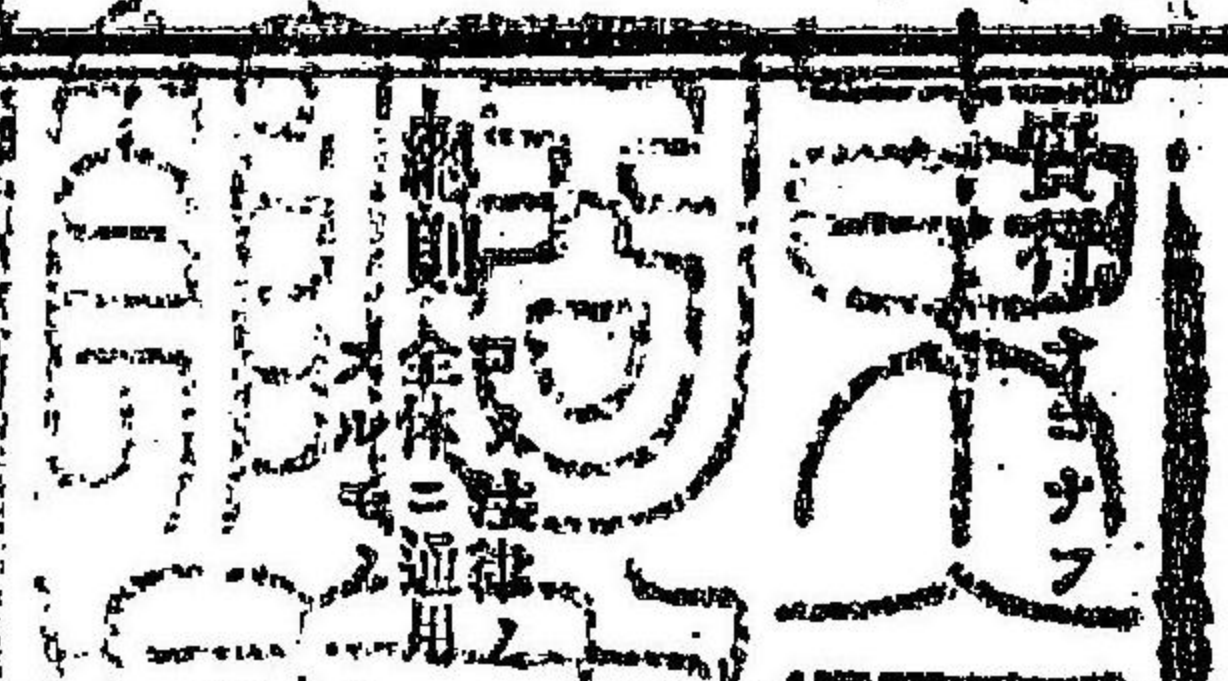


刑事訴訟法

刑事訴訟ノ手續ヲ定メタル法律

刑事訴訟法註釋

柿崎 欽吾
山田 正賢 共



刑法に觸るゝの所爲を罰するの權あり然れども之を罰するの權ありのみにして實行せざるべきは何の効用もあかるへし刑法は即ち刑罰を處めたるものにして刑事訴訟法は其手續を定めたるものなり此を相待て始めて始めて完全を得るものあることは猶ほ車の兩輪の如し

第一條に始り第二十四條に終る凡て二十四條此法律全身に關することを定めたるものなり

公訴 オホヤケノウツダヘ
犯罪 ツミ
証明 アキラカニ
適用 アテハメル
目的 メアテ

第一條 公訴は犯罪を證明し刑と適用をすることを目的とするものにして法律に定めたる區別に従ひ檢事之を行ふ
公訴とは私訴に對する名稱にして檢事か國君の名義を以て破法者に對し刑の適用を要求するの訴あり

要求 モトムル
 所以 ヲテ
 發生 ヲマシテ
 必要 イリヤ
 手段 ナシテ
 提起 セキコト
 實行 オコナフコト
 貫徹 ツラヌコト

憲法第五十七條に曰く司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふと即ち檢事は國君の名を以て公訴を行ふものにして檢事一人の有にあらざる本條に檢事之を行ふと云ひ檢事に屬すと云はざる所以あり

公訴は犯罪と共に發生するものあり故に犯罪なければ公訴起らざるすへき罪人なければ之を罰するの手段方法必要ならざるあり

公訴の目的は刑の適用と犯罪の証明との二箇ありと云ふ者あれども誤れり犯罪を証明するは刑を適用するに付ての手段にして決して目的にあらざる

法律に於て定めたる區別に従ひとは重罪は重罪裁判所輕罪は輕罪裁判所違警罪は違警罪裁判所の檢事に於て公訴を行ふと云ふことあり

公訴の提起と實行とは之を區別せざるべからざる公訴の提起とは公訴を裁判所に附し之を其裁判に任ずるの手續を云ひ公訴の實行とは公訴の目的を貫徹せんか爲めにする凡ての手續を云ふ而して公訴の提起は一人に於てもあし得べしと雖も公訴の實行は然らざる

私訴 ノウツクシヘ
 名稱 ナマヘ
 損害 ソシムル
 回復 トリカヘヌ
 賠償 ツクナフ
 毀損 キツハケル
 故意 ワサトスル

第二條 私訴は犯罪に因り生じたる損害の賠償、贓物の返還を目的とするものにして民法に従ひ被害者に屬する

私訴の公訴に對する名稱にして犯罪に因り損害せられたる私権利の回復を要求するの訴あり

私訴は犯罪に因り生じたる云々とあり故に私訴は犯罪と其發生を共にするものにして犯罪なければり私訴あるの理なし而して私訴は如何なる犯罪に因り生ずるか

犯罪に公益のみを害するものと公益と私益とを併せ害するものあり

身財財産に對する罪の如きは公益と私益とを害し國事犯の如きは多くは公益のみを害す其私益を害する犯罪より私訴權生ずるものあり

損害を受けしとして私権利の回復を要求するの理なければあり

損害賠償とは身財名譽財産等を毀損したる時に之を償はまじむるを云ふ例への故意を以て我れの器物を毀棄したるものあるときに其損失を金銭を以て償はしむるか如き又は公然我を誹毀したるものあるときに新聞紙に謝罪の廣告を出さしむるか如きは即ち損害の賠償あり

贓物 ヲヌミモノ

返還 カヘス

竊取 ヲヌム

要求 モトムル

回復 トリカヘス

贓物の返還とは犯罪に因て得たる物品を返還せしむることを云ふ例へは我の財物を竊取したるものあるときは之を返さしむか如き即ち然り若し此場合に於て竊取者贓物を毀滅を返還すること能はざるに至らしめたる時は其財物を返さしむるを得ざるか故に損害の賠償と變ざるものあり

私訴の目的は右に述べたる損害の賠償と贓物の返還との二あり然れども私訴之常に此の二箇を有するものにあらざる即ち損害の賠償のみ要求することあるへく又贓物の返還のみ要求することあるへく又此二者を併せて要求することあるへし

民法に従ひとは民法に定めたる規則に従ひてこのことあり何故に民法に従ふかと云へば私訴は一人の有する権利の回復を要求するものにして此要求の権利は人權或は物權にして二者共に民法の定むる所あればなり

被害者に屬せとは此私訴權は害せられたる者即ち被害者の専有あり

實行 オコナフ

抛棄 ステアル

隨意 コ、ロノイ

直接 スケニ

間接 アイダニハ
サマリテ

影響 サシヒマキ

告訴 ウツタヘ

消滅 キヘル

このことあり故に私訴權を實行するも抛棄するも被害者の隨意なり斯く説明すれば第一條に於て公訴は檢事之を行ふと云ひ本條に於て私訴は被害者に屬せと記したるは用語の宜きを得たるものと云ふことを知るを得べし

被害者とは直接に害を受けたる人をのみ云ふにあらざる其害の間接に被むる者も均しく被害者あり例へば有夫の婦若くは兒童は侮辱せられたる時は直接の被害者は婦若くは兒童あれども夫若くは父母も其害の影響を被むるか故に本條に所謂被害者あり

第三條 公訴は被害者の告訴を待て起るものに非ざる又告訴、私訴の抛棄に因て消滅するものに非ざる但法律に於て特に定めたる場合は此限に在らず

公訴は被害者の告訴を待て始めて起るものにあらざる又告訴又は私訴の抛棄も因て消滅するものにあらざる何となれば公訴は被害者の有にあらざればなり故に竊盜者を被害者に於て訴へるとも亦竊盜者を一度は訴へて後ち其訴を取消したりとも公訴は依然として何等の關係

關係 カレハリ

金額 カネタカ

多寡 オホキイ
スグナイ

附帶 ツケオハシ

規定 サダメ

参加 クハル

第二審ノ判決

ニドメノサイマ
ンイヒワタシ
速了 スミヤカニ
オハル
簡減 クンヤク

もかし要するは獨立あり

然れとも特に法律に於て定めたるときは右の例外ありとす特に定めたる場合は脅迫の罪の如きを云ふ前は第六條より至りて説くべし

第四條 私訴は其金額の多寡に拘はらず公訴に付き第二審の判決あるまて何時にても其公訴を附帶して之を爲すことを得

第三者は民事訴訟法の規定に従ひ公訴附帶の私訴に参加することを得

●私訴は其金額の多寡に拘はらず公訴に付き第二審の判決あるまて何時にても其公訴に附帶して之を爲すことを得るあり斯く定めたる所には實際上事務處分の速了及び簡便と費用節減との利益あるか故あり

金額の多寡に拘はらずと記せしは民事裁判所の制限に従はざるか爲めあり裁判所構成法によれば區裁判所は百圓以上の金額に關する事件を裁判することを得然れども私訴に付ては此制限を以て例へ一萬圓の要求と雖も其要求にして公訴に附帶したる私訴からんには

効果 カワソウ

時期 キゼレ

豫想 オモフ

確定 キマレル

第三者トハ直接ノ
關係ナキモ間接ニ
私訴ニ關係アル者
ナリ

之を裁判することを得へし之れ本條に金額の多寡に拘はらずと記したるより生ずる効果あり

第二審の判決あるまて云々即ち私訴をなすの時期を定めたるものあり私訴の第二審の判決あるまては何時にても公訴に附帶して申立てることを得るあり

第二審の判決とは控訴に對する判決のことあり本條に第二審の判決と記せしは控訴ありたる場合を豫想してあり若し第二審の判決を求めず第一審の判決確定したるときは私訴を爲すことを得ざるは勿論あり

第三者は民事訴訟法の規定に従ひ公訴附帶の私訴に参加することを得るあり

参加に主参加と従参加との二あり民事訴訟法第五十一條に曰く他人の間に權利拘束と爲りたる訴訟の目的物の全部又は一分を自己の爲に請求する第三者と本訴訟の權利拘束の終に至るまて其訴訟が第一審に於て繫属したる裁判所に當事者双方に對する訴(主参加)を爲し

主張 イロハル
共謀 トモニハカ
繼續 ツマク
附隨 ワキシタガ

被告人罪ヲ犯シ
罪ヘラレタル人
免訴 罪ヲ犯シタ
ル証據カナ
イト云フ様ナリ
ニ免訴スルナリ

無罪 罪カナイ
妨礙 サマタガ
回復 トリカヘス
口實 イヒガサ
贓物 ヌヌミモノ

消滅 キハル
被告人 罪アリト
レタルモノ
受理 ウケル
抛棄 ステル
確定判決
キマッタイヒワ
タシ即チモハヤ
ウゴカスコトナ
ナラヌ判決
頒布 ゴフコク
廢止 ヤメル

て其請求を主張することを得第三者の原告及び被告の共謀より自己の債權に損害を生ずることを主張するるときも亦同しと第五十三條より曰く他人の間に權利拘束と爲りたる訴訟に於て其一方の勝訴に依り權利上利害の關係を有する者は訴訟の如何ある程度に在るを問はず權利拘束の繼續する間は其一方を補助(從參加)する爲め之に附隨することを得と尙ほ詳しくと就て見るべし

第五條 被告人免訴又は無罪の言渡を受けたりと雖も民法に従ひ被害者より賠償、返還を要する妨礙と爲ることなかる可し

被告人免訴又は無罪の言渡を受けたりとも民法に従ひ被害者より賠償、返還を要する妨礙と爲ることなきものあり何とされは權利の妨礙、返還を要するのみならずか故に犯罪者としての言渡を受けたりとも被害者は私權利の回復を要するを得べきは理の當然なればあり但此場合に於て賠償、返還を求むるに犯罪を口實とすることを得ざるは當然あり之れ本條返還と記して贓物の返還と記せざる所以あり

第六條 公訴を爲す權は左の事項に因て消滅す

- 第一 被告人の死去
- 第二 告訴を符て受理を可き事件に付ては告訴の抛棄
- 第三 確定判決
- 第四 犯罪の後頒布したる法律に因り其刑の廢止
- 第五 大赦
- 第六 時効

公訴權消滅とは原と受理し得可き公訴の最早受理す可からざる者とあり裁判所へ訴て起すとも無益なる場合を謂ふ其場合六あり左に説くべし

第一 被告人の死去

犯罪は一身上の行爲より出るものなれば刑罰も亦一身上に止せらるるへからず且夫れ刑罰は生命身軀自由財産名譽に對して行ふべきものなるか故に被告人死去したる以上は行はんとするも得ざるへし之れ公訴權は被告人の死去と共に消滅するものにして而して刑は一

往昔野蠻ノ時代ニ在テハ屍骸又ハ名譽ニ對シテ刑罰ヲ行ヒ甚シキハ其家族又ハ最近ノ親屬ニマテ及ボシタリシト雖モ人文ノ進歩スルニ從ヒ是等痛歎スヘク排斥スヘキノ制度ハ全ク史上ノ一專斷トナルニ至リ實ニ被告人死去シテ自ラ辯護スルヲ能ハサルニ至リタルニモ拘ハラヌ之ヲ裁斷スルハ不正不理ノ甚シキモノト評セラルヘカラスヨシ代理人ヲシテ之カ

辯護ヲ爲サシムヘシトスルモ豈能ク被告人ノ自ラ云ハント欲スル所提出セント欲スル所ノ證據ヲ悉ク知ルヲ保スルヲ得ンヤ況ンヤ之ニ刑罰ヲ加フルヲ要ナキニ於テナヤ實ニ刑ハ犯人ノ一身ニ止マルモノニシテ犯人死去シタルトキハ之ト全時ニ公斷權消滅スルモノナリ

數人共犯 トモ
チ犯シタルモノ
不可分の ワケ
トガテキヌ
法廷 コトワザ

に止まるを要するの原則ある所以あり然るに名譽財産の二刑は被告人の相續人に對して行はんとすれば行ふことを得べきか故に此二刑を目的とする公訴權は死去と共に消滅せざるべきか如し之れ決して然らず若し斯の如くすれば被告人以外のものに刑罰を科するものと云はざるべし

數人共犯の場合に於て其一人死去したりとも他の共犯人に對する公訴權消滅せざるものにあらざる故に正犯若くは從犯の死去したるときは雖も他の正犯從犯に對しては公訴權依然存在するものあり然れども一般學者は有夫姦の罪の場合を以て之か例外とせり但し姦夫の死去したる時は姦婦に對する公訴權依然存在するものありとの点と學者間に異論あり而して此場合に姦婦に對する公訴權の存在する所以と有夫の婦他の男子と姦通したることを證明する以上は其罪成立するものにして敢て對手人の誰たることを知るを要せざるか故に辯護權なき死者に對して犯罪者たるの名稱を與ふることあければあり

姦婦已に死去したるときは姦夫に對する公訴權消滅するものありと唱ふる一般學者の説に曰く有夫姦の罪は不可分のものあるか故に有夫の婦既又死去したるにも拘はらず其共犯者を罰せしむるべきは最早期ら辯護せる能はざるの地位に在の婦女に對して姦通を爲したるものとして其名譽を毀ら耻辱を加ふるに至るへし法廷に云はそや婦女の死去は刑事訴訟の死去なりと之れ是を罰せざる所以にして又公訴權の消滅せる理由なりと然れども之れ誤れり其理由二あり左の如し

一、論者は姦夫を罰するに於ては辯護權なき婦女に姦通罪あるものと判斷せざるを得ざるか故に罪名を地下に與へ以て其名譽を損し耻辱を加ふるものなりと云ふも誤れり其然る所以は姦夫を罰するも姦婦に對して罪名を地下に與ふるものにあらざればかり何を以てか云兩他なし姦婦は本夫ありと信して即ち罪を犯すの意なくして他の男子と通したるやも知るべからざる又藥酒等を用ゐて昏睡せしめられた

黄泉ノ客
マツタ
テレン

覺知
サトリシ
ル

姦所
ミツツウ
ン
テオリ
ン
メ

宥恕減輕
イカ
ム
ウナトコ
ロガ
マ
ルニヨ
リ刑
サ
ゲ
ヌス
ル
モ
ノ

る後姦通せられしやも知るへからざるが故に直に辨護するふとを得
ざる婦女に姦通罪ありとせざるを得ざるは無罪の身を以て黄泉の
客となりたる者と看做さるるを得ざればあり之と反して姦夫に對
ては姦通罪ありと判斷するを得へるときは抑も何の理ありて之を不
問に附すへきものあるか又公訴權消滅したるものとせらるるか蓋し學理
の容れざる所あり

二、姦婦死去したるときは姦夫に對し刑を加ふるとを得とせは本
夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ちに姦婦を殺害したる場合に於
ても姦夫を不問に附せざるへからず果して然らば奇怪なる結果を生
ずるに至るへし抑も本夫姦所に於て姦婦を殺傷したるときは刑法第
三百十三條に從ひ二等又は三等の宥恕減輕を得るものあり而して此
宥恕減輕を與ふるとを許したるものへ取も直さそ其妻の姦通を死後
に證明せるとを許したるものあり其然る所以は姦婦の姦通を證明す
るにあらざれば宥恕減輕を得る能はされはなり既に法律は姦婦の姦
通を死後に證明することを許したるものとせんか豈何の理ありと

姦夫自己の妻と姦通したることを證明して告訴するを得ざるの理あ
らんや法律豈何の理ありてか之を不問に附せしとせんや一般學者
の説の誤知るへきあり

第二 告訴を待て受理す可き事件に付ては告訴の拋棄、
告訴を待て受理す可き事件は左の如し、

脅迫の罪

幼者を略取誘拐するの罪

猥褻姦淫の罪

有夫姦の罪

誹毀の罪

牛馬外の家畜を殺すの罪

公然人を罵詈嘲弄するの罪

右の事件に就ては告訴を待て始めて公訴を起すへきものあり斯く定
めたる所以は之等の罪は社會を害するよりも一人を害すること甚
しく一人の利益の爲めに罰するものと云ふも不可きければあり月

脅迫ノ罪
刑法第三百二十
六條以下

幼者ヲ略取誘
拐スル罪
刑法第三百四十
一條以下

猥褻姦淫ノ罪
刑法第三百四十
六條以下

有夫姦ノ罪
刑法第三百五十
三條

誹毀ノ罪
刑法第三百五十
八條以下

牛馬以外ノ家畜ヲ殺スノ罪
 刑法第四百二十
 三條
 公然人ヲ罵詈
 嘲弄スルノ罪
 刑法第四百二十
 六條第十
 二
 右ノ外特別法モ有
 之但シ茲ニハ略ス
 脅迫罪ヲ觀告罪ト
 スルハ如何ナル理
 ナルヤ二説アリ
 一説ニ曰ク脅迫罪
 ハ被脅迫者ニ畏懼
 ノ念ヲ生セシメタ
 ルトキニ成立ス而
 シテ畏懼ノ念ヲ生
 シタルヤ否ヤハ被
 害者ニアラサレハ
 知ルモノナシ之レ
 被害者ノ觀告ヲ要
 スル所以ナリト

二説ニ曰ク脅迫罪
 ノ被害者タルニハ
 脅迫ノ虞知ヲ受ケ
 而シテ其通知即チ
 脅迫ノ何タルヲ理
 解スルノ能力アル
 ナ要ス其通知ヲ了
 知シタルヤ否ヤハ
 被害者ニアラサレ
 ハ知ルコト能ハス
 之レ觀告罪トスル
 所以ナリ畏懼ノ念
 チ生シタルト否ト
 ノ如キハ關スル所
 ニアラスト
 右二説中後説チ可
 トス
 脅迫 チビヤカ
 シセマル
 畏懼 チソル
 罵詈嘲弄 シリ
 アザケル
 過失誤謬 マヤ
 匡救 スク
 爭議底止 ヲヒ
 トマール

夫れ猥褻姦淫有夫姦外一二の罪は告訴を待たずして公訴を起すへし
 どさばは一人の名譽を損するに至ればあり
 告訴の拋棄は如何なる場合に於てするも差支あかるべきか之れ學者
 のやかましく論ずる所されど余の考へ左の如し
 公訴の提起以前に於てする告訴の拋棄は効あるべく公訴の提起後は
 其効あかるへし其所以は左の如し
 告訴權を實行して如何なる点にまで達せんとするか即ち告訴を行ふ
 の目的は何れにあるや他なし公訴の提起之あり或者は或る罪を犯し
 たるものありとて告訴するは檢事に向て公訴を提起せられんことを
 要するに外ならず故に檢事告訴を受理し公訴を提起したるときは告
 訴權實行の目的を遂げたるものあり既に其目的を遂げたりとせんか其
 事件に付ての告訴權の最早消滅したるものあり既に消滅し属したる
 ものに付き拋棄せんとするも能はず且夫れ公訴は社會に屬するもの
 あるか故に公訴既に起りたる以上は一人れ如何ともする能はざる
 ものあり

第三 確定判決

確定判決とは有効にして確定せる裁判言渡を云ふ○公訴消滅の原因
 とあると一事不再理の大原則に基因するものあり其理は左の如し
 ○即ち其判決は(一)適法の裁判所に於て(二)本案に對し言渡したる判決
 にして(三)執行の力あるものあるとを要す
 人智限りあり心神短慮あるか故に過失誤謬は人の免るべからざる所
 あり是を以て裁判官と雖も自己又は他人より與へらるゝ過失誤謬の
 爲よ其裁判上に失誤あるとき能はそ故に法律は之を匡救せんか爲
 に被告人に與ふるに上訴の權并に相當の期限を以てせりされば被告
 人あして其裁判に誤謬ありと信するときは或り扣訴し或は上告せる
 あるへし然れども其裁判の確定動かすべからざるの期を定めざるに
 於ては裁判上の爭議底止とする所なく爲に社會の安寧を紊亂するに至
 るへし於茲乎法律之上訴の期限經過したるか或は上訴の途窮尽した
 るときは以て判決確定したりとし之を認めて眞實としたり故に此確
 定裁判と對しては被告人を利益する或る場合にあらざる以上は何人

紊乱 ミダ
 經過 スキ
 窮尽 キハミ
 眞實 マコト
 爭議 ソウジ
 不可動 ウゴカス
 活用 ハタ
 再訴 ニドメ
 主眼 メア
 所爲 シヤ
 排斥 シロシ

共犯人數人アル場
 合ニ於テ其一入ニ
 對シテ無罪免訴ノ
 旨渡チナシ其責渡
 確定シタルキト雖
 モ他ノ共犯者ニ對
 スル及斷罪ハ消滅
 スルモノニアラス
 只後ニ他ノ共犯者
 ニ對スル及斷罪ノ提
 起アリタルトキハ
 其共犯者ノ前ノ被
 告人ニ對スル判決
 ナ申受ケ己レニ對
 スル及斷罪ヲ棄却セ
 シムルコトヲ得ヘシ
 何トナレバ同一事
 件ニ付テニ標ノ異
 ナル判決ヲ爲スノ
 理由ナクテハナリ
 (或ル場合ハ格別
 ナリ)然レテ讀者
 ハ此場合ニ於テハ
 確定判決ノ効力ヲ
 生スル原素ヲ具ヘ

雖も爭議するを許さざるあり
 確定判決不可動の原則を活用して再訴を棄却せしむる又は三箇の條
 件を要と曰く前後の訴件之目的全一ある事曰く前後の訴件之原由全
 一ある事曰く前後の訴件之原被告全一ある事之れあり以下之を説明
 すべし
 (一)前後の訴件之目的全一ある事
 前後の訴件之目的全一ある事とは確定判決ありたる事件と新たに訴
 ぶる事件と其主眼とする所全一にして別異なきを云ふ民事に在ては
 目的の異同を認むる困難なるものありしと雖も刑事の訴に在ては
 其目的常に全一あるものあり則ち單一に刑の適用を要するにあり
 (二)前後の訴件之原由全一ある事
 前後の訴件之原由全一ある事とい前後の訴件之原由とありたる被告
 人之所爲則ち犯罪事件之全一あるを云ふものあり故に前後の訴件之
 原由に於て異なる所あるとき該例は強盜罪に付確定判決ありたりと
 云ふを以て後に公訴せられたる強盜罪を排斥するを得ざるあり

附帯犯、繼續犯、慣行犯及び一爲事にして二箇以上の罪名を
 包含せしむるを得べき場合に付ては前後の訴件之原由全一あるや否
 を判断するに困難あるものありしと雖も左に述ふる所を以て之を
 決定するを得べし
 一、前後の事件各々密着するも所爲之目的上之を別箇のものとする
 を得るときは確定判決の効力を及ぼさざるにあらす
 二、前後の事件各々密着し目的上之を分離せざるものにあらずるとき
 又は前の訴訟事件之附屬たるに過ぎざるときは確定判決の効力を
 及ぼさべし
 三、前の訴訟事件之一部分を占めるものあるときは確定判決の効力を
 及ぼさべし
 四、前後の事件罪名と異にざるも其所爲則ち事件之全一あるときは
 確定判決の効力を及ぼさべし
 (三) 前後の訴件は原被告同一ある事
 前後の訴訟の原告(被告)に在ては共に同一の者ありと雖も被告は必ず

タルカ故ニ後ノ公
訴ヲ棄却セシムル
モノト解スヘカラ
ヌ其所以ハ事件ハ
全一ナルモ被告人
ニ於テ異ナルアレ
ハナリ

包含 アケム
分離 ワケル
消滅 キヘル
頒布 コフコク

しも然るにあらざれば甲者を謀殺犯人ありと公訴し後には乙者を謀殺犯人ありとして公訴を起すことあるへし故に例今同一事件ありと雖も其被告を異にしたるときは確定判決の効力を及ぼすべき者にあらず

第四 犯罪の後頒布したる法律に因り其刑の廢止
或る所爲を爲その當時法律に刑名ありしも後の法律を以て之を廢止したるときハ社會ハ其所爲を罪とし罰するの權なき故に公訴權も亦從て消滅するものあり而して其廢止は明かにしたると暗にしたるとて問はざるあり

第五 大赦

大赦とは犯罪事件に對し其事件の嘗てあかりしもの、如く全く之を消滅せしむる主權の作用を云ふ故に正犯從犯の別なく苟も其事件に付て刑事上の責あるものは尽く此恩典を受くべく又判決前あると判決後なるとを問はざるものあり

大赦は天皇陛下より命するもけかり憲法第十六條に曰く天皇は大赦

特赦減刑及復權を命す

第六 時効

本條に所謂時効とは公訴の時効を云ふものあり
時効を設けたる理甲は左の如し

- 一、犯罪後幾多の歳月を経過するときは罪ある或は罪なきを證明する證據微薄湮滅一爲に裁判の正鵠を失するか故あり
- 二、犯罪後幾多の歳月を経過するときは社會公衆其罪を遺忘するか故に之に刑罰を當行するの要なきか故あり
- 三、犯罪後幾多の歳月を経過するものに對する他の公訴の提起せられざりしは犯罪人自ら其過を改め良民に化したりと推測するを得へしされは刑罰を行ふの目的既に消滅したるものなり

第七條 私訴を爲す權は左の事項に因て消滅す

- 第一 拋棄又は和解
- 第二 確定判決
- 第三 時効

理由 ワケ
經過 スキサル
湮滅 キヘル
正鵠 キコト
遺忘 ル
當行 アテオコ
提起 チコル
拋棄 スタル
和解 相談シテナ
ルコト

民法財産取得第百十條ニ曰ク和解ハ當事者ヲ交互ノ議合又ハ出捐ヲ爲シテ既ニ生シタル争ヲ落着セシメ又ハ生スルコトアルヘキ争ヲ豫防スル契約ナリト尙ホ群シクハ既テ見ルベシ

經過 スキサル成就 ナル

●私訴を爲す權は左の事項に因て消滅するものあり

第一 拋棄又は和解

拋棄とは私訴する權利を拋棄することにして即ち自ら私訴を起さることを云ふ

和解とは被告人と相約して相當の金圓若しくは物品を受け私訴せざることを云ふ

右二者一は好んで自ら私訴を起さるると一は相當のものを受けて私訴を起さるるの異なるのみ私訴を起さるる点に至ては同一あり

第二 確定判決

第三 時効

右三個の事項中其一あるときは私訴權消滅するものあり

第八條 公訴の時効は左の期間を経過するに因て成就せしむるものあり

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

違警罪

刑法第九條

輕罪

刑法第八條

重罪

刑法第七條

期間

キゲン

公衆

ヒト

記念

コハロニチ

湮滅

キヘル

標準

メシルシ

公訴の時効は左の期間を経過するに因て成就するものあり故に左の期間を経過したるときは最早公訴を起すことと得す

第一 違警罪は六月

第二 輕罪は三年

第三 重罪は十年

重罪輕罪違警罪に依て時効の期間を異にする所以は其罪重きものは社會公衆の記念に存するものと永く又證據徴憑の湮滅せざることを久しく其罪輕き者は社會公衆に記念に存すること短く證據徴憑の湮滅せざることを早ければあり故に重罪は輕罪より其期間永く輕罪は違警罪より永く然れども其時効の期限は敢て法理上一定の標準あるものにあらずと立法者適宜に之を定むるのみ

本條に所謂重罪輕罪とは現に處せらるべき處の重罪刑あるか將た輕罪刑あるかを云ふものにあらずして其罪の重罪あるか輕罪あるかを云ふものあり故に刑法の各本條に記載したる本刑に據て重罪あるか又は輕罪あるかを知るものあり但し刑法第九十九條に依り從犯未

遂犯の減等及び各本條に記載したる特別の加重減輕は其加減したるものを以て重罪あるか將た輕罪あるかを知るものとす

無能力

幼者婦孺治産者ノ如キモノ

第九條 私訴の时效の被害者無能力なるとき又は公訴に附帶せずして其訴を爲したるときと雖も公訴の时效と其期間を同くとす
公訴に付き既に刑の言渡ありたるときは民法に定めたる时效の例に従ふ

被害者ガイセラ
名義ナマヘ

本條は私訴の时效の期間を定めたるものなり即ち私訴の时效の期間は公訴の时效の期間と同一あり蓋し私訴は民事上の訴あれども私訴の名義を用ひて公訴と共に判決を請ふ以上は其運命を公訴と共にすへきや當然なり而して被害者の無能力あると否と公訴に附帶して其訴を爲したるときと否との關する所にあらざ

然れども公訴の时效の期間經過したるか又は刑の言渡ありたるときは民法に定めたる时效の例に従ふものなり

起算
最終ノ日

第十條 公訴、私訴の时效は犯罪の日より其期間を起算す但繼續犯罪に付ては其最終の日より起算とす

繼續犯トハ罪ヲ犯ス時間ノ永續スルヲ得ヘキモノニシテ別テ二罪トナスヘカラサルモノヲ云フ

本條は时效の期間の起算点を定めたるものなり即ち公訴私訴の时效は犯罪の日より其期間を起算すへく繼續犯罪に付ては其最終の日より起算とすへきなり

連續犯トハ犯人ノ意思ニヨリ即時犯ノ繼續シタルモノヲ云フ例令ハ數回連續シテ亦夫ノ婦ト姦淫スルカ如シ湮滅キヘル遺忘ヲスルハ外觀上ホカ目ミル密續ツトク

犯罪の日より时效の期間を起算すへしと定めたる所以は證據徴憑の湮滅及び社會公衆の遺忘は犯罪の日より始まるものなればあり繼續犯は若干時間繼續するを得へきものあるか故に其繼續中は未だ犯罪の終らざる時間あればあり又連續犯は外觀上數箇の所爲と認むることを得へきも犯人の意思に於て無形に繼續するものあるか故に法律上之を一箇の所爲と認めざるへからざるは之れ亦其最終の日より起算とすへきなり

中斷
發覺

第十一條 时效は起訴、豫審又は公判の手續ありたるに因り其期間の經過を中斷す其未だ發覺せざる正犯、從犯及び民事擔當人に付ても亦同し时效の經過を中斷したるときは起訴、豫審又は公判の手續を止めたる日より更に其期間を起算とす

正犯
二人以上現ニ罪ヲ犯シタルモノ
刑法第百四條

從犯
正犯ヲ幫助シタルモノ
刑法第百九條

中斷中ハ証據湮滅セズ亦社會之

●時効は起訴、豫審又は公判の手續ありたるに因り其期間の経過を中斷するものなり時効に依て公訴消滅するは社會公衆の人之を遺忘したるに因る然るに起訴、豫審等の手續あるは社會に於て遺忘せる証據あり社會之を遺忘せざる豈時効を得せしむるの理あらんや之れ起訴、豫審等の手續あるとき時効の期間を中斷する所以あり又法律の罰するは其所爲に係り其人に係らざるか故に犯者の誰たるを知らざるときと雖も起訴することを得へし本條に其未だ發覺せざる正犯、從犯及び民事擔當人に付ても亦同じと定めたるは此理あり民事擔當人との無能力に代はりて民事の責に任ざるものを云ふ即ち左の如し

- 一、未丁年者の父母又は同居の親屬にして監督を爲すもの
- 二、夫
- 三、白痴、瘋癲人の保管者
- 四、雇主但雇主人其雇主の命したる事件を行ふときに限る

時効の経過を中斷したるときは起訴、豫審又は公判の手續を止めたる

ヲ遺忘セサルモ其手續ヲ止メタルトキハ再ヒ証據湮滅公衆遺忘ノ途ニ就ク故ニ第一項ノ設クアリ

規定 サダメ

経過 スキサル

日より更に其期間を起算せしむるものなり故に犯罪後一年を経て起訴又は豫審、公判等の手續ありたるときは已に経過したる年月と茲に消滅して其手續を止めたる日より新たに起算せしむるものなり如斯か故に百年も二百年も時効成就せざることあるへし

第十二條 起訴、豫審又は公判の手續其規定に背きたるに因り無効に属するときは時効の経過を中斷する効ある可し但裁判所の管轄違なるに因り其手續の無効に属するときは此限に在らざる

●起訴、豫審又は公判の手續其規定に背きたるに因り無効に属するときは時効の経過を中斷する効あるものなり蓋し其本全く無効にして而して未無効ならざるの理あらざるなり

然れども裁判所の管轄違あるに因り其手續の無効に属するときは時効の経過を中斷するの効あるものなり斯く定めたる所以は如何或は裁判官の管轄は豫め之を判別するに困難あるか故ありと説くものもあるも余は有力の理由ありと信する能はざる即ち余の信する説と下の如し曰く時効経過中斷の効を生ずるものは手續にして敢て此手續を受

受理 リケル

免訴 ウツタヘテ
マヌカル

無罪 ツミガナイ

悪意 ワルゴ、ロ

重過失 オホキナ
アヤマリ

損害 ソンモウ

過實 マコトニア
ツタコトヨ
リモオホキナイ
フ

敗訴 マケタ

他人ニ加ヘタル損
害ヲ償フヘキハ當
然ナレハ治罪法ニ
之ヲ記載スルヲ要
セサルカ如シト雖
モ然ラス若シ治罪

理とる裁判官よりあらざるに據る

第十三條

被告人免訴又は無罪の言渡を受けたる場合に於て其訴訟の原
由告訴人、告發人又は民事原告人の悪意若しくは重過失に出でたるときは
は是等の者に對し損害の償を要むることを得

被告人刑の言渡を受けたりと雖も告訴人、告發人又は民事原告人より
悪意若しくは重過失に因り其犯罪に付き過實の申立を爲したるとき亦同
し

民事原告人上訴を爲し敗訴したるときは被告人其上訴に因り生したる
損害の償を要むることを得

要償の訴は本案の判決あるまで何時にても其裁判所に之を爲すことを
得

何人と雖も自己の所爲を以て人に損害を加へたるときは之を償は
ざるへからず本條は此の原則より生したるものあり即ち本條によれ
は無罪免訴の言渡を受けたるときと刑の言渡を受けたるときとを問
はず不正の損害を受けたるときは之を償はしむることを得るあり

法ニ記セサレハ即
チ直チニ刑事裁判
所ニ請求スルコト
ヲ得サルニ至ル

誣告 刑法第三百
五十五條以
下

虚偽 イツツル

創傷 キツ、ケル

遷延 ノビ、ニ
ナル

悪意とは損害を加へんとするの意あるを云ふ例令は甲の罪なきこと
を知りつ、罪ありと告訴又は告發して被告人に損失を加へたるを云
ふ即ち誣告之れあり

重過失とは悪意と認むべくして悪意とする証據なき場合の如きを云
ふ即ち一考されは何人も甲の罪なきを知ることを得べきも尙ほ且つ
之を告訴告發したる場合あり

民事原告人は即ち其訴訟の關係者にして私訴を申立たる者之れあり
過實の申立とは違警罪犯人を重罪犯人ありと申立たるが如きを云ふ
但し事實を虚偽せずして法律を僞るものを云ふにわらず其事實を僞
るものを云ふあり例令は甲は人を毆打したり故に死刑に處すべきも
のありと告發せるか如きは過實の申立あらざ甲、人を毆打したる
も創傷せしめざることを知りつ、甲は人を殺害したりと申立るか如
きを過實の申立と云ふ

被告人の受けたる損害とは拘引、拘留せられたるか如き拘留時間を
遷延したるか如き其他告訴、告發人又は民事原告の爲に受けたる直

民事原告人上訴ヲ
爲シ場合ハ例令ハ
被告人無罪ニシテ
賠償返還ノ義務ナ
シト會渡シタル判
決ヲ民事原告人ニ
於テ不當トシ上訴
スル場合ノ如シ

故意
ワザトス
ルコト

接の凡ての損害を云ふ
民事原告人上訴を爲し敗訴したるときは被告人其上訴に因り生じた
る損害の償を要むることと得るあり
要償の訴は本案の判決あるまで何時にても其裁判所に之を爲すこと
を得るあり但し本案の判決ありたる時の通常の規則に従ひ民事裁判
所に之を爲すべきものとす

第十四條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も判事、検事、裁判所書記、執
達吏、司法警察官又は巡查、憲兵卒に對し要償の訴を爲すことを得
但是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又は刑法に定めたる
罪を犯したる場合は此限に在らざる

●自己の所爲によりて人ハ損害を加へたるるときは之を償ふべきは民法
の原則あることは前條の下に於て述べたり然れども私益を保護せん
とすれば社會の公益を害するに至るものとあるべし此場合に於ては私
益は公益の爲に屈せしむるの原則によらざるべからず本條の如きは
即ち然り

純理
ドウリ一
方

顧慮
コト

グツクシテ
ナルコト

捜査
コト

撞恣
マシヒ

純理よりすれば判事、検事等自己の所爲の爲に被告人に損害を加へ
たるときは之を償ふべきは當然なれども斯くするときは之等の官吏
顧慮躊躇して其職務を斷行せざる患あり蓋し之等の官吏は其職務上
の義務として或は捜査し公訴し裁判するものにして決して撞恣に出
てたるにあらざり故に例令被告人を害するも要償の訴を受けざるもの
とせり但之等の官吏と雖も被告人ハ對し故意を以て損害を加へ又は
刑法に定めたる罪を犯したる場合に於ては其損害を償ふべきものと
す

刑法に定めたる罪を犯したる場合とは刑法第二百七十八條同第二百
八十七條同第二百八十六條同第二百八十七條等の罪を犯したる場合
を云ふものあり

故意を以て損害を加へたる場合は多くと罪とあるべき場合に於て罪
とからずして而して故意を以て損害を加ふることは書記執達吏等の
外にあらざるべし

計算
ヘル

第十五條 此法律に於て期間を計算するに時を以てするものは即時より

即時 スグツ

最終の日 オハリ

ノヒ

起算し日を以てするものは初日を算入せず若し最終の日休日に當るときは期間に算入を可からず但時効の期間は此限に在らず一日と稱するは二十四時を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年と稱するは曆に従ふ

湮滅 キヘル

遺忘 ワスレ

●本條別に説明する程のこととし只時効の期間は此限に在らんと定めたる所以と一言をべし

時効は証拠の湮滅と公衆の遺忘とに基くものにして而して遺忘及び湮滅は休暇の日と否とに關せず即ち休暇の日と雖も遺忘若くは湮滅せずと云ふ理あり又休暇の日にして最終に當るとき期間は算入せざるは便利を興へんか爲かり便利を興ふる法にして却て不利を興ふるの理あるべからず此の二つの理由あるか故に時効の期間は此限にあらずと定めたるものあり

第十六條 此法律に定めたる期間には海陸路八里毎に一日の猶豫を加ふ

八里に滿ざるものと雖も三里以上あるときは亦同し

島嶼又は外國に付ては裁判所に於て特に附加期間を定むることを得

經過 スギ

特別 ベツ

違背 ソムク

第十七條 此法律に於て訴訟を爲すに付き定めたる期間を經過したるときは特別の場合を除く外其訴訟を爲す權を失ふ可し

●訴訟を爲すに付き定めたる期間とは故障、扣訴、上告等の期間を云ふ之等法律に定めたる期間を經過したるときは訴訟を爲すの權を失ふものあり之れ公益の爲に定めたるものにして決して違背することを得ざる若し其期間を經過するも尚ほ權利を失はずとせば法律に定めたる期間は全く無効のものとするべし

特別の場合を除くとは第二百四十七條に定めたるか如き場合を云ふ

訴訟關係人

ツシヨウニカハ

異議 中シ分

節減 ヘラス

正確 マシカニ

正確 ムルコト

第十八條 訴訟關係人は裁判所所在地に住せざるときは其地に假住所

を定め裁判所に届出づ可し否らざるときは書類の送達をしと雖も異議を申立てることを得ず

●本條を定めたる所以三あり費用節減其一あり事務を速からしむる其二あり書類送達を正確ならしむる其三あり

訴訟關係人とは其訴訟に付き利害の關係を負ふものを云ふ被告人民

規定 キダメ
準用 モナレル

参看 ミル

記載 カキノ
セル

署名捺印 ナカキ

契印 ワリ

代署 カハリ

事由 ワケ

事原告人民事擔當人の如き即ち然り

第十九條 書類の送達は此法律に於て別に規定あらざるときは民事訴訟法の規定を準用す

本條は書類送達の方法を定めたるものなり即ち別段の規定あらざる時は民事訴訟法の規定に従ふものと民事訴訟法第三百三十六條以下参看とべし

別段の規定とは勾引狀拘留狀收監狀等を執行するには巡查、憲兵卒をしてあさしむるか如きを云ふ故に之等の場合に於ては民事訴訟法規定に従ふべきものにわらず

第二十條 官吏、公署の作る可き書類は其所屬官署、公署の印を用ひ年月日及び場所を記載して署名捺印し毎葉に契印す可し若し官署、公署の印を用ゆること能はざる場合に於ては其事由を記載を可し此規定に背きたるときは其書類の効あかる可し

官吏、公署に非ざる者の作る可き書類には本人自ら署名捺印を可し若し署名捺印すること能はざるときは官吏、公署の面前に於て作りたる場合を除く外立會人代署し其事由を記載を可し

調製 ソクルコト

増減 マシタリヘ
ルコト

變換 カヘル

改竄 アラタ
メレタ

本條は書類調製の方式を定めたるものなり

所屬官署又は公署の印を用ふるは職務を以て作りたることを証する可きなり

年月日を記載するに其官吏の在職たるを否を知るの益あり又時効の經過を中斷せる年月日を知るの益ある可きなり

場所を記載するは官吏其管轄地内に於て作りたるを證するか爲あり署名捺印するは官吏の誰れたること并に書類を作りたることを證する可きなり

毎葉に契印するは紙数を増減し若くは變換することからしめんか爲あり

官署、公署の印を用ゆること能はざる場合とは官吏若くは公署官署外に出張して書類を作る場合の如きを云ふ如斯場合には其事由を記載すべきものあり

第二項は別に説明すべき程のことあり

第二十一條 官吏其他何人に限らず訴訟に關する書類の原本、正本又は

挿入 イレル
 削除 ケツル
 欄外 ランソ
 記入 カキイ
 認印 イフイン
 字體 ナリ
 記載 カキノ
 規定 サタメ
 變更増減
 カヘルコト
 謄寫 ツツシ
 當時 ソノトキ
 既往 スギサツタ
 コト

原本を作るに付き文字を改竄を可からせ若し挿入、削除及び欄外の記入あるときは之に認印を以て文字を削除するときは之を讀得べき爲め字體を存し其數を記載す可し此規定に背きたるときは其變更増減の効をかる可し

●本條は詐偽を防ぐ爲に定めたるものなり

原本とは證書の本紙を云ひ正本とは原本の全文を記したるものにして證據力あるものを云ひ謄本とは原本を謄寫したるものを云ふ

第二十二條 此法律の頒布以前に係る犯罪にも亦之を適用せ

頒布以前に爲したる訴訟手續當時の法律に背かざるときは其効ありとす

●刑法は既往に溯ることを得ざるを以て原則とし刑事訴訟手續は既往に溯るを以て原則とす其然る所以は刑法をして既往に溯らしめば犯者の既得權を害するも刑事訴訟法は如此患わらざるか故あり之れ本條の設けある所以なり然るに人或は云はん刑事訴訟法を既往に溯

既得權 ステアニエ
タルケン

希望 ノツミ

適用 アテハ
メル

らしむれば既得權を害せる場合あるにあらずや例令は舊法に於て輕罪の時効を三年とし新法之を改めて五年となしたる時の如し若し如此相違あることありても尙ほ既往に溯らしむるやと或者の説誤れり時効成就したるときは論なし若し時効成就せざらん又は新法之を新めて五年とせざるも犯者の希望をこそ害すれ以て既得權を害せることあり何ぞや未だ權利を得たるものにあらざればあり

本條第一項の理由を既得權を害せざるか故にと解せしめて左の如く解せざることも得へし

刑法訴訟法を頒布以前に係る犯罪に適用する所以は犯者の既得權を害するに否とによるにあらずして爲すを得ると爲すを得ざるとの實際上の問題より生ずるものなり而して手續法は新法を設けたる以上は舊法によらんと欲するも得へからざるものなり

第二十三條 此法律は陸海軍に関する法律を以て處分す可き者に適用することを得せ

●陸海軍治罪法に於て普通法を適用すべき旨を明定したる場合の如

さる本條の旨外ありとす

第二十四條 此法律に於て親屬と稱するは刑法第百十四條第百十五條の規定に従ふ

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

●本章は第二十五條に始まり第三十九條に終る凡て十五條裁判所の管轄の事を定めたるものあり

第二十五條 犯罪の種類に關する裁判所の管轄は裁判所構成法の規定に従ふ

管轄を異にする數箇の犯罪に付き同時に同一の被告人に對し訴ありたるるときは上級の裁判所併せて之を管轄す

●犯罪の種類に關する裁判所の管轄は本年二月法律第六號を以て發布せられたる裁判所構成法の規定に従ふべきものあり
犯罪の種類とは即時犯、繼續犯、連續犯、慣行犯、單一犯、國事犯、非國

事犯等を云ふものかれとも本條の所謂種類とは重罪輕罪違警罪を云ふものあり

管轄を異にする數箇の犯罪とは重罪輕罪違警罪等數箇の犯罪のことあり又同時に同一の被告人に對し訴ありたるるときとは例令は甲者に對し甲者は重罪をも犯し又輕罪をも犯したりとて訴へられたるときは如きを云ふ之等の場合よ於ては上級の裁判所併せて之を管轄するものあり例へば甲者重罪と輕罪とを犯したるときは重罪は重罪を裁判する裁判所輕罪は輕罪を裁判する裁判所に於て裁判をへきは通例かれども上級即ち重罪裁判所に於て輕罪をも併せて裁判するあり

第二十六條 同等は裁判所に於ては犯罪の地又は被告人所在の地の裁判所を以て豫審及び公判の管轄なりとす

●前條は等級に付ての裁判管轄を定めたるものにして本條は場所に付ての裁判管轄を定めたるものあり

同等の裁判所即ち重罪裁判所と重罪裁判所又は輕罪裁判所と輕罪裁判所とに於ては犯罪の地又は被告人所在の地の裁判所を以て豫審及

通例

被告人所在の地
ヒコクニシテ
スマイシテ
ルトコロ

ひ公判の管轄ありとす斯く定めたる所以は犯罪の地は證據物件多くして取調に容易ければなり

犯罪の地とは如何なる地を云ふものあるや二説あり一は犯罪の結果を生したる地を指すものと云ひ二は犯罪の所爲を行ふたる地を指すものと云ふ例令は甲裁判所の管轄地より乙裁判所の管轄地内にお居る人を銃殺したるときの一説に從へば乙裁判所を犯罪の地と云ふべく二説に從へば甲乙共に犯罪の地と云ふべし我法律に於て何れの説を採用したるや分明ならず

着手
トキカ

第二十七條 數箇の裁判所の管轄する場合に於ては其中にて最初豫審又は公判に着手したる裁判所を以て其管轄ありとす

●數箇の裁判所の管轄する場合に於ては其中にて最初豫審又は公判に着手したる裁判所を以て其管轄とするものあり

燒燬
ヤキコ
ボツ

數箇の裁判所の管轄する場合は放火して數箇の裁判所の管轄地内の人家を燒燬したるか如き又は新聞紙を以て人を誹毀したるか如

き場合を云ふものあり

從犯
正犯ナラス
クタルモノ

第二十八條 從犯は正犯を管轄する裁判所を以て其管轄ありとす

身分
士族平民等
ノ加キ

數箇の裁判所の管轄に属する正犯數名あるときは其中にて最初豫審又は公判に着手したる裁判所を以て其管轄ありとす

裁判所構成法第五十條第二號に記載したる皇族の犯罪に付ては其正犯從犯は身分の如何を問はず大審院に於て之を管轄す

給與
アタヘル
誘導
イサナイミ
チビク

●從犯は正犯を管轄する裁判所を以て其管轄とするものあり從犯とは重罪輕罪を犯すことを知り器具を給與し又は誘導指示し其他豫備の

指示
サシメスル
幫助
タスケル

所爲を以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者を云ふ故に正犯を管轄する裁判所に於て從犯を併せて管轄するときは常に從は主に

適合
カナフ

從ふとの原則に適合するのみならず二重の手續を避け且つ事實發見

二重
フタヘ

費用節減等の利益あるなり之れ本條第一項の例外ある所以あり

事實發見
アツ
タコ

數箇の裁判所の管轄に属する正犯數名あるときは其中にて最初豫審又は公判に着手したる裁判所を以て其管轄とするものあり

費用節減
アツ
タコ
ニウヒテヘラス

又皇族の犯罪に付ては其正犯從犯は身分の如何を問はず大審院に於

管轄 ツカフ

所屬 シヨブ
スルコト

逮捕 トラヘル

送致 シタルト
キ
ルトキ

欠席 ヒコクニ
ガデトコ
マ

實行 オコナフ
服従 シタガフ

て之を管轄するあり故に平民正犯にして皇族従犯あると雖も正犯たる平民は従犯たる皇族に従ふて大審院の管轄となることあるべし

第二十九條 外國に在て犯したる罪本邦の法律に依り處斷し可きものにして内地に於て被告人を逮捕したるときは逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありと又外國より送致したるときは送致の地の裁判所を以て其管轄なりとす

闕席判決を爲し可き場合に於ては被告人最後の住所の地の裁判所を以て其管轄ありとす

●本條は外國に於て犯したる罪に付管轄を定めたるものあり

外國に在る日本人日本の刑法を破りたるときは凡て之を罰すべきものあるか之れ本條を解するに付て必要あるものあれば左に論究をべし

人あり余に外國に在る日本人に對して日本の主權を實行すべきや否と問は、答へて曰はん實行すべきものに非すと又外國に在る日本人は日本の主權に服従すべきものあるや否と問は、服従すべきものありと答へん夫れ日本人にして假令外國に在るも其日本人たる以上は日本主權者の命令に服従せざるべからざるも以て直ちに其主權を實行するを得と何ぞや外國の主權の爲めに妨げらるればあり故に主權の實行の日本國に於て爲さるべからざる尙ほ云は、日本人外國に於て日本刑法に違背したるものありと雖も日本國に於て是るに非ざれば其罪を問ひ刑罰を科することを得ざるなり

刑法は地に屬し又人に屬するものあり故に日本人外國に至るも日本の法律に服役せざるべからざる然れども日本に在て罪とせる所爲を外國に於て行ひたりとて悉く日本刑法の支配をへきものにあらざる其日本刑法の支配すべきものは日本國の秩序を紊し日本國の安寧を妨ぐるの所爲のみに止まるるあり何とすれば外國に於て犯せし罪を罰するの必要なきものあればあり即ち外國に於て犯せし罪を罰するは日本國の安寧に關し又は日本の貨幣を偽造變造し若くは國璽官印等を偽造する罪の如き又日本人外國に於て日本人に對して罪を犯したるときに如きは日本法律に依て處斷すべきものあり然れども若し外國

違背 ツムク

確定裁判

サイハン
ガキマツテウ
ゴカサレヌ

一事不再理

チイ
テ
ナ
ル
コ
ト
ハ
フ
タ
ビ
ニ
シ
テ
サ
ス
ル
コ
ト
ナ
シ

に於て確定裁判を経たるときは如何にせべきか

日本人外國に於て日本の刑法を犯し其所爲日本國の秩序を亂し日本國の安寧を害せるものあらんには日本刑法を以て處斷すべく決りて外國法律に據る可らずされは外國に於て確定裁判を受けたりと雖も日本の刑法を以て罰せざるべからず人或は云はん外國に於て確定判決を経たるもの日本に於て再び全所爲を罰せるあらん一事不再理の大原則に違背するにあらずやと非あり彼の一事不再理の原則は國即ち主權を異にしたるの場合に適用すべからず若し之れを反して外國に於て確定裁判を経たるもの日本に於て之を罰せることを得ずとせば弊害の生ずるもの少からざるべし例へば外國に於て日本人の犯したる罪日本の刑法に照して重罪に該るもの外國の刑法に照して輕罪若くは無罪あるときは如き之れなり今夫れ外國の裁判所に於て外國の刑法により輕罪又は無罪と判決し其判決確定したるか爲に日本に於て再び罰するを得ずとせば其罪固重罪を以て罰せるにあらざらん日本の秩序を維持し安寧を計る能はざるものあるか故に従て日本の秩序を維持し安寧を保護する能はざるに至るべし果て然らば一國の所謂主權あるもの何くにか在る

算入

カソヘコム

純理

タマシキ
ドウリ

逮捕

トラヘル

以上説明したるか如きの理由あるにより外國に於て確定判決を経たるものと雖も日本に於て之を罰するの妨げとあることなし然れども外國刑法により所斷したる所日本刑法より重きときは如何又日本刑法の重くして外國刑法の輕き時は如何一の場合に於ては再び日本に於て罰せることを得ず二の場合に於ては外國に於て受けたる刑期を日本の刑法に於て所斷すべき刑期中に算入せしむべしと之れ一般學者の唱ふる所なりと雖も余か見を以てすれば然らず外國は外國の安寧秩序の爲に罰し日本は日本の安寧秩序の爲に罰す豈何の理ありてか外國の所罰如何を問ふて要せんや純理よりすれば正に如斯くして外國に於て犯したる罪本邦の法律より所斷すべきものにして内地に於て被告人を逮捕したるときは犯罪の地は外國なるか故に逮捕の地を以て其管轄とするあり又外國より送致したるときは送致の地の裁判所を以て其管轄とするあり又欠席判決を爲すべき場合に於ては被告人最終の住所の地の裁判所を以て其管轄とするあり

海船内ノ犯罪

ウミナカテナカシ
ノナカテナカシ
タルツミ

定繫港

ナト

包含

指定

申請

決定

第三十條 海船内の犯罪に付ては定繫港又は犯罪後最初に著船したる地の裁判所を以て其管轄を以てし

前レの治罪法第四十六條にハ商船内の犯罪に付て云々とあり故に

官船を包含せざりしと雖も本條には海船内の犯罪に付てハとあり故に

商船のみならず官船をも包含するものあり

第三十一條 管轄裁判所の指定に付キ申請を爲す場合及ヒ其決定を爲す

裁判所は裁判所構成法第十條の規定に従ふ

管轄裁判所の指定に付申請を爲す場合とは管轄違の言渡を爲し其

言渡確定したる時又は忌避の原由若くは非常の事變に付訴訟事件を

管理すること能はざる場合の如きを云ふ

第三十二條 管轄裁判所の指定又付ての申請は検事其他訴訟關係人より

之を爲すことを得

大審院に於て管轄裁判所を指定し可き場合に於ては検事總長は司法大

臣の命に因り又は職權を以て其申請を爲すことを得

訴訟關係人

ソシヨウニリガ
イノカイハリア
ルヒト

趣意書

テカキタ
ルモノ

犯罪ノ性質

トハツミノモチ
マヘノコトナリ
員數ヒトカズ

民心

人民ノオ
モハク

事情

ワケガラ

紛擾

モメル

危険

アブナイ

物情恟然

人民
ガヤ
カマシキコト

不穩ノ舉動

チタヤカナラヌ
フルマイ

第三十三條 管轄裁判所の指定に付キ申請を爲さんとする者は申請に付

キ管轄權を有する裁判所に其趣意書を差出を可し

第三十四條 犯罪の性質被告人の身分、員數、地方の民心其他重大ある事

情に由り裁判に對し紛擾又は危険を生ずる恐あるときは公安のめ爲其

事件を同等ある他の裁判所に移すことを得

犯罪の性質に由り紛擾又は危険を生ずる恐あるときは國事犯を

審判する場合の如きを云ひ身分とは其地に名望あるもの被告人とな

りたる場合員數とは兇徒聚集の時の如く被告人多數なるとき地方の

民心とは被告人名望あるか爲に物情恟然たる場合其他重大ある事情

とは被告人の黨類多く不穩の舉動あるときを云ふ之等の場合に於てハ公安を維持スルか爲め其事件を同等ある他の裁判所に移す

ことを得るあり

第三十五條 公安の爲め裁判管轄を移す申請は司法大臣の命に因り大審

院檢事總長より其院に之を爲す可し

大審院に於ては訴訟關係人の申立を聽くこと亦く其申請を決定すへし

訴訟關係人

ソシヨウニカ、ハイアルヒト

嫌疑 ヲタガフ

民事原告人

ハンサイニヨリ、ガイチウケタルモノ

異議 コトナル申分

●大審院に於て訴訟關係人の申立を聞くことかく其申請を決定する所以は寸毫も訴訟關係人の權利の消長に關係せざるか故あり

第三十六條 被告人の身分、地方の民心又は訴訟の模様に因り裁判の公平を維持すること能はざる恐るるときは嫌疑の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すことを得

●此條は裁判官に獨立の實力あく爲に裁判の公平を維持するよと能はざるの恐れあるときに其事件を同等なる他の裁判所に移すことを得る旨と定めたるものあり

第三十七條 嫌疑の爲め裁判管轄を移す申請は管轄裁判所の檢事其他訴訟關係人より上級裁判所に之を爲すことを得

民事原告人嫌疑ある裁判所に私訴を爲し又被告人其裁判所に於て異議の申立かくして本案に付き辯論を爲したるときは前項の申請を爲すことを得ず

●嫌疑の爲め裁判管轄を移す申請は訴訟關係人より之を爲すことを得へしと定めたるは裁判の公平を得ると否とは訴訟關係人の利害に

關係 カハメル

信認 ミトメル

送達 ヲケル

答辨書 コタヘチカキタルモノ

停止 トメメル

除斥 リンケル

關係するか故なり然れども民事原告人嫌疑ある裁判所又私訴を爲し又被告人其裁判所に於て其議の申立かくして本案に付き辯論を爲したるときは最早裁判管轄を移すの申請を爲すことを得ず之れ裁判公平を誤らざるものと信認したれりあり

第三十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移す申請を爲すには其趣意書二通を原裁判所に差出す可し裁判所書記は速に一通を相手方に送達し相手方は其送達ありたるより三日内に答辨書を差出すことを得

●裁判所又於て前項の申請を受けたるときは其訴訟手續を停止を可し

第三十九條 前條の申請に付き管轄権を有する裁判所に於ては書類に依り其申請を決定す可し

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

●本章凡て六條裁判所職員の除斥及ヒ忌避、回避のことを定めたるものあり

配偶者 夫妻ノコト
 解除 トケル
 鑑定人 メキニ
 干典 カハサ
 執行ヨリ除斥 セラル
ノツカレ
テシマウ
 維持 マモツ
 偏頗 カチヨル
 情況 モヨウ
 忌避 ツクワイ
シツツケ
ル

第一 判事被害者あるとき
 第二 判事又は其配偶者と被告人、被害者又は是等の者の配偶者と親属あるとき但姻族に付ては婚姻の解除したるときと雖も亦同し
 第三 判事其事件に付き證人鑑定人と爲りたるるとき又は被告人若くは被害者の法律上代理人あるとき
 第四 判事其事件の豫審終結に干典し又は不服を申立てられたる裁判前審に干典したるとき
 本條は裁判官の絶對の不能力を定めたるものあり
 本條に掲載せる四個の場合に於て判事其職務の執行より除斥せらるへいと定めたるは裁判の公平を維持せんか爲あり
 第四十一條 判事法律に依り職務の執行より除斥せらるる場合及び偏頗ある裁判を爲ることを疑ふに足る可き情況ある場合に於ては檢事其他訴訟關係人より之を忌避することを得
 第四十二條 忌避の申請及び其裁判に付ては民事訴訟法第三十四條乃至第三十八條の規定に従ふ

申請 ウカヒ
 中止 トメメル
 繼續 ツヅケル
 急速 ハヤイコト
 回避 サイバイ
ワシツブン
ヨリイヒタテ
シツツケ
コト
 規程 サダメ
 準用 モチユル
 捜査 ササガフ
コト
コト

第四十三條 忌避の申請ありたるときは公判し付ては其辯論を中止す可し豫審に付ては仍ほ其處分を繼續と可し但急速を要せざる事件に付ては豫審手續を中止せることを得
 第四十四條 判事自ら第四十條に定めたる原由あることを認め又は回避と可きものと思料したるとき忌避申請の管轄裁判所に回避の申立を爲と可し
 其裁判所於ては回避の申立を裁判と可し
 第四十五條 本章の規程は裁判所書記にも之を準用す但其裁判は書記所屬の裁判所之を爲す可し
 第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審
 第一章 捜査
 本章は第四十六條に始まり第六十一條に終る凡て十六ヶ條之を分て二節とす第一節に於ては告訴及告發のことを定め第二節に於ては現行犯罪のことを定めたり

記載 カキノセル
 認知 シリタ
 思料 オモフコト
 証憑 シヨウコト
 マアニハナ
 ラネトモイリ
 ヨウノモノ

第四十六條 検事は後に記載したる告訴、告發、現行犯其他の原由に因り犯罪あることを認知し又之犯罪ありと思料したるときは其證憑及び犯人を捜査を可し

● 検事は告訴、告發、現行犯其他の原由に因り犯あることを認知し又は犯罪ありと思料したるときは其證憑及び犯人を捜査すべきものあり
 ● 認知とは確實に知り得たることにして思料とは推察にして未だ確實からざるものを云ふ
 ● 證憑とは血の着きたる刀劍の如きものにして凡て多少の據り所とあるものを云ひ敢て有形と無形とを問とざるあり
 ● 捜査とは犯罪の證憑及び犯人を捜索し公訴の提起及び實行に要する資料を蒐集する手續を云ふ
 ● 捜査權は犯罪の成立と同時に發生するものにして決して犯罪より先たもて生ずるものに非ず又犯罪に後れて生ずるものにあらざ然れども此權を行ふの義務は犯罪あることを知了したるの時より發生するものあり

提起 チコス
 實行 チコナフ
 蒐集 アツメル

地方長官
 知事ノコト
 記載 カキノセル
 補佐 タスケヒト
 指揮 サシツメル

第四十七條 警視總監及以地方長官は各其管轄地内に於て司法警察官として犯罪を捜査するに付き地方裁判所検事と同一の權を有す但東京府知事ハ此限に在らず
 左に記載したる官吏、公吏は検事の補佐として其指揮を受け司法警察官とて犯罪を捜査を可し

- 第一 警視總監、警部長、警部、警部補
- 第二 憲兵將校、下士
- 第三 島司
- 第四 郡長
- 第五 林務官
- 第六 市町村長

第四十八條 海船内の犯罪に付ては船長に於て司法警察の職務を行ふ可し

告訴 犯人カケテ
 告發 チウケタ

第四十九條 何人に限らず犯罪に因り損害を受けたる者は犯罪の地若く

ルモノガウツダ
ヘルコト

即決 スグニサイ
ハンスル

署名捺印 ナチ
カキ

テハン

ナイス

口述 アデノ
ベル

調書 シラベ
ガキ

は被告人所在の地の検事又司法警察官に告訴を得
司法警察官告訴を受けたるときは違警罪に付き即決を爲す場合を除く
外速に其書類を管轄裁判所の検事に送致を可し

●告訴とは被害者より官に犯罪あることを報告するものを云ふ
何人に限らず犯罪に因り損害を受る者は告訴することを得へし
即ち私訴を申立ることを得る者所謂民事原告人とあることを得るも
のは皆告訴をとるを得るあり而して告訴は一の權利にして義務にあ
らず故に告訴とる否とは被害者の自由あり

第五十條 告訴人は成る可く其證據及び事實参考と爲る可きことを申立
つ可し

●告訴人は其事實を報告し自己の意見に属せざるを要す

第五十一條 告訴は告訴人の署名捺印したる書面を以て之を爲す可し
又告訴は口述を以て之を爲すことを得其告訴を受けたる官吏は調書を
作り告訴人に之を讀聞かせ共に署名捺印す可し若し告訴人署名捺印す
ること能はざるときは其旨を附記す可し

●告訴人に署名捺印せしむるは何人の告訴したるやを確實あらしめ

責任者 セメチチ
フモノ

告發 罪人アリト
テ被告者外
ノ人ヨリ官ニ告
セルコト

故意 ワザトス
ルコト

認知 ミトメル

思料 ナモツ

んか爲かり告訴人の誰たることを知るの利益は二あり一は第十三條
の場合に於ての責任者を知るの利益にしては一は隠告の場合に於て
其責任者を知るの利益あり

第五十二條 官吏、公吏其職務を行ふに因り犯罪あることと認知し又は
犯罪ありと思料したるときは速に其職務を行ふ地の検事に告發を可し
告發は官吏、公吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成る可く證據
及び事實参考と爲る可き事物を添ふ可し

●本條は官吏、公吏其職務上に於てする告發を定めたるものなり
告發とは第三者より犯罪あることを官に報告とるを云ふ
告發と告訴との異同は一は被害者より報告し一は第三者より報告と
へく之れ其異なる所にして故意を以てとること、報告とること、は
其同しき所あり

職務上は告發は一の義務なり故に本條に告發す可しと記したり
第五十三條 何人に限らず犯罪あることを認知し又は犯罪ありと思料し
たるときは第五十條第五十一條の規定に従ひ其所在の地若くは犯罪の

地の検事又は司法警察官に告發することを得
告發を受けたる司法警察官は第四十九條の規定に従ひ其處分を爲す可
し

委任 タノム

第五十四條 告訴、告發は代人に委任して之を爲すことを得但第五十二
條の場合には此限に在らざる

無能力者

ヒトリマヘノニ
ソゲンアサキモ

無能力者の告訴は法律上代理人之を爲すも其效ありとす

●告訴告發は代人に委任して之を爲すことを得るものなり然れども
公けの告發即ち官吏の告發は代人に委任して爲すことを得ず

變更 ヘンガヘ
スルコト

第五十五條 告訴、告發は其取下を爲し又は其申立を變更することを得
此場合と雖も第十三條の規定に従ひ被告人より要償の訴を受くること
ある可し

規定 サタメ

要償 ツクナヒチ
モトメル

第二節 現行犯罪

發覺 アラワレ
タルコト

第五十六條 現行犯罪とは現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺した
る罪を謂ふ
●本條は現行犯罪の定義を下したるものあり

罪跡顯然 ツミ
カシメトイノコ
トカアキラカナ
ルコト

現行行ひとは罪と爲るべき所爲を實行しつゝある時を云ひ現に行ひ
終りたる際とは犯罪たる所爲の實行を終りたる當時又は之を終りた
るも其罪跡顯然として疑ふべからざる時を謂ふ
發覺とは官吏と人民とを問ひて現行其處分を爲さんと爲るものに覺
知したるを云

追呼 チヤヘ
ルコト

第五十七條 重罪、輕罪に付き左の場合には現行犯に准ず

兇器 人ヲ殺
ス器具

第一 犯人として一人又は數人に追呼せらるるとき

贓物 ヌスミ
モノ

第二 兇器、贓物其他の物件を携帶し又は身體、被服に顯著ある犯罪
の痕跡ありて犯人と思料と可きとき

携帶 タヅサ
ヘル

第三 家宅内に於て犯したる罪を檢證する爲め又は其犯人と思料と
可き者を逮捕する爲め戸主より官吏に其處分を求めたるとき

被服 キアチル
キモノ

第五十八條 司法警察官及び巡查、憲兵卒、其職務を行ふに當り重罪又は
禁錮の刑に該る可き輕罪の現行犯あることを知りたるときは令狀を待
たずして被告人を逮捕と可し

痕跡 アト

罰金の刑に該る可き輕罪又は違犯罪ハ現行犯あることを知りたるとき

逮捕 トラヘル

逃亡 ニヤル
引致 ロツバツ
テニク

通常 ヘイセイ
無罪 ツミノナ
キモノ

湮滅 キヘル
逮捕 トラヘル

は被告人の氏名住所を問ひ輕罪に付ては檢事、達警罪に付ては即決を爲す可き官署に告發す可し其氏名住所分明ならず又は逃亡の恐ある者は檢事若くは官署に引致することを得

●現行犯の場合に於ては通常許さる所の手續も之を行ふを禁せざるは無罪を罪するの憂なく且つ犯人を逃走せしめ罪證を湮滅せるを恐るればあり

第五十九條 巡査、憲兵卒被告人を逮捕したるときは速に之を司法警察官に引致す可し
其被告人を受取りたる司法警察官は逮捕及び告發に付ての調書を作る可し

第六十條 何人に限らず重罪又は禁錮の刑に該る可き輕罪の現行犯ある場合に於ては直ちに被告人を逮捕することを得

●重罪又は禁錮の刑に該る可き輕罪の現行犯ある場合に於て何人に限らず直ちに被告人を逮捕することを許したるは社會の公益の爲あり

事由 ヲケ
陳述 ノベル

正當ノ事由
タマンサク
ワケガキ

捜査 タンサク

思料 ナモノ

難易 ヤサシイト
ムツカシイト

第六十一條 前條の場合に於て被告人を逮捕したる者は之を司法警察官に引致す可し若し引致することを得るときは自己の氏名、職業、住所及び其逮捕の事由を陳述し假に之を巡査憲兵卒に引渡すことを得

被告人を巡査、憲兵卒に引渡したるときは速に告訴又は告發を爲す可し

被告人又は巡査憲兵卒は逮捕を爲したる者に對し共に官署に至ることを求むるを付但逮捕を爲したる者は正當の事由あるに非ざれば其求むることを得ず

第二章 起訴

●本章凡て五條起訴のことを定めたるものあり

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪の捜査を終りたるときは左の手續を爲す可し

第一 重罪と思料したる事件に付ては豫審判事に豫審を求む可し

第二 輕罪と思料したる事件に付ては其輕重難易に従ひ豫審を求め又は直ちに其裁判所に訴を爲す可し

意見書 ミコミガキ

第三 裁判所構成法第十六條第二號第三號に記載したる輕罪又は違警罪と思料したる事件に付ては證據書類又意見書を添へ之を區裁判所檢事に送致を可し

第六十三條 區裁判所檢事犯罪の捜査を終りたる上裁判所構成法第十六條第一號第二號に記載したる事件と思料したるときは其裁判所に訴を爲す可し

送致 オククル
受理 ウケル

第六十四條 檢事は被告事件其裁判所の管轄に屬せざるものと思料したるときは之を管轄裁判所の檢事に送致を可し

通知 シラセル

第六十五條 前數條の場合に於て被告事件告訴に係るときは檢事より其處分を被害者に通知を可し

事實參考 ガカン

第六十六條 檢事豫審を求むるときは證據及ひ事實參考と爲る可き事物を送致し且臨檢を可き場所、逮捕す可き人名及び證人と爲る可き者を指示を可し

第三章 豫審

規定 サダメ

●本章は第六十七條に始まり第七十五條に終る凡て百〇五條豫審の事を定めたるものあり

以前 マヘ

不告不受理 ウツタヘガナク
レメウケヌ

第六十七條 現行の重罪、輕罪を除く外豫審判事は檢事の請求あるに非ざれば豫審に取掛ることを得ず此規定に背きたるときは其請求より以前に係る手續の効を可し

●訴あらざれば之を裁判すへからずとは公判の大原則あり此不告不受理の原則は之と豫審にも適用すへさるものあり即ち豫審判事は檢事の請求あるにあらざれば豫審に取掛ることを得ざるものあり

檢閱 ミル
還付 カヘス

第六十八條 檢事は豫審中何時にても豫審判事に請求して訴訟記録を檢閱することを得但二十四時内に之を還付し可し

第一節 令狀

●令狀とは被告人又は證人等に對し出廷若くは拘束を命ずる通知書

召喚状 ヨビダシ
出頭 デイクル
訊問 シラベル

受理 ウケル

出廷 サイパン
ヨニアル

拘束 ツクバクス
ルコト

條件 カドカド

第六十九條 豫審判事は検事の起訴に因り重罪、輕罪の事件を受理したるときは被告人に對し先づ召喚状を發せ可し但召喚状の送達と被告人出頭との間少くとも二十四時の猶豫ある可し
召喚状に因り出頭したる被告人は即時に之を訊問す可し又遅くとも出頭の日を過ぐることを得む

●豫審判事の起訴に因り重罪、輕罪の事件を受理したるときは被告人に對し先づ召喚状を發せべきあり

召喚状とは被告人を訊問せんか爲に一定の期日に出廷せべきことを命ずるものを云ふ而して別に身軀を拘束するものにあらす

二十四時間の猶豫を與ふるは與へて官に害なく與へられされれば被告人に不便を來さしむるか故あり

召喚状に因り出頭したる被告人は即時に之を訊問す可く若し即時に訊問すること能はざるとも遅くとも出頭の日を過ぐることを得ざるものあり蓋し召喚して而して訊問せざるの道理あらざればあり

第七十條 豫審判事は召喚状を受く可き被告人其管轄地内に住せざると

囑託 タノム

囑託 タノム

きは訊問を可き條件を明示して被告人所在の地の豫審判事又は區裁判所判事に其處分を囑託するよとを得

●被告人管轄地外に在るときは其地の豫審判事又は區裁判所判事に訊問せべき條件を明示して其處分を囑託することを得るなり即ち被告人に害を加へざらんか爲あり若し然らざるとせば遠方の所より召喚に應ずること故被告人の迷惑甚しかるへま但し囑託せしめて直ちに呼出すが正則なれば場合によりては直ちに召喚する事あるべきなり

第七十一條 豫審判事又は受託判事は召喚状を受けたる被告人其日時に出頭せざるときは勾引状を發することを得

●豫審判事又は囑託を受けたる判事は召喚状を受けたる被告人其日時に出頭せざるときは勾引状を發することを得るなり蓋し呼出すも出頭せざる者に對しては公力を以て引致せるより外策あければあり
●拘引状とは公力を用ひ強て被告人を引致せんか爲に發せるものを云ふ
●召喚状を發し之に應せざるときは始めて拘引状を發することを得と定めたるものは人の自由を重じてあり

受託判事

タノミチウ
ケタル判事

罪證 シヤウコ

湮滅 キフル

逃亡 ニゲル

未遂罪 刑法第百
十二條

脅迫 サビヤカ
シセマル

第七十二條 豫審判事又は受託判事は左の場合に於て直ちに勾引狀を發
することを得

● 第一 被告人定りたる住所あらざるるとき

● 第二 被告人罪證を湮滅し又は逃亡する恐あるるとき

● 第三 被告人未遂罪又は脅迫罪を犯し仍は其目的を遂げんとする恐
あるるとき

● 召喚に應せざる被告人に對して勾引狀を發するを原則とすれども
之れには三個の例外あり

第一 被告人定りたる住所あらざるるとき

● 定まりたる住所あらざるるときは召喚狀を發せんとするも能はず且つ
逃亡の恐れあるか故に直ちに勾引狀を發するもを得るものとせり

● 第二 被告人罪證を湮滅し又は逃亡する恐あるるとき

● 此場合よ於て直ちに勾引狀を發することを得へきは當然なり蓋し豫
審に目的に反する所行あればあり

● 第三 被告人未遂犯罪又は脅迫罪を犯し仍は其目的を遂げんとする

豫防

フセブ

恐あるるとき
此場合に於て勾引狀を發せざれば犯罪を豫防すること能はざれとあ
り

經過 スギサル

釋放 ハナシテヤ
ルコト

第七十三條 勾引狀執行の命を受けたる者は其命狀を發したる判事に被
告人を引致し可し

● 勾引狀を以て引致したる被告人は四十八時内に之を訊問す可し若し其
時間を経過するときは勾留狀を發するに非ざれば當然之を釋放し可し

● 本條第二項の設けある所以は被告人の自由を妨害するの恐れあれ
はあり

● 被告人は犯罪人にあらざる犯罪人と云ふことを得ざるか故に成るべき
丈無罪の人と同様に取扱ふを以て法律の本旨とす

● 余は今左に召喚狀と拘引狀との差異を掲ぐへし

● 第一 召喚狀は單に被告人に對して出廷を命するものなれども拘引
狀は公力を以て被告人を引致するものなり

第二 召喚状は民事訴訟法の規定に従ひ送達するものなれども拘引状は巡查又は憲兵卒をして執行せしむるものあり

第三 召喚状の送達と被告人出廷との間少くも二十四時間の猶豫あることを要すれども拘引状は即時に執行し豫審判事の面前より引致せしむるものあり

第四 召喚状に因り出廷したる被告人は即時又は出廷當日中に訊問せざるを得されども拘引状を以て引致したる被告人は四十八時間内に之を訊問することを要するのみ

第五 本條にある四十八時間とは令状を被告人に示したる時より起算するものにあらずして被告人を豫審判事の面前に引致したる時より起算して四十八時間と云ふことあり

第七十四條 豫審判事又は受託判事は召喚状又は拘引状を受けたる被告人疾病其他正當の事由ありて令状に應ずる能とざることを疎明したるときは被告人の所在に就て之を訊問するを得

第六 其他正當の事由とは父母大病にして而して被告人の他に看護する

起算 カゾヘハ
ツメル

受託判事

オノミチウ
ケタル判事

疎明 アキラカ

訊問 シラベ

思料 サモフ

入監 カンゴク
ニイレル

湮滅 キヘル

確實 タシカ
ニスル

もれなき場合の如きを云ふ

第七十五條 拘留状は被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可きものと思料するに非されは之を發することを得ず但被告人逃亡したる場合に於ては其訊問を爲さずして之を發することを得

第六 本條は拘留状を發するを得べき場合を定めたるものあり

拘留状とは假りに被告人の自由を拘束し未決勾留せしむる者あり拘留状を發して假に入監せしむるは如何なる必要より來れるや他かし豫審の處分を妨害するを防止又罪證を湮滅せんとするを防ぐか爲あり然れども尙ほ歩を進めて社會刑罰權の實行を確實ならしめんか爲ありと云ふことを得べし

被告人を訊問したる後とあるは訊問するにあらざれば禁錮以上の刑に該るべきや否を知ることを得ざるによる又禁錮以上の刑に該る可きものと思料するは非されは拘留状を發するを得と定めたるは禁錮以下の刑に該るべきものをまて拘留したらんには本刑よりも重き拘束を與ふるものと云ふべし

逮捕 トラヘル

被告人若し逃亡したるときは其訊問を怠らすして拘留状を發せざるを得るあり然らざれば終に逮捕せしむること能はざるに至るべし之れ止むを得ざるより生ずる例外あり

被告人を訊問して禁錮以上の刑に當るべしと思料したるときと雖も必ずしも拘留状を發するを要せず即ち逃亡又は證據湮滅等の恐れあるときは決して拘留状を發すべきものにあらざりて自由を拘束する處分は止むべきより生ずるものにして決して好んであすべきものにあらず故に左の三個の注意をへべきことあり

- 一、已むを得ざるるときにあらざれば拘留状を發することを不得
- 二、成る可く早く豫審に着手して被告人の自由を拘束するべきを少きを勉むべし
- 三、未決拘留者は無罪視すべし決して有罪視する勿れ

第七十六條 總て令狀には被告事件及び被告人の氏名、職業、住所を記載せしむ可し但し召喚状を除く外其氏名分明ならざるときは容貌、體格等と明示を可し

着手 トリカヘル
 容貌 カホカタチ
 體格 カラダ

捺印 インチナス

又令狀に之を發する年月日時を記載し判事及び裁判所書記署名捺印を可し

拘束 ソクバク

召喚状は執達吏をして被告人に送達せしめ勾引状、勾留状は巡查憲兵卒をして之を執行せしむ

分付 ワケル

● 召喚状は執達吏をして送達せしむと定めたるは召喚状は送達するのみにして自由を拘束するものにあらざればあり

贖本 フクホン

第七十七條 勾引状、勾留状は時宜に因り正本數通を作り巡查、憲兵數人に分付せることある可し

署名 ナシカク

前項の令狀を執行するに於て被告人に正本を示し其贖本を下付す可し此場合に於ては其正本、贖本に執行の場所、日時を記載し被告人として署名捺印せしむ若し署名捺印すること能はざるときは其旨を附記す可し

隣佑 トナリ

第七十八條 令狀執行の命を受けたる巡查、憲兵卒は被告人其家宅若くは他人の家宅に潜匿したりと思料したるときは其地の市町村長又其差支あるとき隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し

搜索 サガシモ

前項の場合に於ては被告人を發見したるときに拘はらず搜索調書を

發見 ミイダス

作り立會人と共に署名捺印を可し
家宅搜索は日出前日没後之を爲すことと得す但旅店、割烹店其他夜間
と雖も衆人の出入する場所に付ては其公開時間内に限り何時にても搜
索を爲すことを得

● 巡查憲兵卒は令狀を執行する爲かりとも猥りに人の家宅を侵入す
へきものにあらざる實に止むべき場合に於てそのみ之を證せんか爲
に立合人を要するものとせり

安息 ヤスガ
キムル

日出前日没後に家宅搜索を爲すことを得すと定めたるものハ人民の
安息を妨げざらんか爲なり然れども旅店割烹店等の如きものは此の
患なきか故に何時にても搜索することを得へしと定めたり

急速 ヌミヤカ

第七十九條 豫審判事は被告人他の管轄地内に潜匿したることを知り又
は潜匿したりと思料したる場合に於て被告事件急速を要するときは巡
査、憲兵卒に令狀を帶行せしむることを得
巡查、憲兵卒は被告人所在の地の豫審判事、檢事又は司法警察官に令狀
を示して即時に執行を求め可し

逮捕 トラヘル

第八十條 豫審判事は被告人所在の地を覺知すること能はざるときは各
檢事長に被告人の人相書を送致し捜査及び逮捕を爲す可きことを請求
するを得
請求を受けたる檢事長は其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分
を爲さしむ可し此場合に於て檢事の發したる逮捕狀は勾留狀と同一の
效を有す

第八十一條 豫備、後備の軍籍に在らざる下士以下の軍人、軍属に對し令
狀を發したるときは其所属の長官又は隊長に令狀を示し可し其長官又
は隊長は已むべきを得ざる差支あるに非されは本人をして速に令狀に
應せしむ可し

第八十二條 勾留狀を受けたる被告人は速に其令狀に記載したる監獄署
に引致す可し若し其監獄署に引致すること能はざるときは假に最近の
監獄署に引致することを得
何れの場合に於ても監獄署長は令狀を檢閲して被告人を受取り其證書
を渡す可し

檢閱 ミル

第八十三條 令狀執行の命を受けたる巡査、憲兵卒は之を執行したること又執行すること能はざるときは其事由を令狀の正本に記載す可し
巡査、憲兵卒は令狀執行に關する書類を檢事に差出を可し

第八十四條 勾留狀を受く可き被告人既に監獄署に在るときは執達吏として之を本人に送達せしむ可し

●本條の場合に於ては巡査をして執行せしむるの必要なければ執達吏として本人に送達せしむること、せり

第八十五條 密室監禁の場合を除く外被告人は監獄則に従ひ官吏の立會に依り其親屬、故舊又辯護士に接見することを得

書翰、書籍其他の書類は豫審判事又は檢事の檢閲を経たる後に非されは被告人と外人と之を授受することを許さず但豫審判事又は檢事は其書類を留置くことを得

第八十六條 豫審判事は被告事件禁錮以上の刑に該る可きものに非ざらざりしときは豫審中何時にても勾留狀を取消を可し

●第二節 密室監禁
●密室監禁とは豫審中事實發見の爲め必要ありと思料したる場合に

密室監禁
ヒトマニイ
アチクコト
故舊 トモダチ
檢閱 ミル

事實發見
ツハツチ
ミイダス

未決拘留を受けたる被告人を密室に監禁するものを云ふ

第八十七條 豫審判事は豫審中事實發見の爲め必要ありと思料したるときは檢事の請求に因り又は職權を以て勾留狀を受けたる被告人を密室に監禁する言渡を爲すことを得

●密室に監禁して談話、交通、物品の授受を禁するは人の自由を妨ぐることに甚しきものあるか故に事實發見の爲め實に収要止むべきときにあらずるよりは之を行ふべきものにあらずして密室監禁の目的は證據湮滅若くは偽證を妨ぐにあり

第八十八條 密室監禁の言渡を受けたる被告人は一名毎に之を別室に置き豫審判事の允許を得るに非され他人と接見し又は書類其他の物品を授受することを許さず

第八十九條 密室監禁は十日を超過す可からず但十日毎に其言渡を更改することを得

言渡を更改するときは其事由を裁判所長に報告を可し
豫審判事は十日間に少くとも二度被告人を訊問を可し

允許 ユルシ
超過 スギル
更改 アラタメル

第三節 證據

●證據は佛語之をアノ・ヴと云ひ三箇の意義あれども茲に所謂證據とは原告又は被告に於て其主張する所を裁判官に確認せしめんか爲に用ふる法定の方法を云ふ其方法とは例令は自白、檢證調書、證據物件等を云ふ

自白
ムハツツヤ
ムルコト

供述
ヨウシノベ

第九十條 被告人の自白、官吏の檢證調書、證據物件、證人及び鑑定人の供述其他諸般の徵憑は判事の判斷に任す

●被告人の自白官吏の檢證調書證據物件證人及び鑑定人の供述其他諸般の徵憑は判事の判斷に任するものにして判事は是等のもの、爲に籍束せらるゝことあり

第九十一條 豫審判事は檢事若くは被告人の請求より因り又は職權を以て事實發見の爲め必要ありとする證據徵憑を採取す可し

●豫審判事は事實の發見を要するもの故必要なりとする證據徵憑を採取せざるものあり

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又は被告人證人の訊問を爲す

急遽
イツア

には裁判所書記の立會を必要とす書記は調書を作り豫審判事と共に署名捺印す可し

裁判所外に於て急遽の際書記の立會を得ること能はざるときは立會人二名あるを要す但監獄署に就て被告人を訊問するときは其監獄署の官吏一名をして立會はしむ可し

前項の場合に於ては豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と共に署名捺印を可し

書記又は立會人なくして爲したる處分は其效あかる可し

●本條の場合に於て立會を要する所以は確實に證據を採取したることを證せんか爲あり

第四節 被告人の訊問及び對質

第九十三條 豫審判事は先づ被告人を訊問を可し但檢證を爲し又は證人を訊問するに付き急遽を要するときは此限に在らず

●豫審判事の被告事件あれば召喚したるものと勾引したるものと現行犯の場合に於て逮捕したるものと否とを問はせ先づ被告人を訊問

恐嚇 テロスコト

詐言 イツマル

陵虐 シヘタゲル

録取 カキトル

そへし蓋し然らずして先きに證據を集取るときは有罪の推則を下し且被告人に迷惑を來さしむることあればなり然れども檢證を爲し又は証人を訊問するにあらざれば証憑湮滅の恐れあるときは此限にあらざるあり

第九十四條 豫審判事は被告人をして其罪を自白せしむる爲め恐嚇又は詐言を用ゆ可からず

●豫審判事は被告人をして其罪を自白せしむる爲め恐嚇又は詐言を用ゆへからず若し暴行を加へ又は陵虐の所爲ある者は刑法第二百八十二條に依て處斷せらるゝあり

第九十五條 裁判所書記は訊問及び供述を録取し被告人に之を讀聞かす可し

豫審判事は被告人に其供述の相違なきや否やを問ひ署名捺印せしむ可し若し署名捺印すること能はざるときは其旨を附記す可し

●裁判所書記は訊問及び供述を録取し被告人に之を讀聞かす可し

基礎 トクイ

訊問及び供述を録取するは公判に移さへきや否を決するの材料及り公判に移されるときは公判々事の公証を作るの材料及り訊問の基礎あるへく其他種々の効用あるか故あり

被告人に讀聞かせるは陳述と録取と相違あるや否を確めんか爲めあり

豫審判事は被告人に其供述の相違なきや否やを問ひ相違ありと申立たるるときは次條の手續をなすへく相違ありと申立たるるときは署名捺印せしむへく若し無筆無印等により署名捺印するもと能はざるときは其旨を附記すへきあり

變更 ガヘル
増減 マスゲンズ

第九十六條 被告人其供述に付き變更増減を可きことを申立たるときは更に訊問を爲し其訊問及び供述を録取し之を讀聞かせ署名捺印を可し

第九十七條 被告人の供述書の謄本を求むることを得

●本條は被告人に辨護の方法を得せしめんか爲に定めたるものなり

對質
フタリナラ
ベテナイテ
シラベル

囁
ツンボ

啞
オレ

通事
ツツペ
ンニン

宣誓
チカフ

愛憎
アイシ
ニクム

畏懼
ヲソル

第九十八條 豫審判事は被告人の共犯なること、人違ふこと其他事實を發見す可き一切の模様を證する爲め必要ありとせるときは被告人と他の被告人、證人又は其他の者と對質せしむることを得

第九十九條 書記は對質人の供述及び對質に因り生ずる一切の事件を録取し對質人に其對質に關する部分を讀開かす可し

第九十五條第九十六條の規定は對質に付ては亦之を適用す

第一百條 被告人又は對質人聾あるときは書面を以て問ひ啞あるときは書面を以て答へしむ若し聾者、啞者文字を知らざるときは通事を命ず可し

被告人又は對質人國語に通せざるとき亦同し

第一百一條 通事は正實に通譯を可き宣誓を爲す可し

書記は通事又調書を讀開かせ之に署名捺印せしむ可し

第三百三十六條第三百七條第四百一一條の規定は本條にも亦之を適用す

通事は愛憎畏懼の念なく正實に通譯すべきものあり若し宣誓を爲

して之に背きたるときは刑法の制裁を受くることあるへし

第五節 檢證 搜索及ひ物件差押

第一百二條 豫審判事は事實發見の爲め必要ありとせるときは犯所又は其他の場所に臨み檢證を爲す可し

第一百三條 豫審判事は犯罪の性質、方法、日時、場所及び被告人の人違ふさまふとを證明を可き模様を付し調書を作る可し

又被告人の利益と爲る可き模様をも記載を可し

本條は豫審犯事檢證を爲す場合に於て作るべき調書のことを定めたるものあり

第一百四條 豫審判事は被告人の住居又は事實を證明す可き物件を藏匿する疑ある者の住居に臨檢し搜索を爲すことを得

被告人又と物件を藏匿する者其住居に在らざるときは同居の親屬若し其在らざるときは市町村長の立會あるを要す

第七十八條第三項の規定は本條にも亦之を適用す

第一百五條 豫審判事は被告人又は事實を證明を可き物件を藏匿する疑あ

搜索
サカヌ

藏匿
カクヌ

る者の身體及び之に属する物件に就き搜索を爲すことを得

●本條に依れば身體の秘所をも搜索することを得へしと雖も如斯は人道を損するの甚しきものありわけて婦人の寶具を搜索するか如きは決して倫理の許さざる所あり其者にして果して被告人あるか若くは事實を證明すべき物件を藏匿したるもれあらんには少しく恕すべしと雖も然らざらんには大に其人の名譽を害し且つ終身秘所検査の辱を洗除するの能はざらしむるあり之れ豈忍ふべきことあらんや然れとも悲哉公益の爲には其命令に従はざるへからず

右の如きか故に豫審判事と公益上止むべき場合にあらざるよりは身體秘所を搜索すべきものにあらざるに憤むか上にも憤むべきあり

第百六條 豫審判事は臨檢、搜索に因り發見したる物件其事實を證明するに足る可しと思料したるときは之を差押へて認印を爲し目録を作る可し但其物件を監護し又は遞送するは裁判所書記之を擔任す可し

第百七條 豫審判事は臨檢、搜索、物件差押に付き其日に處分を終らざるときは場所の周圍を閉鎖し又は看守者を置くことを得

洗除
アライ
ノゾク

監護
マモル

遞送
チケル

周圍
マハリ

閉鎖
トサル

辨解
イヒトク

允許
ユルン

逐斥
チイシリ
ソケル

囑託
ヨノム

第百八條 被告人は臨檢搜索、物件差押の處分に立會ひ又は代人をして立會はしむることを得

若し被告人勾留を受けたるときは自ら立會ふことを得と但豫審判事本人の立會を必要ありとするときは此限に在らず

第百九條 豫審判事は被告人物件差押の處分に立會ひたると否とを問はそ其物件を被告人に示し辯解を爲さしむ可し

其訊問及び供述之を調書に記載す可し

第百十條 豫審判事は臨檢、搜索の場所に於て證人の供述を聴くことを必要ありとするときは第百十五條以下の規定に従ひ之を訊問す可し

第百十一條 豫審判事は前數條に記載したる處分中何人に限らず允許を得ずして其場所に入出することを禁むるを得

若し其禁を犯す者あるときは之を逐斥し又は處分を終るまで之を留置することを得

第百十二條 豫審判事は其管轄地内と雖も時宜に因り臨檢、搜索、物件差押此事を區裁判所判事に囑託することを得

關係 カ、ハリ
開披 ヒラク

信書 アガミ

黙秘 ヒミツニ
メルコト

第百十三條 豫審判事は事實發見の爲め必要ありとするときは驛遞、電信、鐵道の官署諸會社に其事由を通知し被告人又は豫審事件に關係ある者より發し若くは此等の者に對し發せたる書類、電報又は物件を受取開披することを得但受取證書を渡す可し

豫審判事は事實發見の爲め必要ありとするときは驛遞、電信、鐵道の官署、諸會社に其事由を通知し被告人又は豫審事件に關係ある者より發し若くは此等の者に對し發せたる書類、電報又は物件を受取開披することを得但受取證書を渡すへきものあり憲法第二十六條に曰く日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さる、ことなしと本條の如きは此例外の一と云ふべし

第百十四條 證言を拒むことを得る者の所持する物件にして其黙秘を可き義務ある事情に關するものは其承諾あるに非されは之を差押へ及び開披することを得ず

證言を拒むことと得る者即ち第百二十五條に定めたる者は所持する物件にして其黙秘すへき義務ある事情に關するものは其承諾ある

比較 クラベル

疏明 アキラカ

にあらざれば之を差押へ及び開披することを得ざるかり何故に然るや事實發見の爲めに止むを得ざる場合に於ては最も秘すへき身体の寶具を搜索することを得へしと定めたるにあらざる然るも何そや黙秘すへき義務ありとて公益の爲に之を許さるの理あるべき若し夫れ本條の設けあるを可かりとせば身体を搜索する場合に於ても必ず承諾あることを要するものと定むへし余は第百五條と比較して本條の設けあることを疑はざるを得ず

第六節 證人訊問

第百十五條 證人の呼出狀には其氏名、住所及び職業を記載す可し又出頭の日時、場所及び呼出に應せざるべき罰金を言渡し且勾引をすることある可き旨と記載を可し

呼出狀の送達と出頭との間少くとも二十四時の猶豫ある可し
第百十六條 證人疾病其他正當の事故に因り呼出に應ざる能はざること
を疏明せたるときは豫審判事其所在を就て之を訊問を可し

證人にして疾病其他正當事故あるに由り呼出に應ざることを疏明

經由ヘル

延期 キヲノマス

不參 アハコヌ

賠償 ツグサヒ

抗告 フシヨウチ

したるときは豫審判事は其證人の所在に就て之を訊問せしむべきなり
正當の事故とは證人自身疾病に罹るに非らずと雖も父母の病氣の爲
に呼出に應ずること能はざる等の場合を謂ふ

第百十七條 證人と爲る可き者豫備、後備の軍籍に在らざる軍人、軍屬あるときは其所屬の長官又は隊長を經由して呼出状を送達す其長官又は隊長は即時に出頭せしむ可きことを認可し又は職務上已むことを得ざる差支あるときは其理由を付して出頭の延期を豫審判事に請求す可し

證人と爲る可き者豫備、後備の軍籍に在らざる軍人、軍屬あるときは其所屬の長官又は隊長を經由して呼出状を證人に送達す其長官又は隊長は即時に出頭せしむ可きことを認可又は職務上已むを得ざる差支あるときは其理由を付して出頭の延期を豫審判事に請求せしむことを得へし

第百十八條 豫審判事は前二條に定めたる差支の場合を除く外證人呼出に應せざるときは檢事の意見を聽き其不參に因り生じたる費用の賠償及び二圓以上二拾圓以下の罰金を言渡す可し但其決定に對しては抗告

囑託 タノム

を爲すことを得此抗告と執行と停止する效力を有と
豫審判事は其證人に對し罰金の言渡書と共に再度の呼出状を送達し又之直ちに勾引状を發することを得
若し證人再度の呼出に應せざるときは費用賠償の外二倍の罰金を言渡す可し又勾引状を發することを得
豫備、後備の軍籍に在らざる軍人、軍屬に對する罰金の言渡及び執行は軍事裁判所又は所屬の長官又は隊長に囑託して之を爲す可し其勾引に付ても亦同し

前二條定めたる差支の場合を除く外證人呼出に應せざるときに於ては豫審判事は檢事の意見を聽き其不參に因り生じたる費用及び本條所記の罰金を言渡せしむ此言渡即ち決定に對して抗告を爲すことを得へし

若し證人再度の呼出に應せざるときは費用賠償の外更に二倍の罰金を言渡す此場合に在ては勾引状を發することを得へし
罰金言渡及び執行は軍事裁判所又は所屬の長官又は隊長に囑託して

辨解 イヒトク

爲すへきとあるは證人と爲る可き者直接の便宜あるか故あり

第百十九條 豫審判事は證人罰金言渡書の送達ありたるより三日内に其出頭せざりしことを正當の理由を以て辯解したるときは檢事の意見を聽き其罰金及び賠償の決定を取消を可し

●證人罰金言渡書の送達に對し呼出に應せざりしことの正當なる理由を辯解したるときは罰金及賠償の決定を取消をへし此場合に於ても豫審判事は檢事の意見を聽くへきものとす

疏明 アキツカ

第百二十條 證人呼出狀に因り出頭したるときは其呼出狀を差出す可し若し之を遺失したるときは其人違ふことを疏明し可し

第百二十一條 豫審判事は證人として呼出したる者に對し其氏名、年齢、職業、住所及び第百二十三條に記載したる者ありや否やを問ふ可し

●氏名を問ふは人違ふことを知らんか爲あり

●年齢を問ふは幼者にあらざること知らんか爲あり

第百二十三條に記載したる者あるや否やを問ふは證人となる資格を有するや否やを知らんか爲あり

黙秘 カクサ
×コト

第百二十二條 豫審判事は證人をして良心に従ひ眞實を述べ何事をも黙

附加 ツケク
ワヘル

秘せし又何事をも附加せざる旨を宣誓せしむ可し

宣誓 チカフ

裁判所書記は證人に宣誓書を讀聞かせ之に署名捺印せしむ若し署名捺印すること能はざるときは其旨を附記す可し

署名捺印

ナシカキテ
ハンサリス

●證人は愛憎畏懼の心なく正實に陳述をへく又何事をも黙秘せし又

構造 ツケル

何事をも附加すへきものにあらす而して此旨を誓ふへきあり

虚偽 イツマリ

附加とは事實外に自己の構造せる虚偽のこと若くは意見を云ふ

解除 トケル

第百二十三條 左に記載したる者は證人と爲ることを許さず但宣誓を爲さしめしめて事實参考の爲め其供述を聽くことを得

姻族

婚姻ニヨリ
テ夫婦ノ一
方ト配偶者ノ
親屬トノ間ニ生
スル關係

第一 民事原告人

第二 民事原告人及び被告人の親屬但姻族に付ては婚姻の解除した

るときと雖も亦同し

第三 民事原告人及び被告人の後見人又は此等の者の後見を受くる

者

第四 民事原告人及び被告人の雇人又は同居人

●本條と證人と爲ることを得ざるものを定めたるものあり

證人と爲ることを得ざるものに二種あり一は如何なる場合に於ても證人と爲ることを得ざるものにして一は或る特定の事件に限り證人と爲ることを得ざるものあり本條の無能力と即ち絶對の無能力にあらす其事件に付てのみ無能力あるものあり本條によれば此無能力者四あり之れ等愛情の爲めに誠實なる陳述をなさざるべしと推測せらる、か故に無能力と定めたるものあり但宣誓を爲すと事實參考として其陳述を聴くことを得るあり

宣誓を爲すと爲さるるとは差異あり宣誓して而して偽證したるものは刑法第二百十八條に依て處斷せらるべきも事實參考人は然らず又事實參考人のみにして一も證據なきとて裁判官心證を作ることを得ず

第二百二十四條 左に記載したる者亦前條に同じ

第一 十六歳未満の幼者

第二 知覺精神の不十分ある者

第三 瘖啞者

第四 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられたる者

第五 重罪事件又は重禁錮の刑に該る可き輕罪事件に付き公判を付せられたる者

第六 現に供述を爲す可き事件に付き曾て訴を受け其證憑十分ならざるに因り免訴の言渡を受けたる者

●本條より列載せる數條の事項も前條記載する條項に附加せる條件にして同去く證人と爲ることを得ざる者の内に數へられたり而して前條は事に付ての無能力あして本條は多くは絶對の無能力ありとす

第二百二十五條 左に記載したる場合に於ては證言を拒むことを得

第一 官吏、公吏又は官吏、公吏たりし者其職務上黙秘を可き義務ある事情に關するとき

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職

知覺精神ノ不

十分ナルモノ

コハロノフタ

瘖啞者

ミ、モキコエズ

モノモイエヌモ

剝奪 ムガ

停止 トマメル

事情 コトガワ

委託 タノミ

黙秘 カクヌ

拒絶 コバム
疏明 アキラカ

業の爲め委託を受けたるに因て知りたる事實にして黙秘す可きものに關するときは
證言を拒む者は拒絶の原因たる事實を開示し且之を疏明す可し

●本條は證言を拒むことを得る者を定めたるものあり即ち左の如し
第一 官吏、公吏又は官吏公吏たりし者其職務上黙秘すべき事務ある事情又關するときは

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職業の爲め委託を受けたるに因て知りたる事實にして黙秘すべきものに關するときは

本條の規定如斯と雖も余は正理上是認すること能はざるあり前にも一言したるか如く公益の爲めには憲法に依て定められたる住所の不侵權身體の自由權信書の權も屈せざるべからず本條獨り然らざるは其理を若し本條に定めたるものにして證言すれば無罪若くは被告人の利益とあるべきも證言せざるか爲に有罪若しくは不利益となる場合に於ては何故に證言を命ぜるを得ざるか且つ夫れ世の中に正し

邪曲 コソシム

きことにして公言せられざることは一も無之道理あり即ち正義道倫に叶ふことならんには秘すべき理絶てなきあり本條に定めたるものにして黙秘すべきことは何ぞ蓋し正しきことにはあらざるべし正義を合することならんには豈證言せられざるの理あらんや即ち不正のことありとせんか邪曲のありとせんか本條を設けて不正を助くるか如きは抑も誤れりと云ふべし故に余は一日も早く本條を廢せられんことを望む

宣誓 ナカフ

第二百二十六條 證人宣誓を肯せと又は宣誓して供述を肯せざるときは豫審判事檢事の意見を聽き刑法第百八十條に従ひ罰金を言渡す可し但其決定に對しては抗告を爲すことを得此抗告は執行を停止する効力を有す

供述 ノベル

豫備、後備の軍籍に在らざる軍人、軍属に對する罰金の言渡及び執行は

抗告 フシヨウチ
チ申立ル

停止 トメル

軍事裁判所に囑託して之を爲す可し

囑託 マカス

●證人宣誓を肯せず又は宣誓して供述を肯せざるに於て刑法に依り罰金を言渡すは其不良心を懲戒する所以のものとす

對質 アハシツキ
ラベル

雷同 ホカノモノ
ロニセモヒモナ
クドウイヌル

眞實 マヨト

確實 タシカ

第二百二十七條 證人は他の證人及び被告人と各別に之を訊問す可し但事實發見の爲め必要なりとるときは證人と他の證人又は被告人と對質せしむることを得

●證人と他の證人とを各別に訊問すると雷同の弊を避けて眞事ある證言を得んか爲あり

證人と被告人と各別に訊問するは被告人より他日害を加へられんことを恐れて誠實の陳述をなさざる憂ひあればあり

第二百二十八條 豫審判事は證人の供述を確實ならしむる爲め必要ありとるときは犯所又は其他の場所に同行することを得

若し證人同行することを肯せざるときは第百十八條の規定に従ふ

●犯所又は其他の場所に同行するは證人供述の事實明確ならしむるか爲めあり其他の場所とは犯罪に與へたる便宜の場所あり

第二百二十九條 第百條第百一條の規定は證人に付ても亦之を適用す

第百三十條 皇族證人あるときは豫審判事其所在地に就き訊問を爲す可し各大臣に付ては其官廳の所在地に於て之を訊問を若し其所在地外に滞

開會期間

ヒライテテ
ルアイタテ

調書 シラベガキ

在るときは其現在地に於て之を訊問す可し

帝國議會の議員に付ては開會期間其議會の所在地に滞在中は其所在地に於て之を訊問を可し

●證人にして皇族あるときは特に其所在地に就き訊問爲すべしと定め

各大臣又は帝國議會の議員證人あるときと雖とも其所在地に就き事實訊問を爲す亦同様あり

第百三十一條 豫審判事は證人に其供述の相違をさや否やを知らしむる爲め裁判所書記をして調書を讀聞あせしむ可し

證人は其供述を變更増減せんことを請求するを得書記は其請求ありたること及び變更増減の條件を調書に記載を可し

調書又は豫審判事、書記及び證人共に署名捺印す可し若し證人署名捺印すること能はざるときは其旨を附記す可し

●供述の相違をさを知るは調書に在り故に書記をして調書を證人に讀み聞かすの必要あり

囑託 ダノム

第三百三十二條 豫審判事は證人裁判所所在の地に住せざるときは其住居の地の區裁判所判事に訊問の事を囑託することを得
若し證人管轄地外に在るときは其所在の地の豫審判事又は區裁判所判事に訊問の事を囑託することを得

●本條は證人裁判所、所在の地に住せざるときは其住居の區裁判所判事も訊問の事を囑し得べきことを定む

第三百三十三條 第百十八條第百十九條及び第百二十六條に掲げたる證人に對する豫審判事の權は受託判事にも屬す

●本條に記載せる數條に掲げある證人即ち呼出に應せざる證人に對しては豫審判事の權受託判事と同等あり

第三百三十四條 證人は出頭に付ての旅費、日當を要むることを得

●證人は呼出に應して出頭するに付き要する旅費、日當を求むることを得

第七節 鑑定

第三百三十五條 豫審判事は犯罪の性質、方法及び結果を分明ならしむる

受託判事

マノミナウケ
タルハンシ

鑑定 クノミナヒ
トノイケン

埋葬 ホヤムル

發掘 ホル

爲め鑑定を必要ありとするときは學術、職業に因り鑑定をすることを得
へき者一名又は數名をして鑑定を爲さしむ可し

●鑑定は爲め必要ありとするときは死體の解剖を命し又既に埋葬したる死體を解剖し若くは檢視する爲め墳墓の發掘を命することを得

●鑑定とは學術又と技藝に達したる人の意見を云ふ

第三百三十六條 鑑定に付ては第百十五條第百十八條乃至第百二十一條第百二十三條乃至第百二十五條及び第百二十八條の規定を準用す但鑑定人に對しては勾引狀を發することを得す

●鑑定人は自己の意見を發露するに過ぎざれば證人と其任する所異
あれり勾引狀を發することを得ざるの点明かあるべし

第三百三十七條 鑑定人は公平且正實に鑑定す可き宣誓を爲す可し其宣誓は第百二十二條の式に従ふ

●本條は鑑定人は公平且つ正實に事實を鑑定すべき旨を規せり

第三百三十八條 鑑定人宣誓を肯せず又は宣誓して鑑定を肯せざるときは豫審判事檢事の意見を聽き刑法第百七十九條に従ひ罰金を言渡す可し

停止
サントメ

但其決定に對しては抗告を爲さざるを得此抗告は執行を停止する效力を有す

●本條は鑑定人に對し豫審判事の有する權限を規定せり

第三百三十九條 豫審判事は鑑定人の請求に因り又は職權を以て鑑定人を増加し又は別人をして鑑定せしむることを得

●鑑定人單獨あるとき他の鑑定人の増加を請求する場合又ハ豫審判事の職權を以て別人をして鑑定せしむることを得べきを定めたるなり

第四百十條 鑑定人は鑑定書を作り其手續、結果及び鑑定を爲したる時
間を詳記す可し

若し結果を得ざる時は其推測する所を記載す可し

鑑定人意見を異にするときは各自鑑定書を作り又は各自の意見を一箇の鑑定書に記載す可し

各自
メイク

●結果とは鑑定より得たる成績を云ふ例令は毒藥の爲めに致死したるものと云ふか如き又ハ毆打の爲めに致死したるものと云ふか如きを云ふ若し結果を得ざる時は其推測する所を鑑定書に記載す

べきものあり推測する所と例へば多分毒藥の爲めに致死したるべしと思料するか如きを云ふ

第四百十一條 鑑定人は旅費、日當及び立替金の辨濟を要するを得

第八節 現行犯の豫審

第四百十二條 豫審判事は檢事より先に重罪又は地方裁判所の管轄に属する輕罪の現行犯あることを知りたる場合に於て其事件急速を要するときは檢事の請求を待たざ直ちに其旨を通知し豫審に取掛ることを得
豫審判事は犯所に臨檢し令狀を發し其他此章の規定を從ひ豫審の處分を爲すことを得

●檢事の請求ありて始めて豫審に着手するは原則あれども之れには

例外あり本條現行犯の場合即ち然り

豫審判事は檢事より先に重罪又は地方裁判所の管轄に属する輕罪の現行犯あることを知りたる場合よ於て其事件急速を要するときは檢事の請求を待たざ直ちに其旨を檢事に通知し豫審に取掛ることを得るあり之れ犯人の逃走證據の湮滅を防ぐか爲に定めたるものあり故

急速
イツク

着手
トリカレル

湮滅
ナクナル

受理 ヲケル

繼續 ツケル

に急速を要せざるときは此條を適用すべきものにあらざ

第四百十三條 前條の場合に於ては檢事^{ミセ}は起訴^{キソ}をしと雖も豫審判事^{ヨサンプンシ}檢證^{ケンシ}調書^{テウショ}を作るを以て公訴^{コソ}を受理^{ジュリ}したるものと其調書^{テウショ}には現行^{ゲンギョウ}の重罪^{ジュウズイ}又は輕罪^{ケイズイ}あることを記載^{キザイ}す可し

豫審判事は速に書類^{シロキ}を檢事^{ケンシ}に送致^{ソウシ}と可し但檢事^{ケンシ}より其豫審手續^{ヨサンプンシ}を繼續^{ケイジツク}と可きものに非ざる意見^{イケン}ありと雖も通常^{ツウジョウ}の規定^{クワンテイ}に従ひ之を終結^{シュウケツク}す可し

●本條は前條の場合に於ては檢事^{ケンシ}の起訴^{キソ}をしと雖ども豫審判事^{ヨサンプンシ}檢證^{ケンシ}調書^{テウショ}を作るを以て其際^{サイ}已に公訴^{コソ}を受理^{ジュリ}するものと定む

第四百十四條 地方裁判所^{チホウサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}及び區裁判所^{クサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}豫審判事^{ヨサンプンシ}より先に重罪^{ジュウズイ}又は地方裁判所^{チホウサイバンシヨ}の管轄^{カンカツ}に屬する輕罪^{ケイズイ}の現行犯^{ゲンギョウハク}あることを知りたる場合に於て其事件^{ジケン}急速^{ジュツク}を要するときは豫審判事^{ヨサンプンシ}を待つこととなく其旨^{ミヨ}を通知^{チウチ}して犯所^{ハクショ}に臨檢^{リンケン}し豫審判事^{ヨサンプンシ}に屬する處分^{ジョクブン}を爲すことを得但罰金^{バツキン}及び費用^{ホウギン}賠償^{ハイバウ}の言渡^{ゴンワタ}を爲すことを得

●事件^{ジケン}急速^{ジュツク}を要するときは豫審判事^{ヨサンプンシ}を待つこととなく檢事^{ケンシ}自ら犯所^{ハクショ}に

賠償 ツケナフ

臨檢^{リンケン}し豫審判事^{ヨサンプンシ}に屬する處分^{ジョクブン}を爲すことを得へし

第四百十五條 前條の場合に於て地方裁判所^{チホウサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}は證憑書類^{テイヒョウシロキ}に意見書^{イケンシヨ}を添^{ソヘ}へ速^{ソク}に之を豫審判事^{ヨサンプンシ}に送致^{ソウシ}し區裁判所^{クサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}は之を地方裁判所^{チホウサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}に送致^{ソウシ}を可し

●豫審判事^{ヨサンプンシ}を待つこととなく地方裁判所^{チホウサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}自ら處分^{ジョクブン}を爲したる場合には證憑書類^{テイヒョウシロキ}に意見書^{イケンシヨ}を添^{ソヘ}へ之を豫審判事^{ヨサンプンシ}に送致^{ソウシ}すべきを定めたり

第四百十六條 區裁判所^{クサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}其裁判所^{サイバンシヨ}の管轄^{カンカツ}に屬する輕罪^{ケイズイ}の現行犯^{ゲンギョウハク}あることを知りたる場合に於て其事件^{ジケン}急速^{ジュツク}を要するときは第四百十四條に規定したる處分^{ジョクブン}を爲すことを得

若し被告^{トウゴウ}人に對し拘留^{コウリウ}狀^{ジョウ}を發したるときは三日^{サンニチ}内に起訴^{キソ}の手續^{シュウコク}を爲す可し

●本條は區裁判所^{クサイバンシヨ}檢事^{ケンシ}輕罪^{ケイズイ}の現行犯^{ゲンギョウハク}あることを知りたる場合を規定せり

第四百十七條 第四百十四條^{チホウシヨウジウ}第四百十六條^{チホウシヨウジウ}に於て檢事^{ケンシ}に許^{ヨル}したる職務^{シヨク}は司法警察官^{シヨウハツセツクワン}も亦^モ假^カに之を行ふことを得但拘留^{コウリウ}狀^{ジョウ}を發することを得

意見書 ミヨミ
ガキ
逮捕 トウヘル

司法警察官は證憑書類に意見書を添へ速に之を管轄裁判所の検事へ送致し且被告人を逮捕したるときは共に之を送致と可し

●本條司法警察官に在ても前條場合には假りに検事の許したる職務を行ふことを得へし

第百四十八條 地方裁判所検事は區裁判所検事又は司法警察官より事件の送致を受けたるときは一切の書類に請求書を添へ豫審判事に送致と可し

若し同時に被告人を受取りたるときは二十四時内に之を訊問し拘留状を發し又は發せずして前項の手續を爲と可し

●地方裁判所検事事件の送致を受けたるときに爲すべき手續を定む
第百四十九條 地方裁判所検事は何れの場合に於ても輕罪の現行犯に係り豫審を求むるに及ばざるときは拘留状を發したるとき否とに拘はらず直ちに其裁判所に訴を爲と可しを得

被告事件罪と爲らざるとき又は公訴受理す可からざるものと思量したるときは起訴の手續を爲と可からず

●本條は地方裁判所検事起訴の手續を定む

第九節 保釋

保釋 カンゴクヨ
リノスコト

第百五十條 豫審判事は豫審中拘留状を受けたる被告人の請求に因り検事の意見を聽き何時にても呼出又應し出頭す可き證書を差出し且保證を立てしめ保釋を許と可しを得

被告人無能力あるときは法律上代理人より保釋を求むることを得

●未決拘留は事實發見の爲め止むべきよりせる強制手段にして被告人の自由を妨げ且つ家族に迷惑を被らしむるもの故其未決拘留の必要なきに於ては自由を得せしめざるべからざる保釋は即ち被告人に自由と得せしむるものあり而して保釋を爲すに付必要なる條件左の如し

- 一 未決拘留中ある被告人あること
- 二 被告人若くは無能力の代理人の請求あること
- 三 検事の意見を聞くこと
- 四 何時にても呼出に應じ出頭すべきの證書を差出とこと

五 保釋を爲すこと

檢事の意見を聞くは参考の爲にして許否の權は獨り豫審判事に屬す
保釋の請求あるも必ずしも許可すべきものにあらざ未決拘留せるの
必要なきときは於てそののみ

保釋は金圓若くは有價證券を差出すべきものあり又或は裁判所の管
轄地内に住し且十分ある資力ある者より金額に充つ可き保證書を以
てすることを得べきあり

第百五十一條 保釋の金額は豫審判事之を定め保釋を許す言渡書に記載
す可し

●保釋の金額は豫審判事に於て之を定め保釋を許す言渡書に記載
べきものあり

第百五十二條 保釋を爲すには被告人又は法律上代理人より金銀若くは
有價證券を差出を可し

又裁判所の管轄地内に住し且十分ある資力ある者より金額に充つ可き
保證書を差出を可し

有價證券
公債証券銀行手
形ノ如キモノ

没収
リアヴァンニト
リアメル

●保釋を爲すにハ被告人又は法律上代理人より金銀若くは有價證券
を差出す可きものあり

又裁判所の管轄地内に住して十分ある資力ある者より金額に充つ可
き保證書を差出を可し

第百五十三條 保釋人被告人を呼出るときは出頭より二十四時前ハ其報
告を爲す可し

●保釋人被告人を呼出すときは在ては出頭より二十四時前に其報告
を爲すべきものなり

第百五十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出頭せざる
ときは保證金の全部又は一分を沒収す可し

●保釋中被告人呼出を受け出頭せざるとき正當の理由なきに於てハ
保證金の全部又は一分を沒収すべきものなり

第百五十五條 保證金を沒収するには檢事の意見を聽き豫審判事其言渡
を爲す可し

●保證金を沒収せるの場合にハ檢事の意見を聽き豫審判事其言渡を

爲すべきものとき

第百五十六條 豫審判事保證金を没収したるときは保釋の言渡を取消す可し

又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要ありとするとときは檢事の意見を聴き其言渡を取消す可し

●保證金を没収したるときは豫審判事は保釋の言渡を取消す可きものとき

豫審判事豫審中保釋の言渡を取消すことを必要ありとするときは又其言渡を取消すべきあり

還カヘス

第百五十七條 豫審判事保證金を没収したる後免訴の言渡、違警罪又は罰金に該る可き輕罪に付き公判に付する言渡を爲したるときは檢事の意見を聴き前に没収したる金額を還付す可し

●豫審判事保證金を没収したる後免訴の言渡、違警罪又は罰金に該るべき輕罪に付き公判に付する言渡を爲したるときは檢事の意見を聴き前に没収したる金額を還付すべきものあり之れ此場合に於て

拘留とべからざる人を拘留したるものにして保釋したると全く其過失に出ればなり

第百五十八條 豫審判事免訴の言渡、違警罪又は罰金に該る可き輕罪に付き公判に付する言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したるときは保證金を還付す可し

●保證金は何時にても呼出に應じ出延するを保するか爲めに差出さるものあり而して本條の場合に於て之を還付するはもはや其要をければあり

故舊 朋友

責付 フラケル

第百五十九條 豫審判事は保釋の請求あると否とを問はば檢事の意見を聴き被告人を其親屬又は故舊に責付を爲すことを得

責付を爲すには親屬又は故舊より何時にても呼出に應じ被告人を出頭せしむ可き證書を差出さしむべし

●責付は未決拘留するの必要なき場合に被告人を其親屬又は故舊に預け置くものあり而して責付をなすには保釋を請求あると否とを問はず檢事の意見を聞き豫審判事に於てするものあり

第六十條 責付中被告人を呼出るときは出頭より二十四時前に其報知を爲す可し

被告人正當の事由なくして出頭せざるときは檢事の意見を聽き責付の言渡を取消す可し

責付中被告人を呼出るときは二十四時前に報知すべきものありとす此場合に於て被告人正當の理由なくして出頭せざるときは檢事の意見に依り責付の言渡を取消すべきものあり

第十節 豫審終決

第六十一條 豫審判事は被告事件其管轄に非ずとし又は他に取調を要するを以てと思料したるときは豫審終結の處分に付き檢事の意見を求むる爲め訴訟記録を送致す可し

檢事は訴訟記録に意見を付し三日内に之を還付す可し

豫審判事は被告事件其管轄にあらざりて又取調既に終りて其外に取調ふべきことなしと思料したるときは豫審終結の處分に付き檢事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を檢事に送致すべきものあり而

記録 訴訟ニクワ
チカキタ
ルモノ
豫審終結
ロシシ
ハンタハリ

還付カヘス

意見 ミロミ
還付カヘス

して檢事は訴訟書類に意見を付し三日内に之を豫審判事に還付すべきものあり

第六十二條 檢事は豫審十分ならずと思料したるときは其條件に付き更に取調を請求することを得若し豫審判事其請求を肯せざるときは檢事は訴訟記録に意見を付し二十四時内に之を還付す可し

檢事の豫審の調未だ十分ならずと思料したるときは其十分ならざる所を取調ふることを請求するを得るなり若し豫審判事其請求を肯せざるときは檢事は訴訟書類に意見を付し二十四時内に之を還付すべきものあり

豫審判事檢事の求めに應ずると否とは自己の意見にあることにして再び取調ふる必要ありと認むるときは檢事の求めに應ずべく然らざるときは應せざるも可きものあり

第六十三條 豫審判事は檢事の意見如何なるを問はず後數條に記職したる決定を以て豫審を終結す可し

豫審判事は檢事の意見に従ふべき義務あるもこれにあらざり故に其意

肯せざるモノ
チカキタ

交付 サクル

管轄違 トリアツ
カフマシ

ヨガチ
ガフ

關係 カヘル

逃亡 ニゲル

規定 サダメ

免訴 ウツタヘ
サエルス

放免 ハナツ

見の如何を問はず豫審を終結すべきあり

第百六十四條 豫審判事は被告事件其管轄に非ざることを認めたるときは其旨を言渡し可し若し拘留を要するものと認めたるときは前發したる令狀を存し又は新に令狀を發し其事件を檢事に交付を可し

●本條は豫審判事管轄違の言渡をなす場合を定めたるものあり

豫審判事は被告事件其管轄にあらざることを認めたるときは其旨を言渡すべきあり

豫審判事管轄違の言渡をなしたるときは其事件はもはや豫審判事の手を離れたるものあるか故に之に關係すべきをあらそ然れども被告人逃亡の恐れあるときに前の令狀の効力を存するか又は新たに令狀を發せしめるときは治罪の目的を達することあたはそ之れ本條に若し拘留を要するものと認めたるときは云々の規定ある所以なり

第百六十五條 豫審判事は左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人拘留を受けたるときは放免の言渡を爲す可し

第一 犯罪の證憑充分あらざるとき

證憑十分ナラ
サルトキ

シロウコガタシ
カチナイトキ

全免 マツダク
エルス

第二 被告事件罪と爲らざるとき

第三 公訴の時効に罹りたるとき

第四 確定判決を経たるとき

第五 大赦ありたるとき

第六 法律に於て其罪を全免とるとき

●豫審判事は左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人拘留を受けたるときは放免の言渡を爲すべきものあり

第一 犯罪の證憑充分あらざるとき

犯罪の證憑十分ならざるときは其被告人を犯罪人とすることを得ず犯罪人とすることを得ざるものを免訴するは當然あり

犯罪の證憑十分あらざるときは其者が果して罪を犯したるや否や不分明なる場合あり賞與の場合に於ては少く疑ひあるものと雖も賞與をへきは當然あれとも罪の疑はしきものと人の自由を拘束すること故之を罰をることを得ざるあり

此場合に於て無罪の言渡をなさずして免訴の言渡をなすものは豫審

判事には有罪無罪を判決するの権なきが故あり

第二 被告事件罪と爲らざるとき

被告事件罪とあらざるときとは刑法に於て處斷すること能はざるときを云ふ即ち刑法に正條なき場合不論罪又は特別の不論罪に當る場合の如き然り

第一第二の場合公判よ於ては無罪を言渡さへきも豫審に於ては免訴の言渡を爲さるる豫審判事に有罪無罪を決する権なきによる

第三 公訴の時効に罹りたる時

第四 確定判決を経たる時

第五 大赦ありたる時

第六 法律に於て其罪を全免する時

第三第四第五の場合第六條により公訴權消滅したるものあるが故に免訴するあり第六の場合に於ては科すべき刑なきによる

法律に於て其罪を全免するときは固罪あれども其罪を全く問はざる場合に於て刑法第百二十六條同第百九十二條の如き即ち然り

消滅キヘル

釋放トキハナス

第百六十六條 被告事件違警罪ありと思料したるときは區裁判所に移す

言渡を爲し且被告人拘留を受けたるときは釋放の言渡を爲す可し

●被告事件違警罪ありと思料したるときは區裁判所に移す言渡を爲し且被告人拘留を受けたるときは釋放の言渡を爲さへきものあり

前條に免訴、放免の語あり本條に釋放の語あり左に之を解すべし

免訴の言渡とは公訴を免れるの言渡にして前條第一より第六までの場合に言渡すものなり

放免の言渡とは被告人の拘留を解き自由の拘束を免するの言渡を云ふ

釋放の言渡は其被告人に罪あれども法律上拘留すべきものにあらざるにより其拘留を解きて自由を得せしむる爲に言渡すものなり

被告事件にして本條に掲げたる裁判所構成法の條項に記載したる輕罪ありと思料するときは區裁判所に移すの言渡を爲さへき而して此規定外ある他の輕罪ありと思料するときは之を所轄裁判所の輕罪公判に付するの言渡を爲さへきあり

被告人拘留を受けたる場合に於て罰金の刑に該るものと思料したるときは既に拘留するの必要なければ釋放の言渡を爲すへきあり禁錮の刑に該るへきもれと思料したるときに於ては保釋を許し又は責付を命ずることを得へしと雖も被告人拘留を受けざるるときは其令狀を發することを得へきあり

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號に記載したる輕罪ありと思料したるときは區裁判所に移す言渡を爲し其他の輕罪ありと思料したるときは其裁判所の輕罪公判に付する言渡を爲す可し

被告人拘留を受けたる場合に於て罰金の刑に該るものと思料したるときは釋放の言渡を爲す可し
禁錮の刑に該る可きものと思料したるときは保釋を許し又は責付を爲すことを得若し被告人未だ拘留を受けざるるときは令狀を發することを
得

●被告事件重罪ありと思料したるとき其事件を所轄裁判所の重罪公判に付するの言渡を爲すへし此場に於て保釋を許し又は責付を爲し

たるときは其言渡を取消すへきものと而して被告人未だ拘留の身とあらざるるときは令狀を發して可あり

第六十八條 被告事件重罪ありと思料したるときは其裁判所の重罪公判に付する言渡を爲す可し若し保釋を許し又は責付を爲したるときは其言渡を取消し被告人未だ拘留を受けざるるときは令狀を發す可し

第六十九條 豫審終結の決定には事實及び法律に依り其理由を付す可し
管轄違の言渡を爲すには其原由を明示し若し被告人を拘留を可きときは其原由を明示す可し

免訴の言渡を爲すには被告事件罪と爲らざること、公訴受理を可からざること及び其原由又犯罪の證據十分あらざるときは其旨を明示す可し

區裁判所に移す言渡又は公判に付する言渡を爲すには犯罪の性質、模樣證據の十分あること及び其罪を罰と可き法律の正條を明示す可し
●本條は豫審終結の決定を爲すに必要ある條件を定めたるものあり

理由
ウケル
受理

本條末項の犯罪の性質とは窃盜、強盜、強姦等の性質を云ひ模様とは加重減輕の模様を云ふあり

第七十條 前條の決定には第七十六條の規定に従ひ被告人の氏名等を明示す可し

送達

第七十一條 豫審終結後決定の正本は速に檢事及び被告人に送達す可し

抗告

被告人及び檢事は豫審終結の決定に對し抗告を爲すことを得るものあり故に決定書を送達せざる時は抗告を爲すことを得ざるにより本條に於て豫審終結の決定の正本は速に檢事及び被告人に送達すべしと定めたるなり

第七十二條 檢事は重罪公判に付する決定又て免訴若しくは管轄違の決定に對し抗告を爲すことを得

被告人は重罪公判に付する決定に對し抗告を爲すことを得

被告人免訴の場合に抗告するを得ざるは被告人の利益とあることあればなり

期間

第七十三條 重罪公判に付する場合に於て被告人に送達す可き決定には其決定に對し抗告を爲すこと及び其期間を記載す可し其記載なきときは更に通常の規定に従ひ決定の送達あるまで抗告期間の経過を停止す

経過

人として法律を知りたるものと認むべきものあれば尚ほ被告人を保護せんが爲め此設けあるあり

停止

第七十四條 豫審終結の決定は抗告の期間内又抗告ありたる時は其決定あるまで執行を停止す但保障責任の言渡を取消す決定は其執行を停止せしむ

豫審既に終結したる後と雖其決定の執行は抗告の期限内又抗告ありたる時は之に對し其決定あるまで停止すべきものあり而れども保障責任の言渡を取消すの決定は其執行を停止せざるあり

第七十五條 豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其決定確定したるときは罪名の變更あるも同一の事件に付き再び訴を受くることある可し但新なる證據あるときは此限に在らざる

決定確定

言渡ニダイシシタ
レヨコシヤウチ
申立ヌ又ハ申立
テ判決ヲウケ其

決定ノキチント
キマリテウゴカ
サレナクナツタ
コト

罪名變更
ツミノナサ
カヘルコト

新ナル證憑

アタラシキシヨ
ウコタドヘハア
ノモノガ人ヲ殺
シタル所ヲミテ
ヲツヨト云フ確
ナ證人ノアタル
トキ又ハ被告人
ガ免罪ニナツテ
カラ人ニ私ガ人
ヲ殺シタニハ相
違ナヒ其證コニ
ハコノ刃ニ血ガ
マダツイテナル
ナド、語リタル
コトノ判然タル
如キ場合ナイフ
ナリ

新なる證憑あるときは検事より之を其裁判所に差出し裁判所に於ては其起訴を許す可きや否やを決定し可し

●豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其決定確定したるときは罪名の變更あるも同一の事件に付き再々訴を受くることなきものあり蓋し一事再理すへからその原則に基きたるものあり

罪名の變更とは始めに窃盜として訴へ後に強盜犯ありとして訴ふるか如き又前に脅迫罪として訴へ後に詐欺取財罪ありとして訴ふるか如きを云ふ

如斯罪名の變更あるも同一の事件あるに於ては再々訴ふるを得ずと雖も豫審は固本案の裁判にあらずして證據の有無を定むるまでものかれは新なる証憑あるときは再々訴ふることを得るなり
新なる証憑とは事實上に證據のことにして法律の正條を見出したるとききの如き場合を包含せざるものあり而して新なる証憑あるときは検事より之を其裁判所に差出し裁判所に於ては其起訴を許す可きや否やを決定すへきものなり

第四編 公判

第一章 通則

●本章第七十六條に始まり第二百一十一條に終る凡て三十六條第四編全條に通する規則を定めたるものあり

第七十六條 公判は判事、検事、裁判所書記出廷して之を爲すものとす

●公判は事實を審按し法律の適用をせざるものあり

茲に被告事件あれば先づ之を捜査し次て公訴起り公訴起りて豫審を経豫審終結して公判に附するあり

公判には判事、検事、裁判所書記出廷すへきものあり

第七十七條 被告人は公廷に於て身體の拘束を受くることなし但守卒を置くことある可し

●被告人は公廷に於て身體の拘束を受くることなきあり即ち十分なる辨論をなさしめんか爲なり然れとも逃走の恐れある場合に於ては守卒を置くことを得るあり

第七十八條 裁判所に於て何時にても禁錮以上は刑に該る可き被告

拘束 自由ヲソク
バクスルコト

守卒 マンニン

人に對し勾引狀又は勾留狀を發することを得

●禁錮以上の刑に該るべき犯人ある被告に對しては何時を問はず勾引狀又は勾留狀を發することを得るあり

辯護人 ヒコクニ
シノクニ
ニソノリ
ホゴスル
ヒト

第百七十九條 被告人は辯論の爲め辯護人を用ゆることを得

選任 エラフ

辯護人は裁判所所屬の辯護士中より之を選任を可し但裁判所の允許を得たるときは辯護士に非ざる者と雖も辯護人と爲すことを得

允許 ユルヌ

●被告人は辯論の爲め辯護人を用ゆることを得るあり

辯護人を用ゆることを許したるは公平無私の裁判を受けしめんか爲あり即ち辯護人をして自己の主張せんとする所を十分に主張せしめ被告人の利益を保護するものあり人多く其職にあらざることには暗し被告人法律に明かならんに辯護人を用ゆることを要せざるも(或る場合は格別法律に熟達せざるものと辯護人をして辯護せしむるは自己の利益上必要ありと云ふへし之れ辯護人を用ゆることを許したる所以あり

而して辯護人は裁判所所屬の辯護士中より之を撰任すべく但し允許

閱讀 ヨム

抄寫 ウツシトル

補佐人 タスケ
ニン

を得たるときは辯護士に非ざる者と雖も辯護人とすることを得るあり

第百八十條 辯護人と裁判所に於て訴訟記録を閱讀し且之を抄寫することを得

●辯護人は自己の必要により裁判所に於て訴訟記録を閱讀し且つ之を抄寫することを得るなり

第百八十一條 被告人の法律上代理人は其補佐人と爲り辯論に與かることを得

●被告人の法律上代理人とありたるものは被告の補佐人と爲りて辯論に與かることを得べきあり

對席 ケツセキ
ナク出席
シ

第百八十二條 被告人出頭して辯論することを肯せざるときは對席として裁判を爲す可し

審問 トイダ
ツネル

●被告人の法律上代理人とありたるものは被告の補佐人と爲りて辯論に與かることを得べきあり

不審ノ行狀 ゴウマンブレイ
ニシテケレカラ
ヌチコナイ

被告人審問を妨げ又は不當の行狀を爲し裁判長より退廷又は勾留を命せられたるとき亦同し若し辯論二日に涉るとき更に被告人を出頭せしむ可し

●被告人出頭して辯論することを肯せるときは被告人出席したると見做し裁判を爲さへきあり

是れ被告人自ら出頭せざる場合あれども其他の場合即ち被告人審問を妨げ又は不當の行狀を爲し裁判長より退廷又は勾留を命せられたるときに於ても亦同しく裁判を爲さへきものと若し辨論二日以上に滞るときと更に被告人を出頭せしむへきあり

精神の錯亂
キガクルヒタル
コト

瘥癒
ヤマイガ
イユル

停止
トマメル

訴訟關係人
ソノソノシヨウニ
リガイノカヘニ
リアルヒト

第百八十三條 被告人精神錯亂又は疾病に因り出頭すること能はざるときは瘥癒に至るまで辯論を停止せしむる可き事件に付き被告人代人を差出したるときは此限に在らざる辯論に取掛りたる後被告人精神錯亂したるときは其瘥癒の後更に辯論を爲す可し其他の疾病に罹るときは瘥癒の後更に辯論を爲す可し但五日間辯論を停止し又は檢事其他訴訟關係人の請求ありたるときは新に辯論を爲す可し
若し被告事件及び法律の適用に付き既に辯論を終りたるときは其瘥癒の後更に取調を爲すことなく裁判を爲す可し

發見
ミヒダス

●被告人出頭の期日以前に在て精神錯亂又は疾病に因り出頭すること能はざるときは其瘥癒に至るまで辯論を停止せしむる可き事件に付ては此限に在らざるなり辯論に取掛りたる後に在て被告人精神錯亂したるときは其瘥癒の後新に辯論を爲さへきものとす然れども其他の疾病に罹るときは瘥癒の後更に辯論を爲す可し但五日間辯論を停止し又は檢事其他訴訟關係人の請求ありたるときは新に辯論を爲す可し
若し被告事件及び法律の適用に付き既に辯論を終りたるときは其瘥癒の後更に取調を爲すことなく裁判を爲す可し

第百八十四條 裁判所に於ては訴を受けざる事件に付き裁判を爲す可からず但辯論に因り發見したる附帶の犯罪に付ては此限に在らざる若し附帶の犯罪に付き豫審を必要ありとせるときは本案の辯論を停止することを得
●裁判所に於ては訴を受けざる事件に付き裁判を爲さへからざる可なり但し辯論上より發見したる附帶の犯罪に付ては必しも裁判を爲さへからずとはあらざるあり

附帯の犯罪に付豫審を必要ありとする場合は本案の辯論を停止せることを得るものとす

通謀 ハカヨゴト
サアハセテ

容易 タヤスイ

第百八十五條 左の場合に於ては附帯の犯罪なりとす

第一 同一の場所に於て同時に一人又は數人にて數罪を犯したるとき

第二 數人通謀して日時又は場所を異にし數罪を犯したるとき

第三 自己又は他人の犯罪を容易にする爲め又は其罪を免かるる爲め他の罪を犯したるとき

●本條は附帯の犯罪を定めたるものあり裁判所は辯論により發見したる附帯の犯罪の外は訴を受けせしめて裁判すべきものにあらざる其の附帯の犯罪は左の如し

第一 同一の場所に於て同時に一人又は數人みて數罪を犯したるとき

同一の場所に於て同時に一人にて數罪を犯したるときとは例へば某所に於て甲者を殺し同時に乙女を強姦したるか如き場合を云ふ

同一の場所に於て同時に數人にて數罪を犯したるときとは例へば某所に於て窃盜する際偶然他の者來りて放火したるときかの如き場合を云ふ

同所若くは同時の語は通例用ゆる意義に解せし若し然らざれば同所とは大阪又は東京の市街の内は同所と云ふふとを得べく又同時に同所に於て二个以上の事を爲すことは理學上能はざることあるか故に如斯場合なしと云ふことを得へければあり

第二 數人通謀して日時又は場所を異にし數罪を犯したるとき

數人通謀して日時又は場所を異にし數罪を犯したるときとは例へば數人共に内亂を謀り一人は東京に在て金藏を準備去一人は長崎に在て彈藥を製し一人は大阪に在て兵隊の招集に盡力するか如き場合を云ふ

第三 自己又は他人の犯罪を容易にする爲め又は其罪を免かる、爲め他の罪を犯したるとき

犯罪を容易にする爲め他の罪を犯したるときとは甲女を強姦せんか

準備 ヨウイヌ
ルコト

招集 マテキア
ツメル

發覺 アラハレル

爲めに甲女と同居する乙男を殺害したるときは如きを云ひ其罪を免る、か爲め他の罪を犯したるときとは甲女を強姦して其發覺を恐れ甲女を殺害し其家に放火したるか如き場合を云ふ

第百八十六條 檢事及び被告人は第一審第二審を問はず本案の判決ある

まで何時おても管轄違又は公訴受理を可からざる申立を爲すことを得裁判所に於ては職權を以て管轄違又は公訴受理を可からざる言渡を爲すことを得

●檢事及び被告人は第一審第二審を問はず本案判決まで何時にても管轄違又は公訴受理をへからざる申立を爲すことを得へしとて而して裁判所は其職權を以て管轄違又は公訴受理をへからざるの言渡を爲すことを得るあり

第百八十七條 裁判所に於て前條の申立を却下したるときは本案の判決を待たず直ちに控訴又は上告を爲すことを得此場合に於ては本案の辯論を停止す

●裁判所に於て前條の申立を却下したるときは本案の判決を待たず

公訴受理
ウツタヘ
チウケル

却下
シリゾケ
サケル

停止
トマメル

直に控訴又は上告を爲すみとを得へきあり此場合に於ては其辯論を停止するものとす

第百八十八條 調書を作りたる司法警察官は檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は裁判所の職權を以て證人として之を呼出すことを得

●被告人警察調書を作りたる司法警察官は檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は裁判所の職權を以て證人とあそことを得るものあり

第百八十九條 豫審に於て訊問したる證人又は鑑定を爲したる鑑定人は更に之を呼出すことを得

豫審に於ける證人の供述書又は鑑定人の鑑定書は更に其證人、鑑定人を呼出さざるとき、證人、鑑定人呼出を受け出頭せざるとき又は豫審及び公判に於ける供述、鑑定を比較し可きときは檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は裁判長の職權を以て之を朗讀せしむることを得

●豫審に訊問したる證人又は鑑定を爲したる當人は更に呼出すことを得るあり

證人の供述書又は鑑定人の鑑定書は檢事其他訴訟關係人の請求に因

比較 クラメル
訴訟關係人
ツシヨウニカ
ハリアルヒト
朗讀 ロミアゲル

規定 サダメ
準用 モチユル

正當の事故

タレシキコトガ
ヲ例ヘハ父母病
氣ニテ已レ一人
ノホカカンゴス
ルモノナキトモ
ノ加キナ云フ

疎明 アキラカ

囑託 タノム

允許 ユルシ

り又は裁判長の職権を以て之を朗讀せしむることを得べきなり

第九十條 第一百五條以下の規定ハ公判の證人に第三百三十五條以下の規定は公判の鑑定人にも亦之を準用す

第九十五條以下に規定する所は公判の証人に適用し第三百三十五條以下の規定は公判の鑑定にも亦之を準用するものなり

第九十一條 證人疾病其他正當の事故に因り出頭する能はざることを疎明したるときは裁判所は其部員一名に命し又は區裁判所判事に囑託し其所在に就て之を訊問せしむることを得

證人疾病事故に因り出頭せざる時は裁判所は其所在に就て之を訊問することを得べきなり

第九十二條 檢事、被告人及び民事原告人の請求に因り呼出せ証人の氏名目録は開廷より一日前之を各相手方に送達す可し

檢事被告人及び民事原告人の請求に因り呼出す所の證人の氏名目録ハ開廷より一日前に之を各相手方に送達するものとす

第九十三條 證人は互に言語を接せ可からず又供述前辯論に立會ふ可

からず既に供述を爲したる後は公廷に留る可し但裁判長より退去の允許を得たる時は此限に在らず

證人は勝手に言語を接せ可からざるのみならず供述前辯論に立會ふ可からざるあり而して既に供述を爲したる後は公廷に留るべきなり然れども裁判長より退去の允許を得たる時は猶公廷に留まるの必要なきあり

第九十四條 證人及び被告人の訊問は裁判長之を爲すものとす

陪席判事及び檢事は裁判長に告げ證人及び被告人を訊問することを得訴訟關係人は辨論に必要ありとせる事項を分明らしむる爲め證人を訊問を可きことを裁判長に求むるを得

證人及び被告人の訊問は裁判長之を爲すべきものあり陪席判事及び檢事は裁判長に告げ始めて其訊問を爲すことを得而して其他の訴訟關係人は辨論の事項を分明らしむるか爲め證人を訊問する必要あるとき之を其裁判長に求むることを得べきなり

第九十五條 證人又は鑑定人の供述不實にして故意に出で禁錮以上の

供述 モウシノ
バルコト

不實 マコト
アナイ

故意 ワルコ
ロ

録取 カキトル

停止 トメメル

聾者 ミメノキコ
ヘヌモノ
啞者 モノサイ
エヌモノ
國語 日本ノ
コトメ

刑に該る可き者と思量したるときは裁判所に於て檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て之を取押へ拘引狀を發し豫審判事に送致を可し

其證人又は鑑定人の供述は裁判所書記之を録取し豫審判事に送致を可し

本條の場合に於ては裁判所にて檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て本案の辨論を停止せることを得

證人又は鑑定人の供述不實にして故意に出て刑に該るべき者と思料したるときは檢事其他關係人の請求に因り裁判所に於て之を取押ふべきなり而して總ての供述と裁判所書記之を録取し豫審判事に送致をべきものとす又裁判所にては本條の場合に於て本案の辨論を停止すべきことを得

第九十六條 被告人聾者、啞者又は國語に通せざる者あるときは第百條第一條の規定に従ふ

第九十七條 裁判所に於ては證人被告人の面前に於て十分ある供述を

面前 マノマヘ

退廷 公判廷ヨリ
シリゾケル

告知 シラセル

爲とことを得ざる可しと思量したるときは其證人の供述中被告人を退廷せしむることを得但裁判長は證人供述を終りたる後被告人を入廷せしめ其供述したる事項を告知す可し

本條の規定は共同被告人にも亦之を適用と

證人被告人の面前に於て十分ある供述を爲とことを得ざる可しと思量したるときは裁判所に於ては其證人の供述中被告人を退廷せしむることを得る可し然して裁判長は證人供述を終りたる後被告人を入廷せしめ證人の供述したる事項を告知すべきものとす

第九十八條 裁判長は各證憑の取調終りたる毎に被告人に意見ありや否やを問ひ且其利益と爲る可き証憑を差出すを得べきことを告知を可し

又證憑物件は被告人に示して辨解を爲さしむ可し

裁判長は證憑の取調を終りたる毎に被告人に對し意見ありや否やを問ひ且其利益となるべき證憑を差出すを得べきことを告知すべきあり

異議
コシヤウチ
イフコト
意見
ミコミ

證據として取調へたる物件は被告に其辨解を爲さしむべきなり
第百九十九條 辨論中公判の手續に付き異議の申立ありたるときは裁判所に於て擧事の意見を聴き直ちに之を裁判す可し

●辨論中に於て公判の手續に付き異議の申立ありたるときは裁判所に於て直ちに之を裁判せしむべきなりとす

第二百條 裁判所に於ては公訴の判決と同時に私訴の判決を爲す可し
私訴に付き取調未だ十分ならざるときは公訴の判決ありたる後其判決を爲すことを得

●公訴の判決は私訴の判決と同時に爲すべきものとす

私訴に付取調未だ十分ならざるに於ては公訴の判決ありたる後に於ても其判決をなむことを得べきなり

負擔
チフ
國庫之を負擔
サ
セイフテ
ハラフ

第二百一條 被告人有罪と爲りたるときは裁判所の職權を以て公訴に關する訴訟費用の全部又は一分を負擔す可し言渡を爲す可し

免許又は無罪の言渡ありたる場合に於て公訴に關する訴訟費用は國庫之を負擔す

私訴に關する訴訟費用の負擔は民事訴訟法の規定に従ふ

●被告人有罪と判決したる場合は公訴に關する訴訟費用は全部又は一部を負擔すべき言渡を爲すべきは裁判所の職權ありとす

免許又は無罪の言渡ありたる場合に於て公訴に關する訴訟費用は國庫の負擔とするは無罪のものに其費用を出さしむるの理ありければあり

規定
サダメ
沒收
クワンニト
リアゲル
還付
カヘス

第二百二條 被告人有罪と爲りたるを問はず沒收に係らざる差押物は所有者の請求ありしと雖も之を還付する言渡を爲す可し

●被告人有罪と爲りたるを問はず沒收に係らざる差押物は所有者の請求ありしと雖も之を還付する言渡を爲すべきものあり何とすれば所有者に於て請求せずと雖も之を官に留置く道理あらざればあり若し沒收に係るべきものあるときは所持主の請求ありとも還付すべきものにあらす

沒收のことに付ては刑法第四十三條第四十四條を參看せし該條によれば沒收すべきもの三あり法律に於て禁制したる物件犯罪の用に

供したる物件犯罪に因て得たる物件之れあり而して禁制物は何人の所有を問はず没収すべきも他の二者は所有主ある時(犯人以外の)に没収することを得ず

理由

第二百三條 刑の言渡を爲すには事實及び法律に依り其理由を明示し且犯罪の證憑を明示す可し

無罪又は免訴の言渡を爲すに付ても亦其理由を明示す可し

刑の言渡を爲すには事實及び法律に依り其理由を明示し且犯罪の證憑を明示すべきは有罪者をして其受くべき刑に安んせしむる所以のものなりとを獨り刑の言渡のみならず無罪又は免訴の言渡を爲すに付も亦其理由を明示するは當然あり

朗讀

第二百四條 判決の言渡は辨論を終りたる後即日又は次の開廷日に之を爲す可し

要領

判決の言渡は判決主文の朗讀に因り之を爲す其判決の理由は判決の言渡と同時に之を朗讀し又は口頭にて其要領を告ぐ可し

判決の言渡は辨論を終りたる後即日又は次の開廷日に之を爲す

さものとす而して判決の言渡は判決主文の朗讀に因り之を爲す其判決の理由は判決の言渡と同時に之を朗讀し又は口頭にて其要領を告ぐべきものあり

干與シタル

第二百五條 判決の原本には其裁判を爲したる裁判所、年月日、其事件に

署名捺印

ナナカキハン
チスル

干與したる檢事の官氏名を記載し判事裁判所書記共に署名捺印を可し

抄本

第二百六條 訴訟關係人は其費用を以て判決の正本、謄本又は抄本を求

下付

むることを得但上訴の爲め其求を爲したるときは書記より二十四時内に之を下付す可し

訴訟關係人は自分の費用を以て判決の正本謄本又は抄本を求むることを得但上訴の爲め其求を爲したるときは書記より二十四時内に之を下付すべきものありとす

期間

欠席

第二百七條 對席判決に因り刑の言渡ありたるときは裁判長より其言渡を受けたる者に前條の請求及び其判決に對し上訴を爲すを得べきこと

告知 シラセル
経過 スキサル
停止 トイメル

公判始末書
コウハンノシマ
ツチカキタルモ
ノ

事由 ヲケ
供述 申立ルコト
意見 ミコモ

及び其期間を告知し又闕席判決に因り刑の言渡ありたるときは其判決に對し故障を爲すを得べきこと及び其期間を記載す可し
若し其告知又は記載なきときは更に其通知あるまで上訴及び故障期間の経過を停止す

●本條末項を設けたるは裁判所の過失の爲に被告人を害するは不正されはあり

第二百八條 裁判所書記は公判始末書を作り左の事項其他一切の訴訟手續を記載す可し

第一 公に辯論を爲したるものと又は公開を禁したること及び其事由

第二 被告人の訊問及び其供述

第三 證人、鑑定人の供述及び宣誓を爲したるものと若し宣誓を爲さざるときは其事由

第四 證據物件

第五 辯論中異議の申立ありたること其申立に付き檢事其他訴訟關係人の意見及び裁判所の裁判

第六 辯論の順序及び被告人をして最終に供述せしめたること

●裁判所書記は公判始末書を作り左の事件其他一切の訴訟手續を記載すべきあり

第一 公に辯論を爲したること又は公開を禁したること及び其事由あり

第二 被告人の訊問及び其供述あり

第三 證人鑑定人の供述及び宣誓を爲したること若し宣誓を爲さざるときは其事由あり

第四 證據物件なり

第五 辯論中異議の申立ありたること其申立に付き檢事其他訴訟關係人の意見及び裁判所の裁判あり

第六 辯論の順序及び被告人をして最終に供述せしめたること等の場合とそ

第二百九條 公判始末書には前條に記載したる事項の外裁判を爲したる裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及び裁判所書記の官氏名を記載

可し
辨論數日に涉るときは其旨及び同一の判事出席したることを記載す可し

辨論中補充判事をして代らしめたるるときは其旨を記載を可し

●公判始末書には前條記載したる事項の外裁判を爲したる裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及び裁判所書記の官氏名を記載せざるものと而して辨論數日に涉りたるるときに於ては其旨及び同一の判事出席したること又辨論中判事をして代らしめたるときの場合も同様あり

整頓 トノヘル

第二百十條 公判始末書は判決言渡より三日内に之を整頓し裁判長及び

檢閱 シラベミル

裁判所書記署名捺印を可し

裁判長は署名捺印せざる以前に公判始末書を檢閱し若し意見あるときは其紙尾に記載を可し

紙尾 カミノ
チハリ

●公判始末書は判決言渡より三日内に之を整頓し裁判長及び裁判所書記署名捺印すべきものなり

送付 チクル

裁判長は公判始末書を檢閱し若し意見あるときは署名捺印せざる以前に其紙尾に記載せざるものとす

第二百十一條 判決及び公判始末書の原本は訴訟記録に添付し其裁判所に保存す可し若し上訴ありたるときは之を上訴裁判所に送付を可し

第二章 區裁判所公判

●本章第二百十二條に始まり第二百三十四條に終る凡て二十三條區裁判所公判のこゝを定めたるものあり

受理 ウケル

第二百十二條 區裁判所は左の場合に於て其管轄に屬する違警罪及び輕罪の公訴を受理す

第一 檢事の起訴ありたるとき

第二 豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判ありたるとき

●區裁判所の管轄に屬する違警罪及び輕罪の公訴を受理する場合と左の如し

第一 檢事の起訴ありたるとき

第二 豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判ありたるとき

と

第二百十三條 検事は何れの場合に於ても被告人に對し呼出狀を發す可きことを裁判所に請求す可し

裁判所は裁判所書記をして被告人に對し呼出狀を發せしむ可し

● 検事の何れの場合に於ても被告人に對し呼出狀を發す可きことを裁判所に請求せしむ可し

此場合に於て裁判所は裁判所書記をして呼出人に對し呼出狀を發せしむ可し

記載 カキモノセル
準備 ヨウイ

第二百十四條 呼出狀には呼出を受く可き者の氏名、職業、住所、出頭の日時、場所及び被告事件を記載し且被告事件違警罪又ハ罰金に該る可き輕罪なるときは代人をして出頭せしむることを得べき旨を記載を可し若し被告事件の記載なき場合に於て被告人未だ其事件を付き取調を受けざりしときは辯護準備の爲め二日の猶豫を求むることを得

● 呼出狀にて呼出を受くべき者の氏名、職業、住所、出頭の日時場所及び被告事件を記載し代人をして出頭せしむることを得べきときは

其旨を記載せしむ可し

若し被告人未だ事件に付取調を受けざりしときは辯護準備の爲め二日の猶豫を求むることを得るなり是れ被告事件に記載なき場合に在ては眞に當然ありとす

第二百十五條 呼出狀の送達と出頭との間少くとも二日の猶豫ある可し

● 呼出狀の送達より被告人出頭日迄は少くとも其間二日の猶豫を與ふべきものとす

急速 イソク

第二百十六條 判事は豫審を経ざる被告事件急速を要するときは公判に取掛る前檢證處分を爲すことを得此場合に於ては檢事其他訴訟關係人の立會を要せしむ

● 判事は豫審を経ざる被告事件急速を要するときは公判前に於て檢證處分を爲すことを得べく而して此場合には檢事其他訴訟關係人の立會を要せざるものあり

送達 ナクルコト
出頭 サイパンシ
ヨハテル

第二百十七條 證人の呼出狀の送達と出頭との間少くとも二十四時れ猶豫を以て之を呼出す可し

異議
フシヨヤチ
サイフコト

又呼出を受けをして出頭したる者と雖も異議の申立なきときは裁判所に於て證人として其供述を聽くことを得

④證人は呼出状の送達と出頭との間少くとも二十四時の猶豫を以て之を呼出す可し

又呼出を受けをして出頭したる者と雖も異議の申立なきときは裁判所に於て證人として其供述を聽くことを得るあり

第二百十八條 判事は先づ被告人の氏名、年齢、身分、職業、住所、出生の地を問ふ可し

檢事は被告事件を陳述す可し

⑤氏名年齢を問ふは人違なきこと及び幼者にわらざることを知らんが爲あり

朗讀
ヨミアタル

第二百十九條 判事は被告事件に付被告人を訊問す可し

必要ある調書其他證憑書類は書記をして朗讀せしめ又證人の供述を聽き其他証憑の取調を爲す可し

若し被告人の自白ありたる場合に於て檢事、民事原告人の異議なきと

自白
ハクシヨウ
ヌルコト

きは他の證憑を取調ふるに及ばず

⑥判事は被告事件に付き被告人を訊問せしむるものと

必要ある調書其他證憑書類は書記をして朗讀又證人の供述を聽き其他証憑の調を爲すへし

若し被告人の自白ありたる場合に於て檢事民事原告人の異議なきときは他の證憑を取調ふるに及ばざるあり

第二百二十條 證憑調済の後檢事は事實及び法律適用に付き意見を陳述す可し

被告人及び其辯辯人は答辨を爲すことを得

檢事、被告人及び其辯辯人は迭ひに辨論を爲すことを得但辨論の最終には被告人又ハ辯護人をして供述せしむ可し

⑦證據調済の後檢事は事實及び法律適用に付き意見を陳述すへし被告人及び其辯辯人は答辨を爲すことを得

檢事被告人及び其辯辯人は迭ひに辨論を爲すことを得但辨論の最終には被告人又は辯護人をして供述せしむ可きあり

適用
アアハメル
答辨
コタヘル
最終
オチハシ

陳述ノベル

民事擔當人

被告人ニカハリ
テ民事上ノ責ヲ
負擔スルモノ

第二百二十一條 公訴ニ付き辨論終りたる後民事原告人は被害の事實を證明し且私訴に付き其請求する所を陳述す可し

被告人、辨護人及び民事擔當人は答辨を爲すことを得

●公訴に付き辨論終はりたる后民事原告人は被害の事實を證明し且私訴に付き其請求する所を陳述す可し被告人辨護人及び民事擔當人は答辨を爲すことを得るあり

第二百二十二條 被告事件其裁判所の管轄に屬せざるときは判決を以て管轄違の言渡を爲す可し若し被告人勾留を受けたるときは放免の言渡を爲す可し

交付
サタル

本條の場合に於て勾留を要するものと認めたるときは前勾留狀を存し又は新に勾留狀を發し其事件を檢事ニ交付す可し

●裁判所の管轄に屬せざる被告事件は判決を以て管轄違の言渡を爲す可し若し被告人勾留を受けたるときは放免の言渡を爲す可し然れども本條の場合に於て勾留を要するものと認めたるときは前勾留狀を存し又は新に勾留狀を發し其事件を交付す可し

第二百二十三條 被告事件其裁判所の管轄に屬し且犯罪の證憑十分あるときは判決を以て法律に従ひ刑の言渡を爲す可し

●被告事件其裁判所の管轄に屬し且犯罪の證憑十分あるときは判決を以て法律に従ひ刑の言渡を爲す可し

第二百二十四條 犯罪の證憑十分あらざるときは被告事件罪と爲らざるときは判決を以て無罪の言渡を爲し又第百六十五條第三號以下の場合に於ては判決を以て免訴の言渡を爲す可し

●犯罪の證憑十分あらざるときは被告事件罪と爲らざるときは判決を以て無罪の言渡を爲す可し又第百六十五條第三號以下の場合に於ては判決を以て免訴の言渡を爲す可し

第二百二十五條 前二條の場合に於ては私訴に付き其請求價額の多寡に拘はらず判決を爲す可し

●私訴に付ては其請求價額の多寡に拘はらず判決を爲す可し

第二百二十六條 呼出を受けたる被告人又は罰金以下の刑に該る可き事

價額
ノア
カ
多寡
ノイ
ヌ

件につき其代人公判の期日に出席せざる時は検事の請求する所を聴き闕席判決を爲す可し
私訴關係人出席せざる時は民事訴訟法の規定に従ひ闕席判決を爲す可し

●被告入又は罰金以下の刑に該る可き事件につき其代人公判の期日に出席せざる時は検事の請求する所を聴き欠席裁判を爲すへし
私訴關係人出席せざる時は民事訴訟法の規定に従ひ欠席裁判を爲すへきあり

第二百二十七條 禁錮の刑に該る可き事件につき被告人出席せざると雖も豫審終結の言渡書又は公判の呼出狀を本人に送達したる證あるに非ざれば闕席判決を爲す可からず
豫審終結の言渡書又は公判の呼出狀を本人に送達すること能はざる場合に於ては裁判所にて猶豫の期間を定め其期間に被告人出席せざるときは闕席判決を爲す可き告知書を其親屬又は其本籍若しくは最後の住所の地の市町村長に送達を可し若し其本籍若しくは最後の住所れ地分明

送達 ナタル

貼付 ハリツケル

さらざる時は同上の告知書を少くとも一月間裁判所の揭示板に貼付して公示す可し

●欠席裁判はたとひ被告人出席せざると雖も豫審終結の言渡書又は公判の呼出狀を本人に送達したるの證あらざれば爲す可からざるあり

若し呼出狀を本人に送達すること能はざる場合に於ては裁判所にて猶豫の期間を定め其期間内に被告人出席せざる時は欠席裁判を爲すへき告知書を其親屬又は本籍若しくは最後の住所の地の市町村長に送達すへきものと然れども其住所不明なるときは其告知書を少くとも一ヶ月間裁判所にて公示せへきあり

第二百二十八條 闕席判決は檢事其他訴訟關係人の請求に因り闕席者に送達す可し

闕席判決を受けたる者は其判決に對し故障を申立ることを得
●欠席判決は檢事其他訴訟關係人に請求に依りて欠席者に送達す可し

故障 ナハクナ

欠席判決を受けたる者は其判決に對し故障を申立つることを得るを

第二百二十九條 故障申立の期間は三日とぞ此期間は罰金以下の刑を言渡たる判決及び私訴の判決に付ては闕席判決の送達を以て始まり禁錮の刑を言渡したる判決に付ては被告人自ら其送達を受け又は判決執行に因り刑の言渡ありたることを知りたる日を以て始まる

本條は故障申立の期間を定めたるものあり而して起算は罰金以下の刑を言渡したる判決及び私訴の判決と禁錮の刑を言渡したる判決とに付て同様の時日を以てせざるあり

第三百三十條 故障を申立てんとぞる者は闕席判決を爲したる裁判所に其申立書を差出さへざるあり

故障を申立んとぞる者は欠席判決を爲したる裁判所に其申立書を差出さへざるあり

第三百三十一條 裁判所に於ては故障の申立ありたることを相手方に通知し且つ其知し且其事件を公判に付す可き期日を定め訴訟關係人を呼出す可し

通知
シラセル

職權
サイバシ
ロノケンリ

調査
シラセル

棄却
シラセル

受理
ウケル

欠席
アヘコエ

裁判所に於ては故障の申立ありたることを相手方に通知し且つ其事件を公判に付す可き期日を定め訴訟關係人を呼出す可きものなり

第二百三十二條 裁判所に於ては職權を以て故障を許す可きや否や又故障の期間に於て申立を爲したるや否やを調査し此要件の一を缺くときは判決を以て故障を棄却す可し

本條は裁判所の職權を以て故障を許否するの要件を定めたるものあり

第二百三十三條 故障の申立を受理したる場合に於ては更に通常の規定に従ひ裁判を爲す可し

前項の場合に於て故障申立人闕席したるときは更に故障を申立ることを得

故障の申立を受理したる場合に於ては更に通常の規定に従ひ裁判を爲す可し

前項の場合に於て故障申立人欠席したるときは更に故障を申立ること

規定 サダメ
準用 モチエル

管轄 トリアツカ
イナイ
受理 ウケル

とを得ざるあり

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條の規定は關席判決に對する故障にも亦之を準用す

第三章 地方裁判所公判

●本章凡て七條地方裁判所の公判を定めたるものあり

第二百三十五條 地方裁判所に於ては豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判に因り其管轄に屬する輕罪及び重罪の公訴を受理す又輕罪に付ては檢察事の起訴に因り其公訴を受理す

●地方裁判所に於ては豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判により其管轄に屬する輕罪及び重罪の公訴を受理す又輕罪に付ては檢察事の起訴に因り公訴を受理す

第二百三十六條 前章の規定は此章に別段の定めなきもの限り地方裁判所の輕罪、重罪の公判に準用す

●本條と此章に別段の定めなきもの限り區裁判所公判の章に規定する手續と同様に之を地方裁判所の輕罪、重罪の公判に準用する旨

と記載せるあり

開廷前公判ナレハ
受命判事 サイ
チヤウヨリメイ
セラントルナン
選任 プ

隨意ノハロ

事實發見 ノコト

第二百三十七條 重罪事件に付ては開廷前裁判長又は受命判事は裁判所書記に立會に依り一應被告人を訊問し且辯護人を選任したるや否やを問ふ可し

●若し辯護人を選任せざるときは裁判長の職權を以て其裁判所々屬の辯護士中より之を選任を可し被告人及び辯護士に異議なきときは辯護士一名をして被告人數名の辨護を爲さしむることを得
●書記は本條の訊問に付き特に調書を作る可し

●輕罪事件に付ては事さまで重大なるよあらざるか故に辯護人を用ゐると否とは被告人の隨意ありと雖も重罪は事重大あるか故に必ず辯護人を用ゆること、せり故に被告人に辯護人を選任したるや否やを問ひ若し選任せざるときは裁判長の職權を以て選任せざるものあり尤も被告人及び辯護士の承諾あるときは一名の辯護士をして數名の被告人を辨護せしむることを得るあり

第二百三十八條 裁判所に於て事實發見の爲め必要ありと認めるときは檢

臨檢
ミイダス
ハンサイノ
ペルコト

事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て受命判事をして臨檢の處分を爲し報告を爲さしむることを得

⑤ 裁判所に於て事實發見の爲め必要ありとするときは檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て受命判事をして臨檢の處分を爲し報告を爲さしむることを得るあり

第二百三十九條 裁判所に於ては被告人其罪を自白したるときと雖も仍は證據を取調へざる可からず

⑥ 被告人自白せたりと雖も必ずしも信ぜべきものにあらす即ちみがはりとある考もて白状するものま、あればあり

第二百四十條 裁判所に於ては被告事件區裁判所の管轄に属するものと認めたるるときと雖も第一審の判決を爲す可し

私訴に付き其請求の價額通常民事上區裁判所の管轄に属するるとき亦同し

⑦ 裁判所に於ては被告事件區裁判所の管轄に属するものと認めたるるときと雖も第一審の判決を爲すべきものとす

價額
アタイ
ノダイ
カ

私訴に付き其請求の價格通常民事上區裁判所の管轄に属するときは亦同様ありとす

第二百四十一條 裁判所に於て輕罪として受理したる事件を重罪ありとするときは又は檢事より更に其事件を重罪として訴追する決を申立てるときは豫審判事に送付する決定を爲す可し但被告人勾留を受けるときは勾留狀を發せしむる可し

其被告事件豫審を経たるときは公判を止め更に重罪事件として裁判を可き旨の決定を爲し受命判事をして其事件の取調を爲し報告を爲さしむ可し

受命判事は豫審判事に属する處分を爲しことを得

⑧ 裁判所に於て輕罪として受理したる事件を重罪ありとするときは又ハ檢事より更に其事件を重罪として訴追することを申立てるときは豫審判事に送付すへし此場合に於て被告人勾留を受けるときは勾留狀を發せしむるものとす

輕罪として受理したる事件重罪あるときに於て豫審を経たるときは

受理
ツク
訴追
ツク
送付
ツク

其公判を止め更に重罪事件として裁判すべき旨を決定し受命判事を
して其事件の取調を爲し報告を爲さしむべきあり

受命判事ある者は豫審判事所属する處分を爲すことを得るあり

第五編 上訴

第一章 通則

●本章凡て八條第五編全体に關する規則を定めたるものあり

上訴 ニハツツタ ヘルコト

第二百四十二條

●檢事其他訴訟關係人は法律に許したる上訴を爲すこと
を得

●檢事は被告人の利益の爲めにも亦上訴を爲すことを得

●爲すことを得るあり又檢事は原告の地位に立ものかれども社會の公
益を保護すべきもの上被告人の利益の爲めにも亦上訴を爲すことを
得るものあり

●上訴とは判決不服せずして再び判決を求むるものを云ふ

明言 アキラカ ニイフ

第二百四十三條

●辨護人は被告人に代り上訴を爲すことを得但被告人の

意思ロ

●明言したる意思に反することを得ず

●辨護人は被告人に代りて上訴を爲すことを得れども被告人の明言
したる意思に反することを得ず故に被告人上訴せんと明言したると
きは辨護人は獨立して上訴することを得ざるあり

第二百四十四條

●被告人の法律上代理人は獨立して上訴を爲すことを得

●被告人の法律上の代理人は被告人上訴を明言せると否とに關せず
獨立して上訴を爲すことを得るあり蓋し法律上被代理人の凡ての權
利を代理するものかれはあり

●法律上の代理人とは幼者の父母姉の夫禁治産者若管理人の如きもの
を云ふ

第二百四十五條

●勾留を受けたる被告人上訴を爲すに其申立書を監獄
署長に差出し署長は之を其裁判所に送致す可し

●勾留を受けつゝある被告人上訴を爲すは其申立書を監獄署長に
差出し署長より之を其裁判所に送り届くるものあり

第二百四十六條

●檢事と除く外上訴を爲したる者は其判決あるまで何時

法律上代理人
ハフリツアサダ
メタダイリニ
獨立シテ
カハラスコトニ
被代理人
モノ

にても之を取下くることを得

●**上訴を志したるものと其上訴の判決なき間は何時にても願下くることを得るなり然れども檢事は然らざる檢事は法律に熟達したる人おまて上訴をへき正當の理由あることを確かめたる上にて上訴したるべければ小兒の様に出してひつひまはれわけにはまらぬあり**

第二百四十七條

訴訟關係人天災其他避く可からざる事變の爲め上訴期間を経過したる場合に於て其旨を証明したるときは期間を経過したるに因り失ひたる權利を回復するものとを得但障礙の止むたる日より通常の期間内に其証明方法を申立書又記載し上訴を爲す可し

●**訴訟關係人天災其他避く可からざる事變の爲め上訴期間を経過したる場合に於て其旨を証明したるときは期間を経過したるに因り失ひたる權利を回復することを得るなり其然る所以は期間の経過被告人の意思若くは過失に出でたるにあらざりして事實止むべきより之に至りたるものなればかり例へば大風災若くは地震の爲又は戦争等の爲上訴を申立ることを得ずして其期間経過したるときは之の如し尤も**

天災 テノノサセ
ルワザハイ
経過 スギ
ケル
証明 アキ
ラカ
回復 ヘス
トリカ
障礙 サマ
ダゲ
方法 シカ
ダ
記載 カキ
セル

意見

其障礙即ち風災地震戦争等の止みたる日より起算して通常の期間内に其證明方法を申立書に記載して上訴を志すべきなり

●**第二百四十八條 前條の申立ありたるときは裁判所書記速に其申立書を相手方に送達す可し相手方は三日内に答辯書を差出すことを得上訴を裁判す可し裁判所に於ては檢事の意見を聴き先づ其申立を許す可きや否やを決定す可し**

●**前條の申立ありたるときは裁判所書記速に其申立書を相手方に送達す可し**

●**上訴を裁判をへき裁判所に於ては檢事の意見を聴き先づ其申立を許す可きや否やを決定す可し**

●**第二百四十九條 上訴完結の後其訴訟記録の上訴審に於て爲したる裁判の謄本と共に第一審裁判所に之を返還す可し**

第二章 控訴

完結 マツダク
チナル
返還 カヘ
ス

控訴
フタハヒト
リシラベテ
奥フモノ

●本章第二百五十條に始まり第二百六十六條を終る凡て十七條控訴の
ことを定めたるものあり

第二百五十條 控訴は區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる
本案の判決及び第百八十七條に規定したる本案前の判決に對し之を爲
ふことを得

●控訴の區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる本案の判
決及び第百八十七條に規定したる本案前の判決に對し之を爲すこと
を得るものにして第二審の裁判に對しては控訴することを得ざるも
のとき

覆審
カサキテ
シラヘル

控訴とは事實の覆審を求むる所の上訴を云ふ

第二百五十一條 控訴は判決の一分に限り之を爲すことを得若し之を限
らざるときは判決の全部に對し控訴を爲したるものと看做す可し

●控訴は判決の一分に限り之を爲すことを得るものあり然れども一
分に限らざるときは判決の全部に對し控訴を爲したるものと看做す
あり

期間
キゲン

第二百五十二條 控訴の期間は判決言渡ありたる日より五日とす

●控訴は判決言渡ありたる日より五日間内になすべきものあり尤も
之れには例外なきにあらす第二百四十七條の場合之れあり而して其
時間内に控訴せざるべきと最早控訴することを得

●控訴は判決言渡ありたる日より五日間内になすべきものあり尤も
之れには例外なきにあらす第二百四十七條の場合之れあり而して其
時間内に控訴せざるべきと最早控訴することを得

第二百五十三條 本案の判決に對する控訴の期間内及び控訴ありたると
きは判決の執行を停止す

●本案の判決に對する控訴の期間内及び控訴ありたるときと判決の
執行を停止すべきものあり

通知
シラセル

第二百五十四條 控訴を爲すもの其申立書を原裁判所に差出を可し
裁判所は控訴の申立ありたることを速に相手方に通知す可し

●控訴を爲すには其申立書を原裁判所に差出をべきものとす

執行
サイハンノ
トチリチコ
ナフ
停止
トヤメル

経過 スキサル

棄却 シリツケル

抗告ノコトハ第四
ニアリ

裁判所と此場合に於ては速に之を其相手方に通知すべきあり

第二百五十五條 原裁判所に於ては期間を経過したる控訴の申立は決定を以て之を棄却し可し此決定に對しては抗告を爲すことを得

●原裁判所に於ては期間を経過したる控訴の申立は決定して之を棄却せし此決定に對しては決して抗告を爲すことを得ざるあり

第二百五十六條 訴訟記録は檢事より控訴裁判所の檢事に送致し其檢事は之を裁判所に差出可し

公訴の判決に對し控訴ありたる場合に於て被告人拘留を受けたるときは檢事より之を控訴裁判所の監獄に移す可し

●訴訟記録は檢事より控訴裁判所檢事に送致し其檢事は之を裁判所に差出可きあり

公訴の判決に對し控訴ありたる場合に於て被告人拘留を受けたるときは檢事より之を控訴裁判所の監獄に移すべきものとす

第二百五十七條 控訴裁判所に於ては訴訟關係人に對し呼出狀を發したる後其裁判に取掛る可し

呼出狀の送達と出頭との間少くとも二日の猶豫ある可し

●控訴裁判所に於ては訴訟關係人に對し呼出狀を發したる後其裁判に取掛るへし

呼出狀の送達と出頭との間少くとも二日の猶豫あるべきものとす
第二百五十八條 控訴の裁判に付ては地方裁判所の第一審に關する規定を適用す

第一審に於て訊問したる證人又は鑑定を爲したる鑑定人は控訴裁判所に於て其再度の訊問鑑定を必要ありとせざるときは之を呼出さざることを得

●控訴の裁判に付ては地方裁判所の第一審に關する規定を適用するあり

第一審に於て訊問したる證人又は鑑定を爲したる鑑定人は控訴裁判所に於て其再度の訊問鑑定を必要ありとせざるときには之を呼出さざることを得るあり

控訴 コウソヒトガ
コウソシタ

第二百五十九條 控訴の相手方は其判決あるまで附帶控訴を爲すことを

ルトキツレニツ
ケアマタコウツ
スルコト

伸張 ハリノマス

主張 イヒナル

狭小 セマイ

調査 シラベル

棄却 シリツケル

得

控訴裁判所の檢事も亦附帶控訴を爲すことを得

●控訴の相手方は其判決あるまで附帶控訴を爲すことを得るあり控訴裁判所ノ檢事も亦附帶控訴ヲ爲すことを得るあり

是等のものは充分に其權利を伸張し其意見を主張することを得るか故に附帶控訴の必要なきか如く思へるれども決して然らず即ち控訴人一分に限り控訴を爲したるときは控訴審判の區域狭小にして附帶控訴を爲すにあらざれば十分に權利を伸張し意見を主張すること能はざるへし之れ本條を設くるの必要ある所以なり

第二百六十條 控訴裁判所に於ては控訴の期間内に於て申立を爲したるや否やを調査し期間の經過後に係るものと認むるときは判決を以て控訴を棄却す可し

●控訴裁判所に於ては控訴の期間内に於て申立を爲したるや否やを調査し期間の經過後に係るものと認むるときは判決を以て控訴を棄却す可し

原裁判所

モトノサイパン
シタルトコロ

交付 ナマリ
ワタス

第二百六十一條 控訴裁判所よ於ては控訴を理由ありしとせるときは判決を以て控訴を棄却す可し

●控訴を理由ありとせるときは原判決を取消し更又判決を爲す可し

●控訴裁判所に於ては控訴を理由ありとせるときは控訴を棄却する判決を爲すべく又控訴を理由ありとせるときは原裁判所の判決を取消し更に判決を爲すへきあり

第二百六十二條 控訴裁判所に於ては原裁判所の管轄違あることを認めたるときは原判決を取消し此場合に於て拘留を要するものと認めたるときは前勾留状を存し又は新に拘留状を發し其事件を檢事に交付す可し

●控訴裁判所に於ては原裁判所の管轄違あることを認めるときは原裁判を取消す可し然れども拘留を要するものと認めたるときは前勾留状を存し又は新に拘留状を發し其事件を檢事に交付すへきあり

●控訴裁判所に於ては原裁判所の管轄違あることを認めるときは原裁判を取消す可し然れども拘留を要するものと認めたるときは前勾留状を存し又は新に拘留状を發し其事件を檢事に交付すへきあり

原裁判所に於て不當に管轄違を言渡したるときに於ては其判決を取
消し事件を其裁判所に差戻さへざるものなり

第二百六十三條 前條第一項の場合に於て控訴を受けたる地方裁判所自
ら其事件に付き第一審として裁判権を有するときは更に其事件に付き
判決を爲す可し但事件重罪あるときは第二百四十一條の規定に従ひ處
分す可し

前條第一項の場合に於て控訴を受けたる地方裁判所自ら其事件に
付第一審として裁判権を有するときは飽までも更に其事件を審判し
決定を爲さへざる其事件重罪あるときは第二百四十一條の規定に
従ひ處分すへきなり

第二百六十四條 控訴院に於て地方裁判所が輕罪ありと判決したる事件
を重罪ありとするときは又は其事件を重罪ありとして主たる控訴又は附
帶控訴ありたるときは其公判を止め更に重罪事件として裁判す可し旨
の決定を爲し受命判事をして其事件の取調を爲さ報告を爲さしむ可し
受命判事と豫審判事に属する處分を爲すことを得

受命判事

メイチャウケ
タルハンジ

選任 エラブ

職權 シヨウケムノ
ケンリ

本條の場合に於て被告人辯護人を選任せざるときは第二百三十七條第
二項の規定に従ひ裁判長の職權を以て辯護人を選任す可し

控訴院に於ては地方裁判所が輕罪ありと判決したる事件を重罪あ
りとするときは又は其事件を重罪ありとして主たる控訴又は附帶控訴
ありたるときは其公判を止め更に重罪事件と爲す之に對し裁判すへ
き決定を爲す受命判事をして其事件を取調へしめ又報告を爲さしむ
へきなり此場合に於て受命判事は豫審判事に属する處分を爲すこと
を得

本條の場合に於て被告人辯護人を選任したるときは第二百三十七條
第二項の規定に従ひ裁判長の職權を以て辯護人を選任すへきなり

第二百六十五條 被告人、辯護人又は法律上代理人のみ控訴を爲したる
ときは原判決を變更して被告人の不利と爲すことを許さず
被告人の利益の爲め檢事より控訴を爲したるとき亦同し

被告人、辯護人又は法律上代理人のみ控訴を爲したるときは原判
決を變更して被告人の不利と爲すことを得ざるなり被告人の利益

變更 カヘル

の爲め檢事より控訴を爲したるときも亦然り
被告人、辯護人又は法律上代理人以外の訴訟關係人例へば民事原告
人控訴を爲したるとき又は被告人の利益の爲め檢事より控訴を爲
したるときは本條の言外にあるか故に被告人の利益と爲る裁判を
與ふることを得るあり

認可 ヲルヌ
錯誤 アヤマリ

嫌疑 ウタガイ
捜査 サガヌ

本條の如き設けあるは何の故か民事原告人若くは檢事か被告人の不
利益とあることなしと信認したるに却て原判決を變更して被告人に
不利益ある裁判を與ふるは即ち被告人を害するものおればなり
然れども道理上余は大に論議せべきものあり抑も法律は社會の秩序
安寧を維持し公益を保護せる爲めのものにして一人の爲に之を屈
せることを得ず若し一人の利益の爲に法律を枉ぐることを得べし
とせば秩序維持、公益保護の點何くあかある今茲に被告人罰金の
言渡を受け之を不當として控訴したり控訴裁判所に於て審理の上禁
錮の刑に當るべきものと決したりと假定せんか本條に據れば被告人
の不利益とある判決を爲すことを得ざるか故に原刑即ち罰金の刑を

心外 コノロエヌ

棄却 サゲル

不當と知りつ、法律を誤りたりと知りつ、認可せざるへからず之れ
原判決の錯誤の爲に被告人に不利益を與ふることを得ずとの主旨を
るべしと雖も法律を枉ぐるものにあらずして果して何ぞや公益の爲
あらんには被告人の利益を屈するも何かある法律は法律通りに執行
せべきあり而も被告人の爲に之を枉ぐることをあるは何ぞ吾人の最も
悲しむべき事も公益の爲に忍ばざるへからざるにあらざや人の身
体の税所を嫌疑の爲には捜査することを得べしと定めたるにあら
ざや之れ實に心外の至りありと雖も公益の爲には涕と怨みとを飲ん
て之れに従はざるへからず之れと比せは罪あるものに相當の刑を科
し義務あるものに履行を命ずるは毫も痛む所なきにあらずや否當然
のよとにあらざや余は被告人辯護人又は法律上代理人の控訴を爲
したるとき又は被告人の利益の爲め檢事より控訴を爲したるときと
雖も原判決を變更して被告人の不利益と爲すことを許すとの理由
を見出すこと能はざるあり本條は早く改正せられんことを望む
第二百六十六條 控訴申立人出頭せざるときは關席判決を以て控訴を棄

却之相手方出頭せざる時は申立人の意見を聴き闕席判決を爲す可し

第三章 上告

●本章第二百六十七條に始まり第二百九十二條に終る凡て二十六條上告のことを定めたるものあり

第二百六十七條 上告は地方裁判所又は控訴院の第二審に於て爲したる本案の判決及び第八十七條に規定したる本案前の判決に對し之を爲すことを得

●上告は地方裁判所又は控訴院の第二審に於て爲したる本案の判決及び第八十七條に規定したる本案前の判決に對し之を爲すことを得るもれあり

上告より裁判の裁判を求むるものを云ふ訴訟事件の覆審を求むるものは控訴にして上告は前裁判の法律の適用を不當として放棄を求むるものあり故に一は事實の争ひにして一は法律の争ひあり

違背 ヲムク
適用 アテハメル

第二百六十八條 上告は法律に違背したる裁判あることを理由とするときに限り之を爲すことを得

法則を適用せず又は不當に適用したるときは法律に違背したるものとす

●上告は法律に違背したる裁判あることを理由とするときに限り之を爲すことを得るものあり故に例へば人を殺傷せざる又殺傷したりとの判決を下せしと不當ありと云ふか如きと事實の争ひに於て法律に違背したることを理由とするものにあらざるか故上告することを得

法則を適用せし又は不當に適用したるときは法律に違背したるものとす

第二百六十九條 裁判は左の場合に於て常に法律に違背したるものとす

第一 規定に従ひ判決裁判所を構成せざりしとき

第二 法律に依り職務の執行より除斥せられたる判事裁判に參與したるときは但思避の申請又は上訴を以て除斥の理由を主張したるも其效なかりしときは之を以て上告の理由と爲すことを得す

第三 判事忌避せられ其忌避の申請を理由ありと認めたるに拘はら

違背 ヲムク
規定 サダメ
構成 タミナス
除斥 ノソク
參與 カハメル
主張 イヒナル

受理 ヲケル

意見 ミコミ

齟齬 クヒチガイ

擬律 ハフリツニ
テラシテア
ラダメ

ルコト

錯誤 アヤマリ

● 裁判に參與したるとき

第四 裁判所に於て其管轄又は管轄違を不當に認めたるとき

第五 法律に背き公訴を受理し又は受理せざるるとき

第六 法律に定めたる場合に於て檢事の意見を聴かざるるとき

第七 裁判所に於て請求を受けたる事件に付き判決を爲さず又は職權を以て判決を爲したるときを得へき場合を除く外請求を受けざる事件に付き判決を爲したるとき

第八 判決を公行せしめ又は公開を禁ざる言渡さくして辯論を公にせざるるとき

第九 裁判に理由を付せず又は其理由の齟齬あるとき

第十 擬律の錯誤あるとき

● 本條は上告を爲し得へき場合を規定したるものあり

● 裁判は左の場合に於ては常に法律に違背したるものとせざるあり

第一 規定に従ひ判決裁判所を構成せざりしとき

● 法律に定めたる規則に従ひ判決裁判所を構成せざりしときは裁判

官の員數定員に充たざることを檢事の立會さくして判決したるとき

如き場合を云ふものなり

第二 法律に依り職務の執行より除外せられたる判事裁判に參與したるとき但忌避の申請又ハ上訴を以て除外の理由を主張したるも其効をかりしときは之を以て上告の理由と爲すことを得ず

判事第四十條に掲けたる四个の理由中の一あるときは職務の執行より除外せらるゝあり然るに其判事にして裁判に參與したるときは其裁判假令公平を誤らざるにもせよ不正に出でたるやの疑ひは免れず

之れ是れを上告の理由とすることを許したる所以あり然れども檢事其他訴訟關係人より忌避の申請又は上訴を以て除外の理由と主張したるも其効をかりしときは之を以て上告の理由とすることを得ざる

第三 判事忌避せられ其忌避の申請の理由ありと認めたるに拘はらず裁判に參與したるとき

此項は殆んど前の項と同一のものとにして別に有用あらざるか如し然

員數定員
ヒトカメチサダ
メタルカメ

れども僅かに効用あり

第四十一條により檢事其他訴訟關係人より忌避を申請するには第四十條の除斥の理由あるときのみに限らず即ち四十條の理由外と雖も偏頗ある裁判を爲すことを疑ふに足るべきときは忌避を申請するを得るなり

此項は即ち第四十條の理由以外の場合に於て忌避し判事其忌避の申請を理由ありと認めつ、なほ裁判に參與したる場合あり此れ此項の全く無用あらざる所以あり

管轄違トリアツ
ガウトイフコト

第四 裁判所に於て其管轄又は管轄違を不當に認めたるとき
裁判所に於て其管轄又は管轄違を不當に認めたるときは管轄をへきものを管轄違ありと判決し、管轄にあらざる裁判所に事件を移すの判決をなし又は管轄違のものを管轄ありと判決したるときは之を云ふ

裁判所に於て其管轄又は管轄違を不當に認めたるときは即ち法律に違背したるものあり之れ上告するを得る所以なり

受理
マケル
消滅
キムル

第五 法律に背き公訴を受理し又ハ受理せざるべき

法律に背き公訴を受理し又は受理せざるべきは公訴權消滅したるにもかゝはらず公訴を受理したるとき、告訴を待ちて受理せしむべき事件を告訴なきに受理したるとき又は受理せしむべき公訴あるに之れを受理せざるべきの如きを云ふ

第六 法律に定めたる場合に於て檢事の意見を聞かざるべき

法律に定めたる場合に於て檢事の意見を聞かざるべきとは例へば豫審終結前に檢事の意見を聞かざるべき、保證金を沒收するときに檢事れ意見を聞かざるべきの如き場合を云ふ

第七 裁判所に於て請求を受けたる事件に付き判決を爲さず又は

職權を以て判決することを得べき場合を除く外請求を受けざる事件に付き判決を爲したるときは之の如き場合を云ふ

訴ふるときは之を理し訴へされば之を理せざる之れ治罪の大原則あり故に之に背くときは上告することを得るなり
職權を以て判決することを得べき場合には訴あることを要せずして

判決にへきあり第百八十五條に定めたる附帯犯を第百八十四條に従ひ判決する場合の如き即ち然り
 裁判所に於て請求を受けたる事件に付き判決を爲さずとは私訴を受けて刑の言渡をのみおし私訴の言渡を爲さるるか如き場合を云ふ
 (私訴は公訴より後に判決を爲さることを得るか故に公訴と同時に私訴を判決せざりしとて上告の理由とあるにあらす余の私訴の言渡を爲さるるときとは同時に後日にも絶て言渡のなき場合を云ふあり)ものにして全く判決なき場合を云ふものにあらず何とすれば全く判決なきときは判決の判決を求むること能はざる道理ありはかり故に全く判決なきときは判決を促さへく又故意に出て、裁判せざるるときは刑法の制裁を受くべきあり
 第八 判決を公行せず又は公開を禁する言渡をくして辨論を公にせざるべき
 裁判を公行するは裁判の公平を維持し信憑を保たんか爲かり若し之れを公行せざるときは其裁判の不公平ある嫌疑あり之れ上告を許す

所以

第九 裁判に理由を付せし又は其理由の齟齬あるときは

裁判には事實と法律の理由を付すべきものあり若し然らざるときは裁判の基礎を失ひ専恣の處置と看做さるへからん又理由齟齬するときは例令は甲は窃盜したるものなり故に詐欺したりと云ふか如きときは裁判の正確を得ざるものと云ふべし之れ上告するを得る所以あり

第十 擬律の錯誤あるときは

擬律の錯誤とは法律の適用を誤るものを云ふ例へは窃盜犯を有夫姦の刑に照して處断するか加さ然り

第二百七十條 免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め設けたる規定に背きたること又は土地の管轄違ありと雖も上告は理由と爲すことを得ず

免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め設けたる規定に背きたること又は土地の管轄違ありと雖も上告の理由

被告人ノ利益ノ爲
メ設ケタル規定ト
ハ重罪ニハ必ス辯
護士ヲ選任スルモ
ノト云フカ如キ規
定ヲ云フモノナリ

と爲すことを得ざるものあり
此定めあるは被告人に利ある判決を爲したるときは其違法を責むる
の道理なく又場所の管轄は他の管轄と異にして裁判の信用を固くそ
る爲に定めたるものにあらずして費用と便宜との点より定めたるも
のされは之に背くも社會の公益を害すること少小あり故に上告の理
由と爲すことを許さざるあり

被告人の利益の爲めに設けたる規定にあらざして公益の爲に設けた
る規定に背くとき又は土地以外の管轄違あるときは本條の言外あり
とす

第二百七十一條 上告申立の期間は判決言渡ありたる日より三日とす

●上告は判決言渡ありたる日より起算して三日内にあそへきものな
り

停止トノメル

第二百七十二條 本案の判決に對する上告の期間内及び上告の申立あり
たるときは拘留及び放免の言渡を除く外判決の執行を停止す
●本案の判決に對する上告の期間内及び上告の申立ありたるときは

拘留及び放免の言渡を除く外判決の執行を停止するなり
若し之を執行するるときは上告の申立理由ありて其主旨立つも其人を
害するに至ればかり例令は死刑の宣告を受け上告中執行せられたら
んには上告するの要もあかるべく又上告の主旨立つも何の効用をか
るべきあり之れ法律に於て上告を許したる主旨に違ふものと云ふべ
し故に本條に於て上告の期間内及び上告中判決の執行を停止すると
定めたる所以あり然れども拘留及び放免の言渡は停止せず若し拘留
の言渡を執行せされは被告人逃走の恐れあるべく又放免の言渡を執
行せされは被告人を害するに至るべければかり

趣意書
上告スルワケチ
カキタルモノ

第二百七十三條 上告を爲すおは其申立書を原裁判所に差出し且其申立
を爲したる日より五日内に趣意書を差出を可し
裁判所は上告申立書及び趣意書を受取りたるより二十四時間内に之を
相手方に送達す可し

●上告を爲すには其申立書を原裁判所に差出し且其申立を爲したる
日より五日内に趣意書を差出すへし而して裁判所は上告申立書及び

趣意書を受取りたるより二十四時間内に之を相手方に送達せしむるものとす

第二百七十四條

相手方は上告申立書及び趣意書を受取りたる日より五日内に答辨書を原裁判所に差出すことを得

裁判所は其答辨書を受取りたるより二十四時内に之を上告申立人に送達す可し

裁判所より送達したる上告申立書及び趣意書を相手方の受取りたる日より五日内に答辨書を其原裁判所に差出すことを得るあり

裁判所は相手方の答辨書を受取りたるより二十四時内に之を上告申立人に送達せしむるものとす

第二百七十五條

檢事より差出せし上告申立書及び趣意書又は答辨書は二通を作り一通を上告裁判所に差出し一通を相手方に送達す可し

私訴の判決に對し訴訟關係人より差出す可き上告申立書及び趣意書又は答辨書に付ても亦同し

檢事より差出す可き上告申立書及び趣意書又は答辨書は二通を作り

經過

棄却

其一通は之を上告裁判所に差出し其他の一通は之を相手方に送達すへきあり私訴の判決に對し訴訟關係人より差出すへきものも亦同し手数を要するものあり

第二百七十六條 原裁判所に於ては期間を経過したる上告は決定を以て之を棄却す可し此決定に對しては抗告を爲すことを得

原裁判所に於ては期間を経過したる上告は取合はせ之を棄却すへきものにして此決定に對しては抗告を爲すことを得ざるなり

第二百七十七條 訴訟記録は檢事より上告裁判所の檢事に送致し其檢事は之を裁判所より差出す可し

訴訟記録は檢事より上告裁判所の檢事に送達し其檢事は之を裁判所に差出すへきあり

第二百七十八條 上告の相手方は其判決あるまで附帶上告を爲すことを得

上告裁判所の檢事も亦附帶上告を爲すことを得

上告の相手方は判決あるまで附帶上告を爲すことを得るあり上告

選任ニテ

裁判所の検事も同様あり

第二百七十九條 上告申立人及び相手方は辨護士を差出さることを得
重罪の刑の言渡を受けたる者上告を爲し又は検事より重罪の刑に該
可きものとして上告を爲したる場合に於て刑の言渡を受けたる者自ら
辨護士を選任せざる時は上告裁判所長の職權を以て其裁判所々属の
辨護士中より之を選任可し

●上告申立人及び相手方は辨護士を差出さることを得るあり

重罪の刑の言渡を受けたる者上告を爲し又は検事より重罪の刑に該
る可きものとして上告を爲したる場合に於て刑の言渡を受けたる者
自ら辨護士を選任せざる時は上告裁判所長の職權を以て其裁判所
々属の辨護士中より之を選任可し

第二百八十條 裁判長は受命判事を定む可し

●受命判事は訴訟記録を檢閲し其報告書を作る可し但自己の意見を付す
可からず

●受命判事を定むるは裁判長にあり

檢閲ニテ

受命判事の爲すべきものは訴訟記録を檢閲し其報告書を作るとあり
之に對し自己の意見を付す可からざるあり

第二百八十一條 上告申立人及び相手方は受命判事の報告書を出すま
ては其趣意を擴張可き辯明書を上告裁判所に差出すことを得
●受命判事報告書を出したる後辯明書を出したるときは之を其報告
書に添ふ可し

●上告申立人及び相手方は受命判事の報告書を出すまでは十分其
趣意を擴張することを得るあり

受命判事報告書を出したる後辯明書を出したるときは之を其報
告書に添ふ可きあり

第二百八十二條 裁判所書記は開廷より三日前に開廷の期日を上告申立
人及び相手方の辨護士に報知す可し
●裁判所書記は開廷より三日前に其期日を上告申立人及び相手方の
辨護士に報知すへし開廷當日の準備を完全ならしめんか爲めあり

第二百八十三條 開廷の日には受命判事先づ其報告書を朗讀す可し

朗讀ニテ

検事及び弁護士は各其趣意を辨明を可し
私訴の上告に付ては検事最終に其意見を陳述を可し

●開廷の日又は受命判事先づ其報告書を朗讀すへし

●開廷の場合には検事最終に其意見を陳述をへきものとする
●開廷の場合には検事最終に其意見を陳述をへきものとする

第二百八十四條 上告申立人又は相手方より辨護士を差出さるるときは其儘にて判決を爲す可し

●上告申立人又は相手方より辨護士を差出さるるときは其儘にて判決を爲す可し

棄却 ショツケル
第二百八十五條 上告裁判所に於ては上告の理由なきとき又は法律上の方式及び期間内に於て起さるるときは判決を以て之を棄却す可し

●上告裁判所に於ては上告の理由なきとき又は法律上の方式及び期間内に於て起さるるときは判決を以て之を棄却す可し

破毀 ヤナル
第二百八十六條 上告を理由ありとするときは其上告に係る判決の部分を破毀し其事件を他の裁判所に移す可し但後二條に記載し

たる場合は此限に在らず

●上告を理由ありとするときは其上告に係る判決の部分を破毀し其事件を他の裁判所に移す可し但後二條に記載する場合は此限に在らざる可し

擬律 ハフリツニ
アアハムル
第二百八十七條 擬律の錯誤又は法律に背き公訴を受理したるに因り判決を破毀したるときは其事件を他の裁判所に移す可し

●擬律の錯誤又は法律に背き公訴を受理したるに因り判決を破毀したるときは其事件を他の裁判所に移す可し

受理 ウケル
第二百八十八條 公判の手續規定に背きたることありと雖も其後の手續に利害を及ぼさざるときは其事件を他の裁判所に移す可し

●公判の手續規定に背きたることありと雖も其後の手續に利害を及ぼさざるときは其事件を他の裁判所に移す可し

關係カレハリ

て可あり

第二百八十九條 判決の一分に對し上告ありたる場合に於て他の部分に關係あるときは其部分をも破毀す可し

擬律の錯誤又は法律に背き公訴を受理したるよ因り被告人の利益の爲めに判決を破毀したるときは其利益は上告を爲さざる共同被告人も及ぼす可し

●判決の一分に對し上告ありたる場合に於て他の部分にて係あるときは其部分をも破毀すべきものあり

擬律の錯誤か又は法律に背き公訴を受理したるに因り被告人の利益の爲めに判決を破毀しあるときは其利益は上告を爲さざる共同被告人にも及ぼすへ是れ當然ありとす

接近チカフ

第二百九十條 上告裁判所に於て破毀したる事件を他の裁判所に移す言渡を爲す可きときは原裁判所に接近したる同等の裁判所を指定す可し其單に私訴に係る事件は之を其裁判所の民事部に移す可し

●上告裁判所に於て破毀したる事件を他の裁判所に移す言渡を爲す

可きときに於ては原裁判所に接近したる同等の裁判所を指定す可きあり其事件單に私訴に係るときは之を其裁判所の民事部に移すへべきものとす

第二百九十一條 第二百六十五條の規定は上告にも亦之を準用とす

●第二百六十五條に規定する法律と上告にも亦之を準用するあり

第二百九十二條 第一審裁判所と第二審裁判所とを問はず法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑を言渡したる場合に於て期間内に上訴する者なくして其判決確定したるときは其事件に付き上告を受くる權ある裁判所の檢察官は司法大臣の命に因り又は職權を以て何時にても其裁判所に非常上告を爲すことを得

非常上告を理由ありとるときは原判決を破毀し直ちに其事件に付き判決を爲すべし

●第一審裁判所と第二審裁判所とを問はず法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑例へは重禁錮に當るべきものも重懲役を言渡したるか加き場合よ於て上訴の期間内に上訴とす

る者なくして其判決確定したるときは其事件に付き上告を受くる權ある裁判所の檢事の司法大臣の命に因り又は職權を以て何時までも其裁判所に非常上告を爲すことを得るあり尙ほ云は、左の場合に於ては非常上告を爲すことを得るあり

- 一 法律に於て罪とあらざる所爲を罪とし刑を言渡したるとき
- 二 相當の刑より重き刑を言渡したるとき
- 三 右二個の場合共に判決確定せしとき

故に相當の刑より輕き刑を言渡したるときは非常上告の原由と爲るを得ず蓋し被告人を害すればかり
非常上告を理由ありとするときは原判決を破毀し直ちに其事件に付き判決を爲すへきあり

第四章 抗告

●本章凡て八條抗告のことを定めたるものあり

第二百九十三條 抗告は法律に於て特に許したる場合に限り之を爲すことを得

抗告 サイパンシ
イニフクセツシ
テコシヨウチイ
フコト

●抗告は法律に於て特に許したる場合に限り之を爲すことを得るあり

第二百九十四條 抗告に付ては直近の上級裁判所其裁判を爲す可し

抗告裁判所の裁判に對しては抗告申立人より更に抗告を爲すを得

●抗告に付ては直近の上級裁判所其裁判を爲す可し

抗告裁判に對しては抗告申立人より更に抗告を爲すことを得るあり

第二百九十五條 抗告の期間は裁判の送達ありたる日より三日とす

●抗告の期間は裁判の送達ありたる日を加へ三日とす

第二百九十六條 抗告を爲すには其申立書を原裁判を爲したる裁判所又は豫審判事に差出を可し

其裁判所又は豫審判事に於て抗告を理由ありとするときは不服の點を更正又理由なしとするときは意見を付して三日内に抗告申立書を抗告裁判所に送致し且豫審終結の決定に對する抗告に付ては訴訟記録をも送致を可し

更正 アラタメ
タマス

● 抗告を爲すには其申立書を原裁判を爲したる裁判所又は豫審判事に差出す可し

其裁判所又は豫審判事に於て抗告を理由ありとするときは不服の點を更正し又理由なしとするときは意見を付して三日内に抗告申立書を抗告裁判所に送致す豫審終結の決定に對する抗告に付ては訴訟記録をも送致すへきあり

第二百九十七條 抗告裁判所に於ては檢事の意見を聽き書類に依り抗告の裁判を爲す可し

● 抗告裁判所に於ては檢事の意見を聽き書類に依り抗告の裁判を爲すへきものとす

第二百九十八條 豫審終結の決定に對する抗告に付き抗告裁判所に於て必要ありとするときは受命判事をして事件の取調を爲し報告を爲さしむることを得

● 豫審終結の決定に對する抗告に付抗告裁判所に於て必要ありとす

● 豫審終結の決定に對する抗告に付抗告裁判所に於て必要ありとす

るときは受命判事をして其事件の取調を爲し報告を爲さしむることを得るあり

調査シラベル

第二百九十九條 抗告裁判所に於ては抗告を許す可きや否や又抗告の期間内に於て申立を爲したるや否やを調査し此要件の一を闕くときは其抗告を棄却す可し

● 抗告裁判所に於ては抗告の許否又抗告の期限内に於て申立を爲したるや否を調査し此要件の一を欠くときは其抗告を棄却すべきなり

第三百條 抗告裁判所に於て抗告を理由ありとするときは原裁判を取消し自ら更に裁判を爲し又抗告を理由なしとするときは之を棄却す可し

● 抗告裁判所に於て抗告を理由ありとするときは原裁判を取消し自ら更に裁判を爲す抗告を理由なしとするときは之を棄却す可きあり

第六篇 再審

● 再審の訴とは裁判確定となりたる後被告人の利益の爲め事實の錯誤を正さんとせる非常の上訴あり

第三百一一條 再審の訴は左の場合に於て重罪、輕罪の刑の言渡に對し被

告人の利益の爲め之を爲すことを得但判決確定の後に非されは之を爲すことを得ず

第一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたるも其殺されたりと認められし者犯罪後生存し又は犯罪前既に死去したる確證ありたるとき

第二 同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたるとき

第三 犯罪ある以前に作りたる公正證書を以て當時其場所に在らざることを證明したるとき

第四 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたるとき

第五 公正證書を以て訴訟記録に偽造又は錯誤あることを證明したるとき

第六 判決の憑據と爲りたる民事上の判決他の確定と爲りたる判決を以て廢棄若くは破毀せられたるとき

●同一の事件に付き共犯に非として別に刑の言渡を受けたるものあるときは被告人其本犯よあらざると明かあり故に再審の訴を許すことを得あり

犯罪ある以前に作りたる公正證書を以て犯罪のある當時犯罪の地に在らざるとを證明したるときは本犯にあらざると明なり

被告人を陷害したる罪により刑を受けたるときは證人偽證したるが爲め即ち被告人を罪に陥れんか爲め裁判所に於て證人とあり虚偽の陳述を爲したるが爲めに刑を害けたるときを云ふなり如此者あるときは被告人其本犯にあらざるや明かなり

第三百二條 再審の訴を爲すことを得べき者左の如し

第一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢事

第二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢事

第三 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する上告裁判所の檢事

但司法大臣の命み因り又は職權を以て其訴を爲す可し

第四 刑の言渡を受けたる者